

平成 27 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 28 年 5 月

「平成 27 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

○ 政策評価法第 19 条（注）に基づき、毎年、国会に報告（今年で 14 回目）

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）抄
（国会への報告）

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 平成 27 年度の政策評価実施件数は、2,657 件（平成 26 年度実績：2,432 件）

○ 事前評価：863 件

- ・ 公共事業：388 件
- ・ 研究開発課題：138 件
- ・ 規制：129 件 等

○ 事後評価：1,794 件

- ・ 目標管理型の政策評価（注）：303 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象に評価：439 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象に評価：983 件 等

（注）「目標管理型の政策評価」：各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価

2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等を実施

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価

ア 政策への反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進：246 件
- ・ 施策の改善・見直しを実施：54 件 等

イ 予算概算要求への反映状況

- ・ 予算概算要求への反映：257 件

ウ 事前分析表への反映状況

- ・ 達成すべき目標を変更：7 件
- ・ 測定指標を変更：102 件
- ・ 達成手段を変更：17 件 等

○ 未着手・未了の事業の事後評価

- ・ これまでの取組を引き続き推進：419 件
- ・ 事業の改善・見直しを実施：12 件
- ・ 事業の休止又は中止：8 件

⇒ 3 省で計 8 事業を休止又は中止 [厚生労働省、農林水産省、国土交通省]

上記8事業に係る総事業費：約1,201億円

同 残事業費：約 752億円

3 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

- 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）
「食育の推進」（平成27年10月23日意見通知）及び「グローバル人材育成の推進」（評価を実施中）について実施
- 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）
 - ・ 租税特別措置等に係る政策評価の点検
対象とした政策評価は、12行政機関の105件。このうち93件について課題を指摘。補足説明等を求めた結果、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書は20件
 - ・ 規制の事前評価の点検
対象とした政策評価は、9行政機関の79件。このうち54件について課題を指摘し、補足説明等を求めた。
 - ・ 公共事業に係る政策評価の点検
対象とした政策評価は、3行政機関の7事業区分33件。このうち8件について個別の課題を指摘。また、13件について事業区分等に共通する課題を指摘。指摘に対し、各行政機関が評価のやり直し等を実施中

4 平成27年度における政策評価の取組（トピック）

- 政策評価の改善方策についての検討状況
平成28年2月、政策評価審議会において、以下の政策評価の改善方策を取りまとめ
 - ・ 目標管理型の政策評価
 - ① モニタリングの活用・評価対象の見直し
 - ② 目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化
 - ③ 測定指標の定量化等
 - ・ 規制に係る政策評価
 - ① ベースライン（比較対象となる規制の新設・改廃を行わなかった場合の状況）の適切な設定
 - ② 費用・便益の定量化・金銭価値化の方法（金銭価値化が困難な場合でも可能な限り定量化）
 - ③ 代替案（比較対象となる規制以外の手段、他の規制手法）の適切な設定

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てるものである。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 27 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 14 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に「Ⅱ 平成 27 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 27 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 27 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載した上で、「Ⅳ 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」及び「Ⅴ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価」でその詳細を記載している。

目 次

I	政策評価制度の概要	
1	政策評価制度の仕組み等-----	1
2	政策評価の実施時期-----	6
3	政策評価の方式等-----	7
II	平成 27 年度における政策評価の取組（トピック）	
1	目標管理型の政策評価の改善方策についての検討状況-----	11
2	規制に係る政策評価の改善方策についての検討状況-----	12
III	政策評価等に関する計画、平成 27 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕	
1	各行政機関が行う政策評価（概要）-----	15
2	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）-----	33
IV	各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕	
	内閣府-----	37
	宮内庁-----	47
	公正取引委員会-----	49
	国家公安委員会・警察庁-----	53
	個人情報保護委員会-----	61
	金融庁-----	65
	消費者庁-----	73
	復興庁-----	79
	総務省-----	83
	公害等調整委員会-----	89
	法務省-----	93
	外務省-----	99
	財務省-----	111
	文部科学省-----	119
	厚生労働省-----	127
	農林水産省-----	143
	経済産業省-----	157
	国土交通省-----	165
	環境省-----	189
	原子力規制委員会-----	195
	防衛省-----	199
V	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
1	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況-----	203
2	統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等-----	205

- * 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 27 年度に評価書が公表されたものである。
なお、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、平成 28 年度予算の成立(平成 28 年 3 月 29 日)に伴い同年 4 月までに公表されたものを含み、26 年度報告に含まれたものを除いている。
- * 「IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」は、行政機関ごとに、「1 政策評価に関する計画の策定状況」、「2 政策評価の実施状況等の概要(総括表)」及び「3 評価対象政策の一覧」の 3 項目で構成している。
なお、3 で記載している各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況についての詳細は、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)に掲載している。
- * 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)において、一元的に閲覧・利用することが可能である。

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

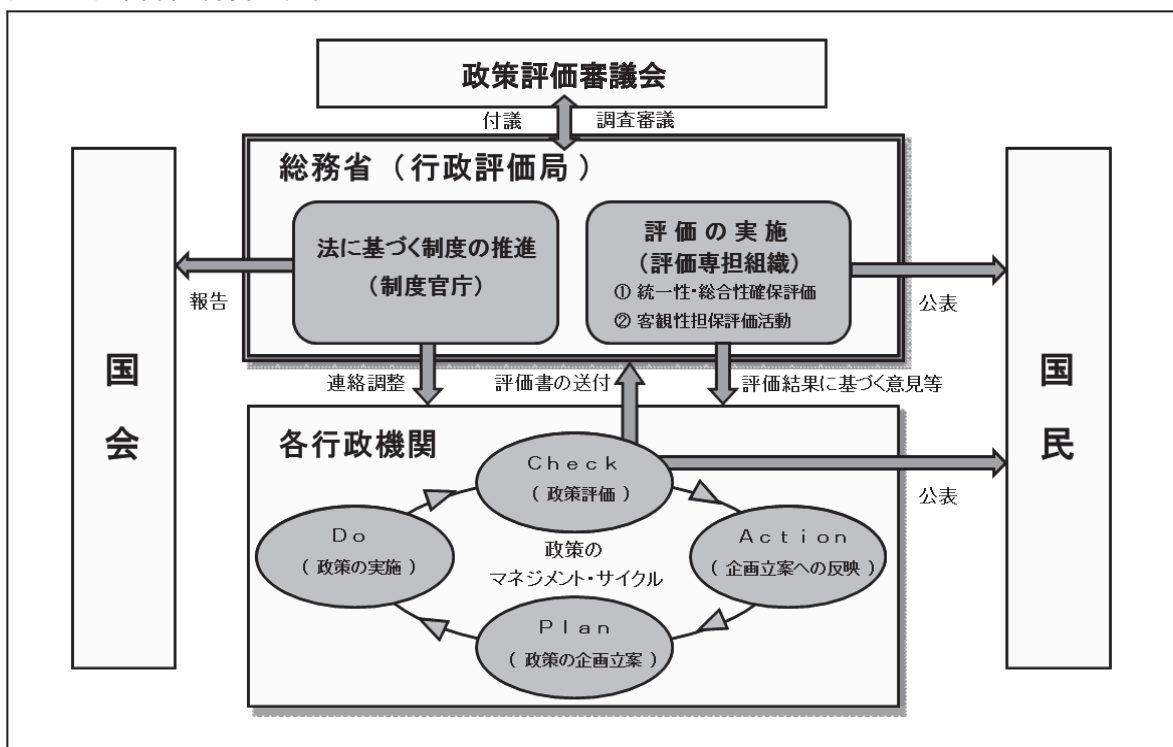
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【後記Ⅰ 図4（8ページ以下）参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（1）-ア（15ページ以下）及びⅣ（37ページ以下）参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ-1-（1）-イ（16ページ以下）及びⅣ（37ページ以下）参照】

(ウ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（2）-イ（24ページ以下）及びⅣ（37ページ以下）参照】

(イ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（3）（27ページ以下）及びⅣ（37ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2-（1）（33ページ）及びⅤ（203ページ以下）参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、又は 2 以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ-2-(2)-ア(34 ページ以下)及びⅤ(203 ページ以下)参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において、当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において、当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ-2-(2)-イ(35 ページ以下)及びⅤ(203 ページ以下)参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価審議会

政策評価に関する基本的事項、各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項等について調査審議し、総務大臣に意見を述べるため、また、法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理する等のため、総務省に政策評価審議会が設置されている。

【後記Ⅱ(11 ページ以下)参照】

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況(法施行後の推移)

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度の法施行から 27 年度までの 14 年間で延べ 74,662 件実施されている。

平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は約 4,000 件となった。

平成 20 年度は約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公

共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって5年又は10年）以上が経過しているものについての評価）の時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成21年度以降は、国土交通省における再評価の時期が到来したものが少なかったほか、公共事業の評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の件数が減少していること等から、約2,400～2,900件程度で推移しており、27年度は2,657件となっている。

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成14年度以降27年度までに、25テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成16年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、27年度までに計1,681件の政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（22年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

表1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

年度	各行政機関における評価実施件数 (単位：件)	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
		統一性又は総合性を確保するための評価で勧告等を行ったもの ()内は評価実施テーマ数で、複数年度にまたがる評価があり、翌年度以降に勧告したものを含む。	政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 ()内は課題等を指摘した件数
平成14	10,930	2 (9)	要件審査結果公表
15	11,177	4 (7)	要件審査結果公表
16	9,428	5 (5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (11件)
17	9,796	1 (7)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (23件)
18	3,940	1 (6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (25件)
19	3,709	2 (6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (47件)
20	7,088	2 (5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (50件)
21	2,645	2 (4)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (39件)
22	2,922	1 (3)	点検結果公表 (租特：219件、規制：82件)

23	2,748	1 (3)	点検結果公表 (租特：165件、規制：85件、公共事業(22年度分)：52件、公共事業(23年度分)：11件)
24	2,631	1 (3)	点検結果公表 (租特：163件、規制：35件、公共事業：13件)
25	2,559	1 (3)	点検結果公表 (租特：221件、規制：54件、公共事業：11件)
26	2,432	1 (2)	点検結果公表 (租特：133件、規制：66件、公共事業(25年度分)：3件、公共事業(26年度分)：18件)
27	2,657	1 (2)	点検結果公表 (租特：93件、規制：54件、公共事業：8件)
計	74,662	25	(計 1,681件)

- (注) 1 統一性又は総合性を確保するための評価のテーマ名については、図4(8ページ以下)参照
- 2 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の公表状況については、図4(8ページ以下)参照
- 3 課題等を指摘した件数には、補足説明の結果、課題等が解消した評価を含む。

2 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限までに多く実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

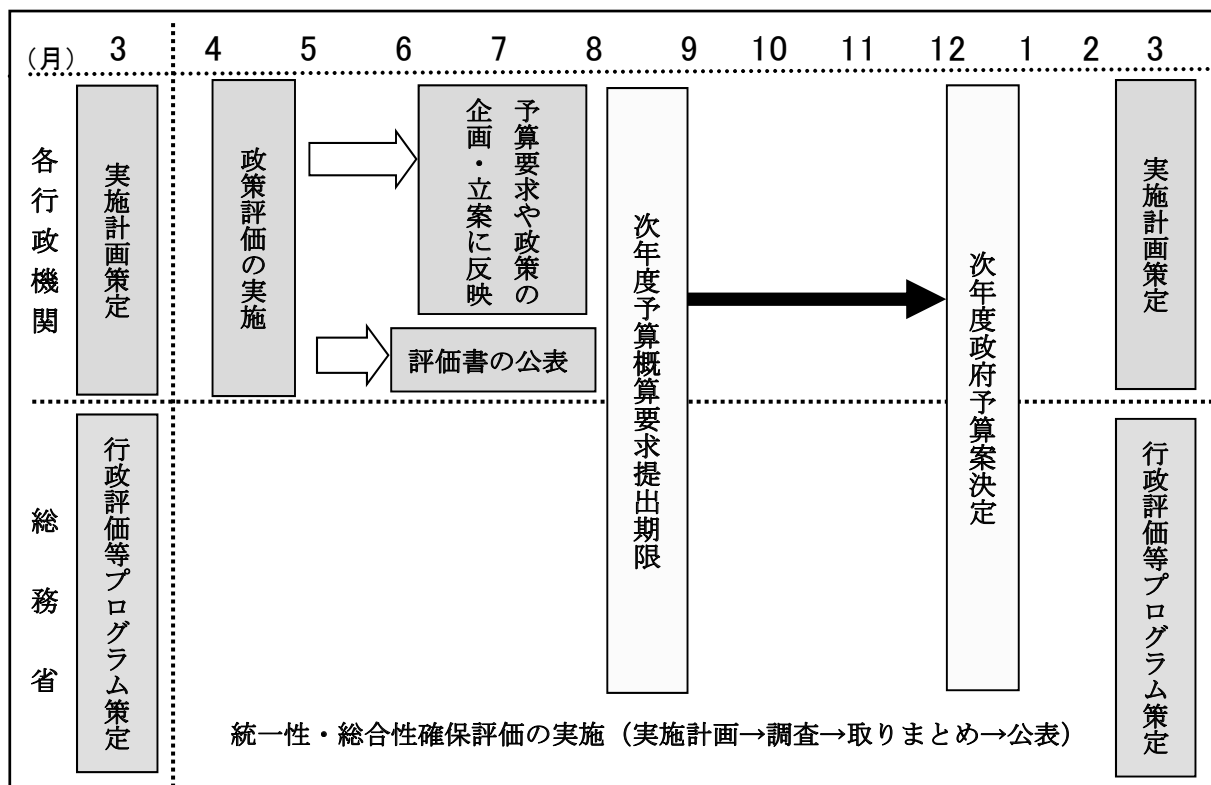
【後記Ⅲ-1- (2) -イ (24 ページ以下) 及びⅣ (37 ページ以下) 参照】

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (33 ページ) 及びⅤ (203 ページ以下) 参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



3 政策評価の方式等

(1) 評価の三方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

【後記Ⅲ-1-(2)-ア-表4(22ページ)及びⅣ(37ページ以下)参照】

図3 政策評価の代表的な評価方式

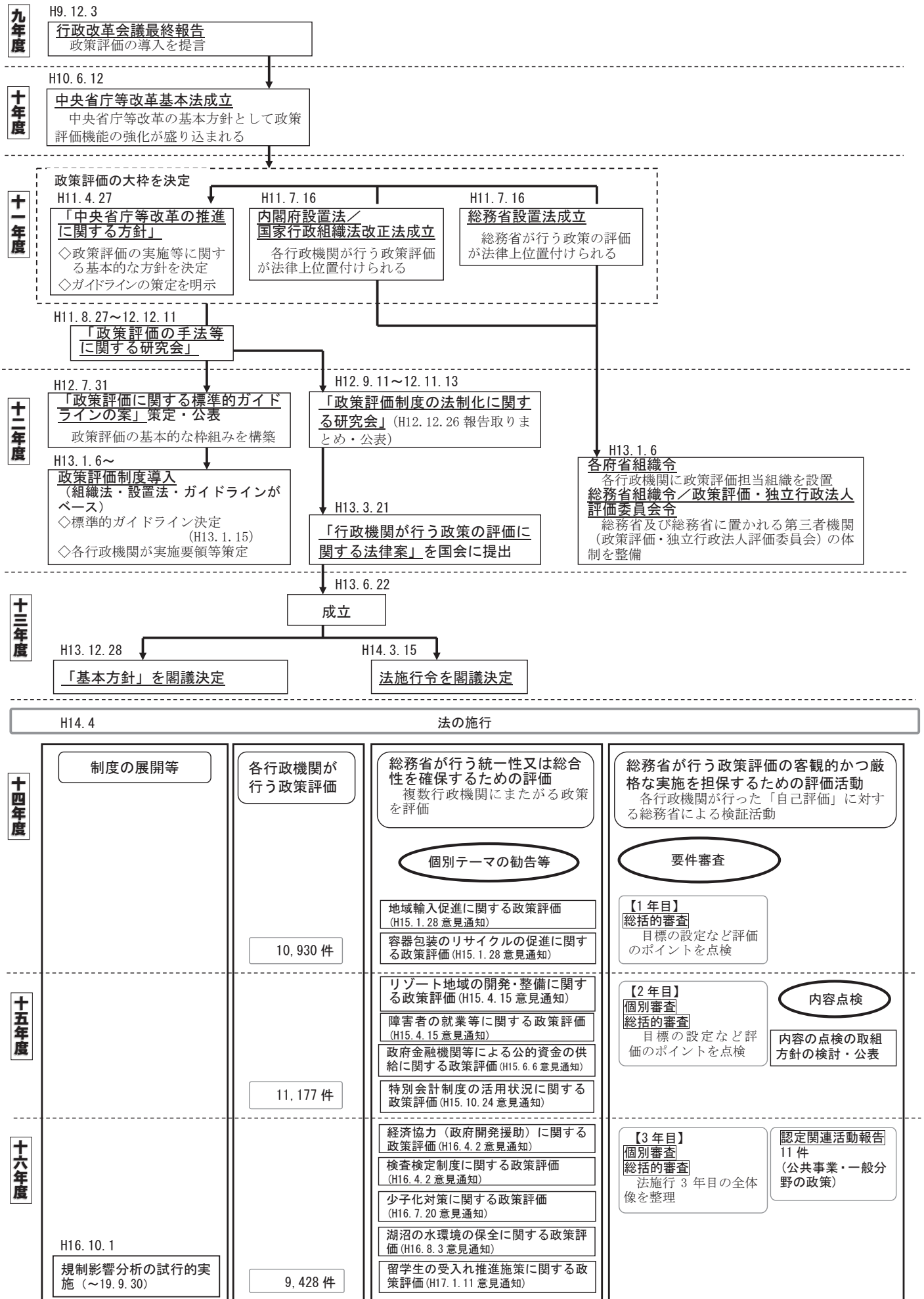
	対 象	時 点	目的・ねらい	方 法
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事務事業の採 否、選択等に資 する見地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的継続的 に実績測定、 目標期間終了 時に達成度を 評価	政策等の不断の 見直しや改善に 資する見地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについて評価
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経過 後が中心	問題点を把握し、 その原因を分析 するなど総合的 に評価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価

(2) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いている。

【後記Ⅲ-1-(2)-ウ(26ページ)参照】

図4 政策評価制度に関する主な経緯



評価法施行後3年経過

十七年度

制度の展開等

H17.12.16

- ◇基本方針の改定
(閣議決定)
- ◇政策評価の実施に関するガイドライン策定

各行政機関が行う政策評価

9,796件

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策を評価

大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価
(H18.3.31意見通知)

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動

【4年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
初めて府省別に整理・分析し、課題を提示

認定関連活動報告
23件
(公共事業・一般分野の政策)

十八年度

H19.3.30

- ◇法施行令の一部改正
- ◇基本方針の一部変更
- 事前評価の義務付け対象に規制を追加

3,940件

少年の非行対策に関する政策評価
(H19.3.30意見通知)

【5年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
府省ごとの課題の改善状況を確認

認定関連活動報告
25件
(公共事業・一般分野の政策)

十九年度

H19.8.24

- ◇行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の制定
- ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定

H19.10.1

規制の事前評価の義務付け開始

H19.11.12

平成19年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

3,709件

リサイクル対策に関する政策評価
(H19.8.10意見通知)

PFI事業に関する政策評価
(H20.1.11勧告)

【6年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
規制の事前評価について新たに点検

認定関連活動報告
47件
(公共事業・一般分野の政策)

二十年度

H20.11.26

- 平成19年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表
- 平成20年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

7,088件

自然再生の推進に関する政策評価
(H20.4.22勧告)

外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価
(H21.3.3勧告)

【7年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
点検項目の重点化

認定関連活動報告
5件
(公共事業：平成19年度継続)
45件
(公共事業・一般分野の政策)

二十一年度

H21.12.16

平成20年度重要政策の評価の結果等について公表

H22.1.12

行政評価機能の抜本的強化ビジョン

2,645件

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21.5.26勧告)

世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価
(H21.6.26勧告)

【8年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
規制の事前評価の審査
総括的審査
規制の事前評価について個別に点検

認定関連活動報告
4件
(公共事業：平成20年度継続)
35件
(公共事業・一般分野の政策)

二十二年度

H22.5.25

◇基本方針の一部変更

H22.5.28

- ◇法施行令の一部改正
- ◇「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定
- ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定

租税特別措置等の政策評価の義務付け開始

2,922件

バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23.2.15勧告)

点検
※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理

【9年目】
成果重視事業評価審査
租税特別措置等評価の点検 219件
規制の事前評価の点検 82件

- ・租税特別措置等評価について初めて点検
- ・公共事業に係る政策評価の平成22年度点検分について、平成23年3月に東日本大震災が発生したことを受け、翌年度まで、継続して点検

二十三年度	<p>制度の展開等</p> <p>H24. 3. 27</p> <p>◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>2,748件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【10年目】 租税特別措置等評価の点検 165件 規制の事前評価の点検 85件 公共事業に係る政策評価の点検 (22年度点検分) 52件 公共事業に係る政策評価の点検 (23年度点検分) 11件</p>
二十四年度	<p>H24. 4~</p> <p>◇事前分析表及び評価書の標準様式の導入</p>	<p>2,631件</p>	<p>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)</p>	<p>【11年目】 租税特別措置等評価の点検 163件 規制の事前評価の点検 35件 公共事業に係る政策評価の点検 13件</p>
二十五年	<p>H25. 4. 26</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の改正</p> <p>H25. 8. 5</p> <p>◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>H25. 12. 20</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p>	<p>2,559件</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)</p>	<p>【12年目】 租税特別措置等評価の点検 221件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 11件</p>
二十六年	<p>H26. 4~</p> <p>◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入</p>	<p>2,432件</p>	<p>消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)</p>	<p>【13年目】 租税特別措置等評価の点検 133件 規制の事前評価の点検 66件 公共事業に係る政策評価の点検 (25年度点検分) 3件</p>
二十七年	<p>H27. 4. 1</p> <p>◇「政策評価審議会」の発足 → 政策評価・独立行政法人評価委員会を改組</p>	<p>2,657件</p>	<p>食育の推進に関する政策評価 (H27. 10. 23 意見通知)</p>	<p>公共事業に係る政策評価の点検 (26年度点検分) 18件</p> <p>【14年目】 租税特別措置等評価の点検 93件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 8件</p>

(注) 上記の件数は点検の過程において、課題等を指摘した件数(補足説明の結果課題等が解消した評価を含む)である。

Ⅱ 平成 27 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の改善方策についての検討状況

各行政機関では、主要な政策についての事後評価として、いわゆる「施策」単位で、あらかじめ設定された目標の達成度合いを測定する評価が広く行われている（目標管理型の政策評価）。

目標管理型の政策評価については、平成 23 年度に試行的取組を行って以来、これまで、①目標や目標を達成するための手段等をあらかじめ明らかにする事前分析表と評価書の標準様式の導入、②行政事業レビューとの連携及び③標準化・重点化（注）といった取組を推進してきた。

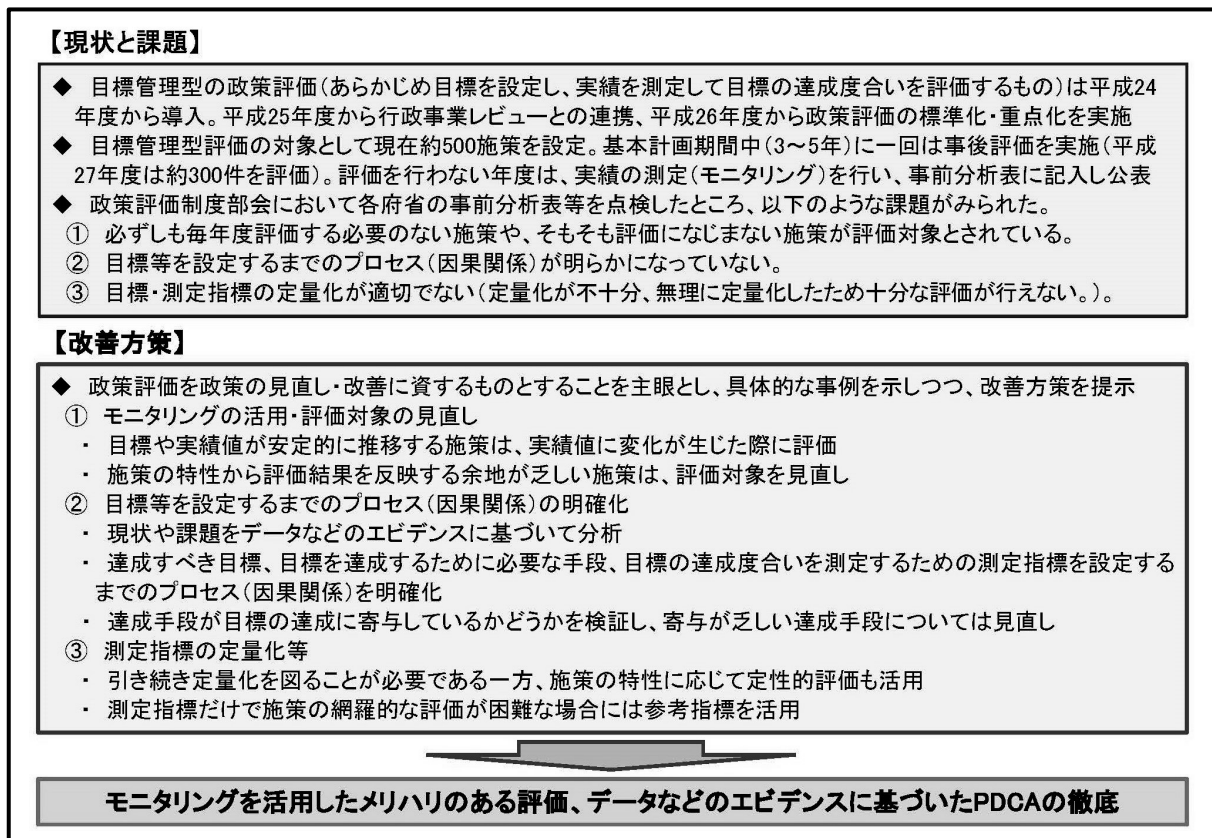
（注）具体的には、①施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の 5 区分で目標の達成度合いを明示すること（標準化）とするとともに、②毎年度の評価対象の重点化を図り、施策の節目に合わせて評価を実施すること（実施時期の重点化）とし、その際、③これまでよりも一歩踏み込んだ評価を行うこと（内容の重点化）とした。

一方、目標管理型の政策評価をめぐるっては、旧政策評価・独立行政法人評価委員会（平成 27 年 3 月末まで総務省に設置）の提言（同年 3 月 9 日）において、今後の課題として、「各府省においては、適切な目標設定の下で意義ある評価が行われるよう、事前分析表を作成する段階で、目標や測定指標の設定の改善が必要である」、「国民生活及び社会経済に及ぼす影響を客観的・定量的に示す指標の更なる開発・設定を重視していく必要がある」などが挙げられている。また、「政策評価制度に関する決議」（平成 27 年 7 月 8 日参議院本会議）においても、同様の指摘がなされたところである。

平成 27 年 4 月に発足した政策評価審議会においては、政策評価制度部会に目標管理型評価ワーキング・グループを設置し、目標管理型の政策評価の改善方策について検討を行った。平成 28 年 2 月、同部会は、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、具体的な事例を示しつつ、①モニタリングの活用・評価対象の見直し、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）の明確化、③測定指標の定量化等について、改善方策を取りまとめた（図 1 参照）。

平成 28 年度も引き続き各行政機関の評価の実例を踏まえた目標管理型の政策評価の改善方策の検討を行うこととしている。

図1 「目標管理型の政策評価の改善方策（平成27年度）」の概要



2 規制に係る政策評価の改善方策についての検討状況

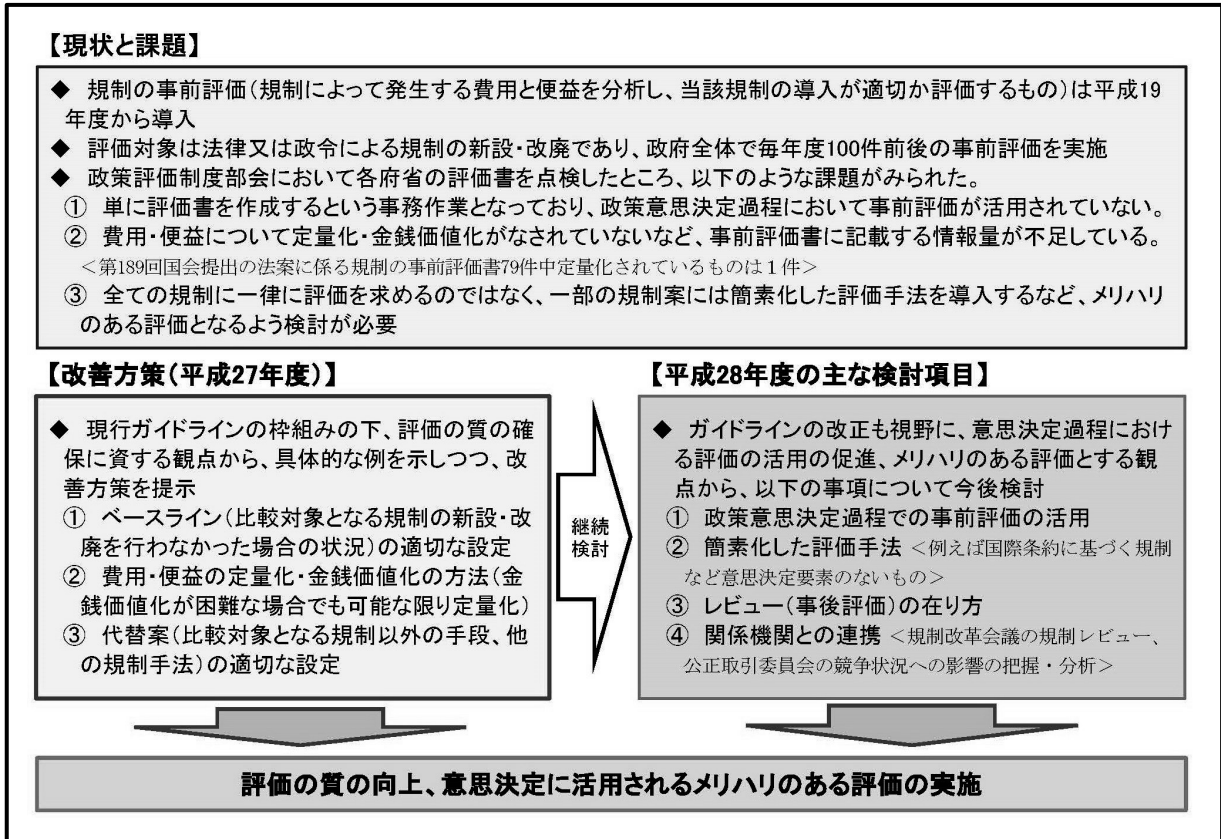
各行政機関では、規制（社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すもの）の新設又は改廃を目的とする政策について、事前評価の実施が義務付けられている。

一方、規制の事前評価をめぐっては、旧政策評価・独立行政法人評価委員会の提言（平成27年3月9日）において、今後の課題として、「各府省が作成する評価書は質が向上し、説明責任を果たすことにも貢献しているが、費用や便益の定量化・金銭価値化が不十分である上、評価書の作成・公表のタイミングについても検討の必要がある」、「評価結果が規制の新設・改廃の検討により活用されるよう、総務省としても検討を進めるべきである」とされている。

政策評価審議会においては、政策評価制度部会に規制評価ワーキング・グループを設置し、規制に係る政策評価の改善方策について検討を行った。平成28年2月、同部会は、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、具体的な事例を示しつつ、①ベースライン（比較対象となる規制の新設・改廃を行わなかった場合の状況）の適切な設定、②費用・便益の定量化・金銭価値化の方法（金銭価値化が困難な場合でも可能な限り定量化）及び③代替案（比較対象となる規制以外の手段、他の規制手法）の適切な設定について、改善方策を提示した（図2参照）。

平成28年度も引き続き各行政機関の評価の実例を踏まえた規制に係る政策評価の改善方策の検討を行うこととしている。

図2 「規制に係る政策評価の改善方策（平成27年度中間取りまとめ）」の概要



Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 27 年度の実施状況等
〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）

(1) 政策評価に関する計画

ア 計画期間

○ 基本計画（法第6条第1項）及び実施計画（法第7条第1項）の計画期間の状況

各行政機関の基本計画及び実施計画の計画期間については、表1のとおりとなっている。

- 基本計画の計画期間については、5年としている機関が14機関、3年としている機関が4機関、その他3機関となっている。
- 実施計画の計画期間については会計年度（4月から翌年の3月まで）としている機関が19機関、その他2機関となっている。

（表1）

表1 基本計画及び実施計画の計画期間

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
5年	宮内庁					←→				
	公正取引委員会					←→				
	金融庁*					←→				
	消費者庁*					←→				
	総務省					←→				
	法務省*					←→				
	外務省					←→				
	財務省*					←→				
	文部科学省			(実施計画の期間) 27.4.28~28.3.31		←→				
	厚生労働省					←→				
	農林水産省			(実施計画の期間) 27.7.17~28.3.31		←→				
	国土交通省*					←→				
	環境省*					←→				
	防衛省					←→				
3年	内閣府*					←→				
	国家公安委員会・警察庁*					←→				
	公害等調整委員会*					←→				
	経済産業省					←→				
その他	個人情報保護委員会*					←→	(基本計画の期間) 26.1.1~30.3.31			
	復興庁					←→	(基本計画の期間) 24.2.10~28.3.31			
	原子力規制委員会					←→	(基本計画の期間) 24.9.19~29.3.31			

- (注) 1 「」は基本計画の計画期間、「 \longleftrightarrow 」は実施計画の計画期間を表す。
 2 「行政機関名」欄において「*」を付した行政機関は、実施計画等において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。
 3 個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会（平成 26 年 1 月 1 日設置）を改組して、平成 28 年 1 月 1 日に、復興庁は、24 年 2 月 10 日に、原子力規制委員会は、24 年 9 月 19 日に設置されたため、上記のような基本計画の期間となっている。
 4 文部科学省及び農林水産省は、実施計画の計画期間を計画策定日以降としているため、上記のような計画期間となっている。

イ 政策評価の対象とする政策及びその評価方式

○ 事前評価の対象とする政策及びその評価方式（法第 6 条第 2 項第 5 号）の状況

事前評価については、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、表 2 のとおり、基本計画において、義務付けられていない評価についても実施又は実施に努める旨を定めている行政機関が 10 機関となっている。また、義務付けられていない政策を含め、事前評価の評価方式としては事業評価方式が中心となっている。

(表 2)

表2 事前評価の対象とする政策（義務付けられているもの以外）及び事前評価の評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	—	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める。）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	—	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
個人情報保護委員会	—	事業評価方式
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 ・ 義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助に準じるもので、社会的影響の大きい政策 	事業評価方式
消費者庁	—	事業評価方式
復興庁	—	事業評価方式
総務省	事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	—
法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備 ・ 政策所管部局等が評価対象として必要と認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの 	事業評価方式
外務省	実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置（特定行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策（実施に努める。）	総合評価方式*

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める。）	事業評価方式
文部科学省	—	事業評価方式
厚生労働省	—	事業評価方式
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策 	事業評価方式
経済産業省	—	事業評価方式*
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） 公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業 重点的に推進する研究開発課題等 基本方針に規定する租税特別措置等 	事業評価方式
環境省	法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策（実施に努める。）	事業評価方式*
原子力規制委員会	—	—
防衛省	—	事業評価方式

- (注) 1 本表は、各行政機関の基本計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」参照
- 2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

○ 事後評価の対象とする政策及びその評価方式（法第7条第2項）の状況

- ・ 行政機関の長は、事後評価の対象とする政策について、毎年の実施計画において次の3種類の政策を定めなければならないこととされている。
 - ① 行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）
 - ② 政策の決定後5年経過しても着手していない政策（「未着手」（法第7条第2項第2号イ））及び政策の決定後10年経過しても完了していない政策（「未了」（法第7条第2項第2号ロ））
 - ③ その他の政策（法第7条第2項第3号）
- ・ 各行政機関における上記3類型ごとの政策の状況は、表3のとおりである。
- ・ また、各行政機関は、政策の特性に応じた評価方式を用いており、主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策のうち、目標管理型の政策評価を実施している政策については、19機関が実績評価方式を、「未了」の政策については、2機関が事業評価方式を、1機関が総合評価方式を用いている。
- ・ その他の政策については、3機関が対象政策を記載している。

（表3）

表3 事後評価の対象とする政策及びその評価方式

行政機関名	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)				未着手・未了の政策		その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式 (下線を付した政策は目標管理型) (〔 〕 は件数)	総合評価方式	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)		
内閣府*	—	24 政策(69 施策) [69]	5 政策(22 施策)	—	—		
宮内庁	—	4 施策[4]	—	—	—		
公正取引委員会	—	7 基本目標 (18 業績目標) [18]	—	—	—		
国家公安委員会・ 警察庁*	1 政策、1 規制	—	—	—	—		
個人情報保護委員 会*	—	1 政策 (4 施策) [4] (平 成 28 年 1 月の改組・所掌 事務追加に伴う改定前の 計画では 3 施策)	—	—	—		
金融庁*	・過去に事前評価を実施し平成 27 年度に効果が発現する予定 の事業 (成果重視事業について は、平成 27 年度中の効果発現予 定の有無に関わらず事後評価を 実施) ・法人税、法人住民税及び法人 事業税関係の租税特別措置等 (特定の行政目的の実現のため に税負担の軽減・繰延べを行う ものに限る。)に係る政策等	20 施策[20]	—	—	—		
消費者庁*	—	11 施策[11]	—	—	—		
復興庁	—	—	—	—	—		
総務省	・法第 9 条の規定に基づき事前 評価の実施が義務付けられた政 策であって、事後の検証が必要 と認められるもの ・国税における租税特別措置及 び地方税における税負担軽減措 置等のうち法人税、法人住民税 及び法人事業税に係るもの	7 政策[7]	—	—	—		
公営等調整委員会*	—	2 政策 (4 目標) [4]	—	—	—		
法務省*	8 施策(法務に関する調査研究及 び施設の整備)	17 施策[17]	1 施策	—	—		
外務省	—	4 基本目標 (12 施策) [12]	—	政府開発援助 1 案件 (総合評価方式)	政府開発援助 13 案件 (総合評価方式)		

財務省*	—	6 総合目標、24 政策目標 [30]	—	—	—	—	—
文部科学省	法施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として事前評価を実施した税制改正要望について、その要望ごとに、5年後をめぐりとして実施する。(既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を行った場合を除く。)	8 政策目標(11 施策) [11]	実績評価等で明らかになった個別の政策課題(必要に応じて実施)	—	—	実施計画に定めるもののほか、別に定める必要な事項	—
厚生労働省	6 事業(事前評価の実施後、一定期間が経過した事業) 1 成果重視事業	21 施策目標[21]	—	—	公共事業(水道施設整備事業評価実施要領で規定)(事業評価方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの ・ 指標のモニタリング結果により評価の必要が生じた政策 ・ 総合科学技術会議において対象とすることとされた研究開発等 	—
農林水産省	38 公共事業(14 直轄事業等(55 地区)及び24 補助事業) 2 研究開発課題 3 租税特別措置等	6 政策分野[6]	1 政策分野	—	4 公共事業(9 地区)(事業評価方式)	—	—
経済産業省	—	27 施策[27]	—	—	—	—	—
国土交通省*	275 公共事業(期中) 72 公共事業(完了後) 51 研究開発課題(終了時) 9 租税特別措置等	13 政策目標(44 施策目標)[44]	8 テーマ	—	—	—	—
環境省*	—	6 施策(27 目標)[27]	—	—	—	租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置	—
原子力規制委員会	—	5 施策目標[5]	—	—	—	—	—
防衛省	—	25 施策[25]	—	—	—	—	—
計	8 機関	19 機関	5 機関	1 機関	3 機関	3 機関	3 機関

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照

2 成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。

3 外務省及び経済産業省の実施計画では評価方式を明示していないが、基本計画において事後評価の実施に当たっては実績評価を原則とする旨定めている。

4 「*」を付した行政機関は、実施計画等において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。

ウ その他の事項

- **政策評価の結果の政策への反映に関する事項**（法第6条第2項第8号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。
- **インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項**（法第6条第2項第9号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。
- **その他政策評価の実施に関し必要な事項**（法第6条第2項第11号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

(2) 政策評価の実施

ア 評価実施件数等

- **政策評価の実施状況（評価実施件数等）**
各行政機関において行われた評価実施件数、その対象とした政策及び評価方式については、表4のとおりとなっている。
 - ・ 各行政機関において行われた評価実施件数の合計は、2,657件である（平成26年度2,432件）。
 - ・ 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、図1のとおり、事前評価が863件、事後評価が1,794件となっている。
 - ・ 事前評価については、図2のとおり、公共事業を対象としたものが最も多く388件、次いで研究開発課題を対象としたものが138件、規制を対象としたものが129件の順となっている。なお、事前評価863件のうち、特定5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。以下同じ。）を対象としたものは824件である。
 - ・ 事後評価については、図3のとおり、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象としたものが最も多く983件、次いで未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象としたものが439件となっている。
 - ・ 事後評価のうち目標管理型の政策評価は、図3のとおり、303件となっている。
- （表4、図1、図2、図3）

図1 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

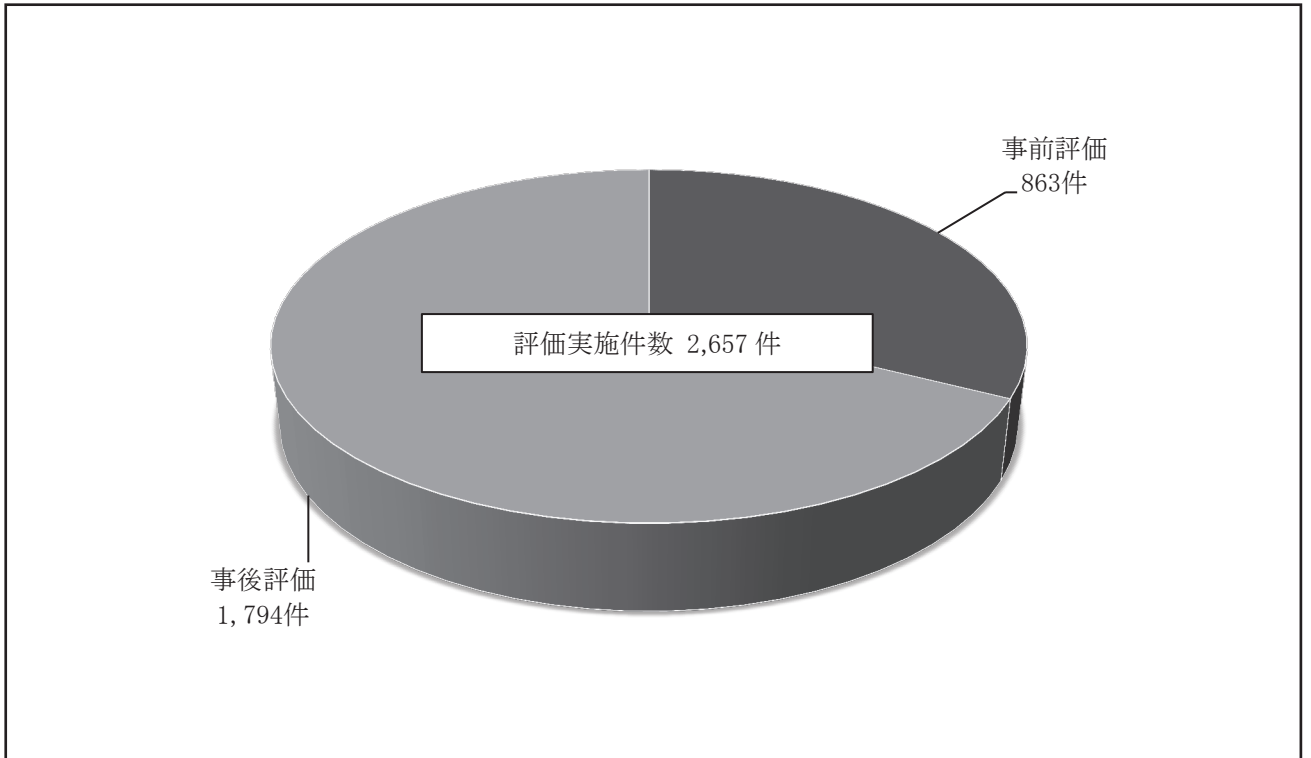


図2 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

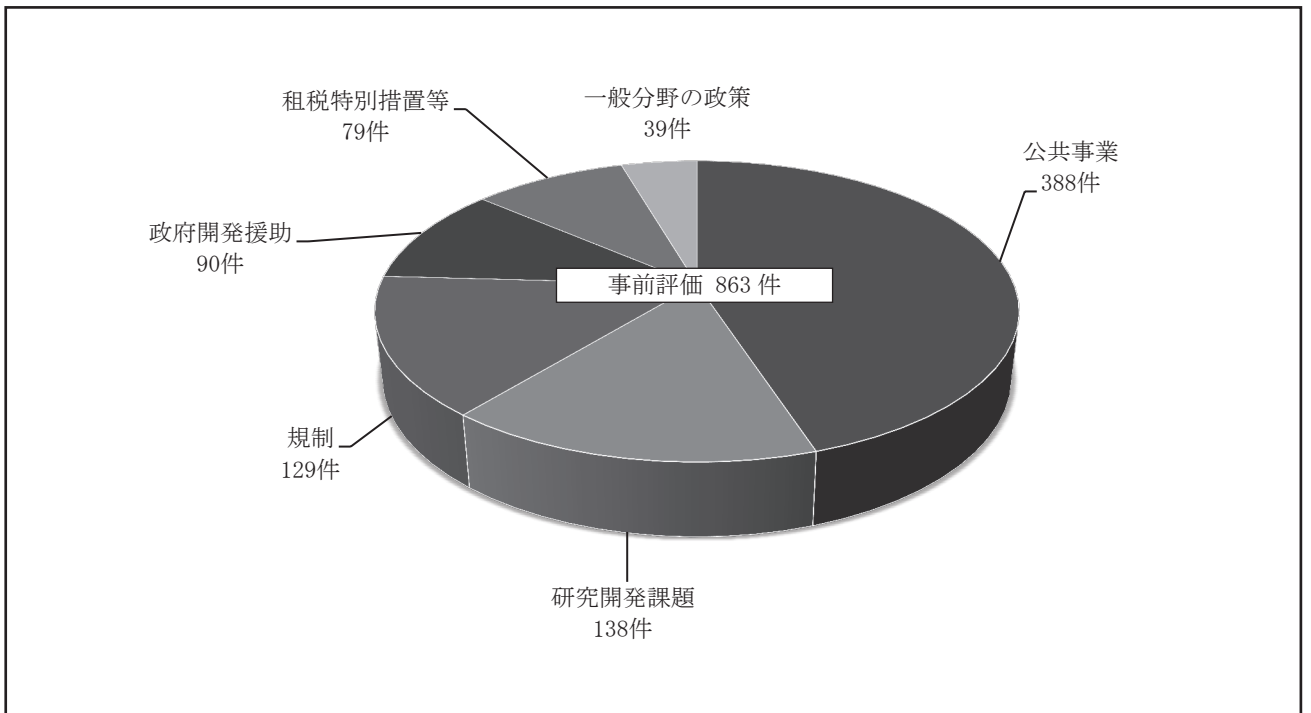
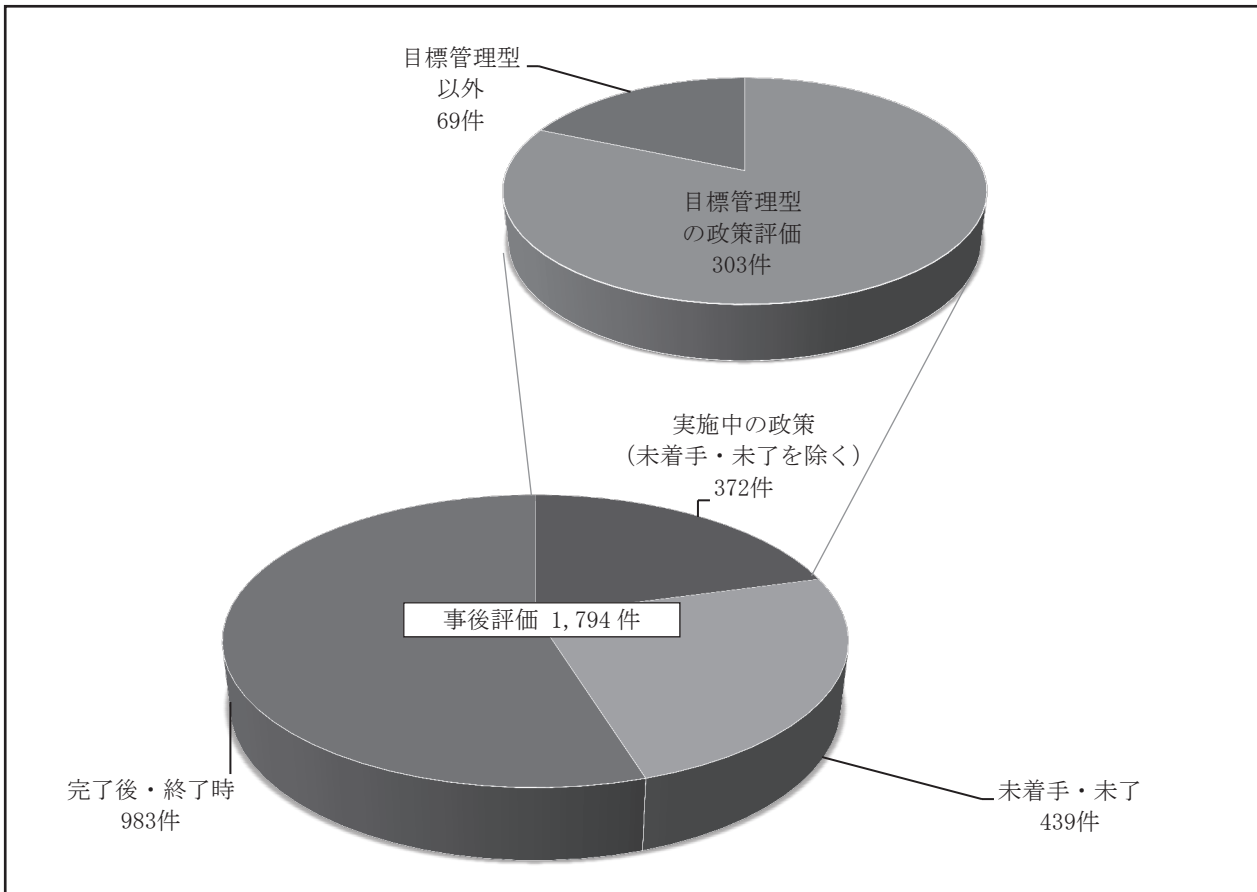


図3 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



イ 評価書の公表時期

○ 評価書の公表時期の状況

- ・ 図4及び表5のとおり、多くの行政機関は、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求期限までに評価を実施していることから、8月に多くの評価書を公表している。
- ・ このほか、平成27年12月の件数が最も多い要因は、厚生労働省が研究開発課題を対象とした評価（712件）を実施、公表したことによる。
- ・ 平成28年4月の件数は、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等について、平成28年度予算の成立(平成28年3月29日)に伴い、公表されたものである。

(図4、表5)

図4 評価書の公表時期

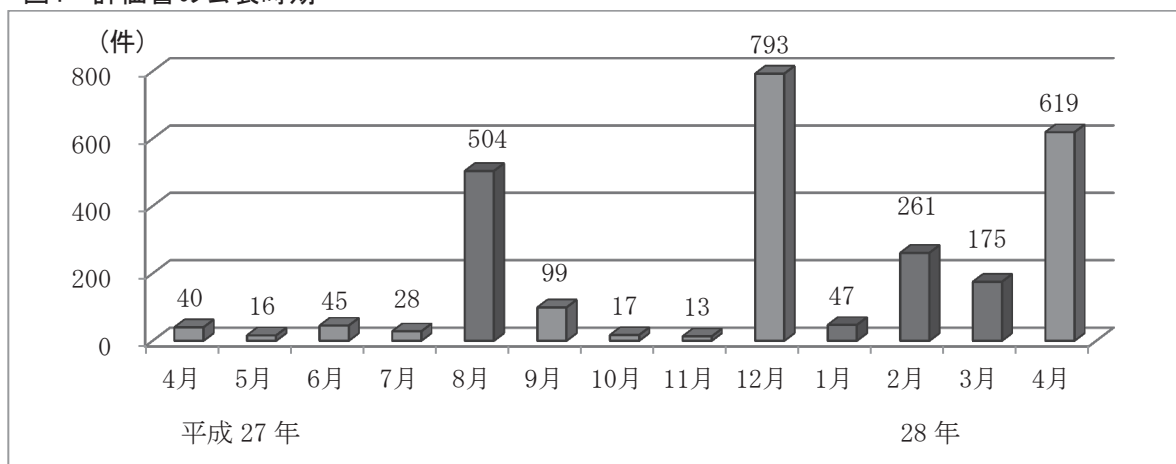


表5 評価書の公表時期

(単位：件)

行政機関名	評価実施件数	平成27年										28年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
内閣府	74	0	1	0	0	55	11	0	0	2	0	2	3	—	
宮内庁	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	—	
公正取引委員会	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	—	
国家公安委員会・警察庁	21	0	0	2	18	1	0	0	0	0	0	0	0	—	
個人情報保護委員会	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	—	
金融庁	52	0	0	0	0	32	0	0	2	1	0	0	17	—	
消費者庁	12	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	1	—	
復興庁	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	—	
総務省	45	19	1	0	1	22	0	1	0	1	0	0	0	—	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
法務省	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	—	
外務省	115	0	11	11	6	28	8	6	10	8	4	5	18	—	
財務省	35	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	4	0	—	
文部科学省	21	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	—	
厚生労働省	833	12	0	1	1	15	28	0	1	767	5	1	2	—	
農林水産省	382	0	0	0	0	80	0	0	0	0	25	0	2	275	
経済産業省	87	0	0	0	0	59	16	0	0	4	3	5	0	—	
国土交通省	899	0	3	0	2	140	5	10	0	10	9	244	132	344	
環境省	44	9	0	0	0	8	27	0	0	0	0	0	0	—	
原子力規制委員会	6	0	0	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	—	
防衛省	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	—	
計	2,657	40	16	45	28	504	99	17	13	793	47	261	175	619	

(注) 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成27年度に評価書が公表されたものである。
 なお、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、平成28年度予算の成立(平成28年3月29日)に伴い同年4月までに公表されたものを含み、26年度報告に含まれたものを除いている。

ウ 目標管理型の政策評価の取組状況

○ 共通5区分による評価結果の状況

- 目標管理型の政策評価は、評価対象施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の5区分で目標の達成度合いを明示することとされている（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）3(1)）。
- 各行政機関において行われた目標管理型の政策評価303件について共通5区分による評価結果の状況をみると、表6のとおり、「目標超過達成」が4件、「目標達成」が112件、「相当程度進展あり」が157件、「進展が大きくない」が26件、「目標に向かっていない」が0件となっている。

○ 行政事業レビューとの連携状況

- 施策と当該施策を構成する事務事業に係る状況を一体的に把握し、政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化等に資するため、目標管理型の政策評価と行政事業レビューとの間で情報等の相互活用を図ることとされている（同ガイドライン5(1)）。
- 各行政機関は、事前分析表と行政事業レビューシートとの間における事業名と事業番号の共通化や、政策評価担当部局と行政事業レビューの取りまとめ部局との連携確保等に取り組んでいる（同ガイドライン5(2)及び(3)）。

(表6)

表6 共通5区分による評価結果の状況

(単位：件、%)

	目標超過 達成	目標達成	相当程度 進展あり	進展が大 きくない	目標に向 かってい ない	その他	計
評価実施件数 (平成27年度)	4 (1.3)	112 (37.0)	157 (51.8)	26 (8.6)	0 (0.0)	4 (1.3)	303 (100)
<参考> 評価実施件数 (平成26年度)	5 (1.7)	122 (41.2)	138 (46.6)	27 (9.1)	0 (0.0)	4 (1.4)	296 (100)

- (注) 1 「その他」は、全ての測定指標において目標年度が平成27年度(26年度)以降となっていること等から、27年度(26年度)は目標達成度合いの測定が行われていない。
2 評価実施件数の下の()内は構成比である。

(3) 政策評価の政策への反映

○ 政策評価の政策への反映状況

- 事前評価が行われた政策については、表7のとおり、評価結果を踏まえ、事業の採択、予算概算要求、税制改正要望の提出等に反映している。うち、予算概算要求に反映したものは173件となっている。
- 事後評価が行われた政策のうち、目標管理型の政策評価について、評価結果の政策への反映状況をみると、表8のとおり、これまでの取組を引き続き推進することとしたもの246件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの54件などとなっている。

また、事前分析表への反映状況を見ると、評価結果を踏まえ、事前分析表を作成した206件のうち、達成すべき目標を変更したものは7件、測定指標を変更したものは102件、達成手段を変更したものは17件などとなっている。

なお、評価結果を予算概算要求に反映したものは257件となっている。

- 未着手・未了の事業を対象とした評価のうち、評価対象政策を休止又は中止することとしたものは、表9のとおり、3行政機関の8公共事業であり、総事業費は合計約1,201億円、残事業費は合計約752億円となっている。

なお、法が施行された平成14年度から27年度までの14年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表10のとおり、合計316事業、総事業費の合計は約5.4兆円となっている。

- 政策評価結果を踏まえた政策への反映の事例は、表11のとおりである。

(表7、表8、表9、表10、表11)

表7 政策評価の政策への反映状況（事前評価）

(単位：件)

	公共事業 (官庁営繕事業等を含む。)を 対象	研究開発 課題を対 象	規制を対 象	政府開発 援助を対 象	租税特別 措置等を 対象	一般分野 の政策を 対象	計
評価実施件数	388	138	129	90	79	39	863
政策評価の結果の 政策への反映状況 (件数)	388	138	129	90	79	39	863
評価結果を踏ま え、事業の採択、 予算概算要求、 税制改正要望の 提出等	388	138	129	90	79	39	863
予算概算要求 への反映件数	32	79	3	31	0	28	173

(注) 平成26年度に評価結果が公表され、26年度報告に掲載したもので、27年度に更に政策への反映を行った件数は39件であり、本表には含まれていない。

なお、政策評価の結果、平成28年度機構・定員要求に反映したものは3件（機構要求3件、定員要求3件）である。

表8 政策評価の政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）		租税特別措置等を対象	未着手・未了の事業 （公共事業、政府開発 援助を対象）	完了後・終了時の事業 等（研究開発課題、公 共事業等を対象）	計
	一般分野の政策評価	左記以外				
	目標管理型の政策評価					
評価実施件数	303	22	47	439	983	1,794
政策評価の結果の政策への反映状況（件数）	303	22	47	439		
これまでの取組を引き続き推進	246	22	47	419		
評価対象政策の改善・見直しを実施	54	0	0	12		
評価対象政策の重点化等	51	0	0	12		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	3	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	8		
その他	3	0	0	0		
予算概算要求への反映件数	257	8	0	24		
事前分析表への反映状況（件数）	303					
事前分析表への反映	206					
達成すべき目標を変更	7					
測定指標を変更	102					
達成手段を変更	17					
その他の変更	13					
事前分析表の変更なし	92					
未定・検討中等	97					

(注) 1 政策評価の結果、平成28年度機構・定員要求に反映したものは78件（機構要求30件、定員要求74件）である。
 2 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、既存事業を廃止・縮小し新規事業を創設・拡充したもの、複数事業の統合により効率化を図ったものである。
 3 「事前分析表への反映状況」のうち、「未定・検討中等」は、政策評価を実施した後に当該政策に係る事前分析表を作成していない等の理由により、評価結果を踏まえた事前分析表への反映の内容が未定・検討中等のものである。

表9 平成27年度に休止又は中止することとした公共事業

(単位：百万円)

公共事業名	個別事業名（都道府県等）	分類	総事業費	残事業費
厚生労働省 4 事業(総事業費計 25,106 百万円)				
簡易水道等施設整備事業	生活基盤近代化事業（北海道安平町）	中止	838	313
	水道未普及地域解消事業（佐賀県佐賀市）	中止	4,633	2,375
水道水源開発等施設整備事業	増田川ダム（群馬県安中市）	中止	2,087	1,795
	岐阜県特定広域化施設整備事業（岐阜県）	休止	17,548	1,870
農林水産省 1 事業(総事業費計 2,680 百万円)				
民有林補助治山事業	防災林造成 前浜地区（岩手県）	中止	2,680	2,680
国土交通省 3 事業(総事業費計 92,300 百万円)				
ダム事業	増田川ダム建設事業（群馬県）	中止	38,200	35,270
	津付ダム建設事業（岩手県）	中止	14,100	7,080
	倉渕ダム建設事業（群馬県）	中止	40,000	23,808
合計	8 事業	—	120,086	75,191

表 10 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費 (単位：億円))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成 14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
27	—	4 (251)	1 (27)	—	3 (923)	8 (1,201)
合計	11 (1,402)	42 (5,794)	51 (1,257)	14 (4,273)	198 (41,366)	316 (54,091)

(注) 1 総事業費の記載に当たっては、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄(右欄)に記載された金額は一致しない。

2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額である。

3 316事業のうち1事業について、事業全体の一部(整備計画区間から既成区間を除いた区間)が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。また、1事業は事業の具体的な内容の検討を行っている状況であったため、総事業費については未定であるため、総事業費は計上していない。

表 11 政策評価結果を踏まえた政策への反映の事例

○ 評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの

政策名	評価結果を踏まえた政策への反映状況（主なもの）
<p>林産物の供給及び利用の確保 〔農林水産省〕</p>	<p>【課題解決のため政策手段の改善・見直しを図ることとしたもの】</p> <p>本施策の達成すべき目標「国産材の供給・利用量の拡大」に係る測定指標の一つである「公共建築物の木造率」については、平成 26 年度の目標値 17.2%に対する実績値は 8.9%（25 年度）であり、達成度合いは 52%で「B」ランク（50%以上 90%未満）であった。その要因分析を行い、目標達成のためには今後も更に木造化の働き掛けを進める必要があり、特にコスト面や技術面、ノウハウ面等の各種課題に対応していくことが必要であるとの結果となった。</p> <p>これを踏まえ、林野庁と国土交通省による検証チームを設置し、平成 25 年度及び 26 年度に国が建てた低層の公共建築物のうち、各省庁の判断により木造化に馴染まないとされたものについて、木造化しなかった理由を検証し、改善策を講ずることとした。</p> <p>また、新たに木造と非木造とのコスト比較を行い、そのデータを地方公共団体等に幅広く情報提供することを通じて木造化への誘導を促進することとした。</p>
<p>目標 3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策含む） 〔環境省〕</p>	<p>【課題解決のため必要な予算要求等を行ったもの】</p> <p>本施策の達成すべき目標「大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。」に係る測定指標に関し、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低く、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率も低い状況である。その要因の分析の結果を踏まえ、①光化学オキシダントに関しては、光化学オキシダントの長期トレンドを評価するための指標を用いて、経年変化要因の解明や削減対策効果の把握を進め、有効な削減対策を推進していく、②PM2.5 対策に関しては、平成 27 年 3 月の中央環境審議会専門委員会による中間取りまとめも踏まえて、引き続き生成機構の解明やデータの収集を進め、科学的知見の充実に努め、との評価結果となった。</p> <p>これを踏まえ、本施策の達成すべき目標の達成手段の一つである「微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費」について、</p>

	<p>平成 28 年度予算概算要求において、事業の効率化・簡素化による縮減を図りつつ、以下のような対応を行った。</p> <p>① 光化学オキシダント対策については、経年変化要因の解明や削減対策効果の把握を目的として、前駆物質のVOCのモニタリングの強化を重点的に増額要求</p> <p>② PM2.5 対策については、科学的知見の充実を目的として、PM2.5 成分及びVOC成分のモニタリングの強化及びPM2.5 の発生源調査を重点的に増額要求</p> <p>あわせて、PM2.5 対策の強化を目的とした定員要求を行った。</p>
--	--

○ 評価結果を踏まえ、事業を休止・中止することとしたもの

政策名	評価結果を踏まえた政策への反映状況
<p>岐阜県特定広域化施設整備事業（岐阜県） 〔厚生労働省〕</p>	<p>【評価結果を踏まえ、事業を休止することとしたもの】</p> <p>可茂地域を中心とした産業の発展及び人口増加に伴う給水量増加に対応するため、水道施設を拡張整備するとともに、緊急時の非常用水を確保することを目的とし事業に着手したが、当該地域の水需要については、現段階では横ばい傾向となっており、今後の水需要は、景気回復や東海環状自動車道の全線開通及びリニア中央新幹線の開業など新規の水需要が期待されてはいるものの、現時点では、これら新規の水需要を明確に示せない状況にあるため、今回の評価にあつては当該事業を休止とすることとした。</p>
<p>倉渕ダム建設事業（群馬県） 〔国土交通省〕</p>	<p>【評価結果を踏まえ、事業を中止することとしたもの】</p> <p>本事業に係るダム検証において、群馬県は、①高崎市が倉渕ダム以外の水源による水利権取得が可能となったこと、②流域の土地利用状況を検討した結果、耕地面積が減少したこと等により、ダムによって必要容量を確保する緊急性は低くなったこと、③ダムの目的が治水対策のみとなることから多目的ダムとして建設した場合に比べ治水に関する費用が増大し、結果的に費用対効果が減少したことを総合的に判断し、事業の中止を決定した。</p> <p>また、国としても、有識者会議の意見を踏まえて、上記結果が妥当であることを確認し、同事業への補助金交付に係る対応方針については「中止」とすることとした。</p>

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
 - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うこととされている。

(1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第13条第2項において、同計画で定めなければならない事項が規定されている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成27年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画は、次のような事項を定め、27年4月策定の行政評価等プログラムに掲載している。

- 評価の実施に関する基本的な方針
 - ・ 各行政機関の政策について、重要性・必要性等を見極めた上で統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）を積極的に実施
 - ・ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、次の取組を実施
 - ① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局・行政評価事務所の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を実施
 - ② 各行政機関が実施した政策評価について、評価の質の向上を図る観点から、必要な点検を実施
- 平成27年度から29年度までの3年間に実施又は実施を検討する評価のテーマ
 - ・ クールジャパンの推進に関する政策評価
 - ・ 農林漁業・農山漁村の6次産業化の推進に関する政策評価
 - ※ 平成26年度から引き続き実施するテーマ
 - ・ 食育の推進に関する政策評価
 - ※ 平成27年度に着手する予定のテーマ
 - ・ グローバル人材育成の推進に関する政策評価

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成28年度以降3年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、28年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、以下のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、平成27年度において、統一性又は総合性を確保するための評価について2テーマを実施した。

このうち「食育の推進に関する政策評価」については平成27年10月23日に評価の結果を取りまとめ、評価書に必要な意見を付して関係行政機関の長に送付するとともに、公表した。また、1テーマの「グローバル人材育成の推進に関する政策評価」については、評価を実施中である。

なお、上述の「食育の推進に関する政策評価」、平成26年度に評価の結果を取りまとめた「消費者取引に関する政策評価」及び平成24年度に評価の結果を取りまとめた「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」については、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況の概要は表12のとおりである。

表12 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施状況及び評価の結果の政策への反映状況の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関する政策評価（平成27年10月23日意見通知、公表） 	（評価の結果及び意見通知の概要） <ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関する政策については、第2次食育推進基本計画において設定された11の目標のうち、目標を達成したものが2つにとどまることなどから、目標の達成度としては「進展が大きくない」と判定される。 i) 第2次食育推進基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないものがみられ、必ずしも国の目標と全く同じ目標を設定する必要はないものの、食育を国民運動として推進するため、都道府県の理解の下、共通の目標を掲げ協力して取り組むことが有効であること、ii) 栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童の朝食欠食率の減少への寄与が明確に把握できなかったなどの評価結果を踏まえ、目標設定の支援や栄養教諭配置の効果把握等必要な意見を通知した。
評価を実施中の1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> グローバル人材育成の推進に関する政策評価 	
反映状況が報告された3テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（平成24年4月20日勸告、公表） 	（評価の結果の政策への反映状況の概要） <ul style="list-style-type: none"> 司法試験合格者数については、平成27年6月30日に法曹養成制度改革推進会議（議長：内閣官房長官。関係6大臣で構成）において、当面、1,500人程度の司法試験合格者の輩出を目指すべきなど、今後の法曹養成制度の在り方について決定がなされた。 法科大学院教育の質の向上については、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価できるよう、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（平成16年文部科学省令第7号）が改正され、平成27年4月に施行された。
	<ul style="list-style-type: none"> 消費者取引に関する政策評価（平成26年4月18日勸告、公表） 	（評価の結果の政策への反映状況の概要） <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から31年度までを対象期間とする消費者基本計画において、消費者政策の推進によ

		<p>り「目指すべき姿」として、消費者の権利が尊重され、安全な商品・サービスを安心して消費できること、消費の効用・満足度が高まり、豊かな消費生活を営めること及び消費者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画することを示した。さらに、この目標達成に向け6つの項目を設け、それぞれの項目の中に個別具体の施策を盛り込むなど各施策の体系化・構造化を図った。</p> <p>また、具体的な施策について、取組予定を示す図と説明の文章で構成される工程表を作成し、各施策にK P I（重要業績評価指標）を設定した。</p> <p>さらに、毎年度、施策の実施状況の検証・評価・監視を行うこととし、第1回目の工程表の改定を平成28年6月目途に決定予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等の消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署へのP I O－N E Tから得られる情報の提供に関する標準的なルールを示し、相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう都道府県等へ要請を行った。要請を行った以降の情報提供回数等の状況について、平成28年10月を目途に把握するとともに、引き続き都道府県等に対し要請を行っていく。 ○ P I O－N E Tを活用した相談情報の共有、消費者への注意喚起及び事業者指導等の迅速化を図るため、都道府県等にP I O－N E Tへの消費生活相談情報の早期登録を要請するとともに、入力項目の削減や仮登録の仕組みを導入し、P I O－N E Tを活用した相談情報の共有の迅速化を図った。 ○ 「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂を行い、「消費者事故等」の要件の解説をより詳細に記載するなど、通知すべき事項の一層の明確化を図り、関係府省庁及び都道府県等に対して的確な運用が行われるよう要請した。
	<p>・食育の推進に関する政策評価（平成27年10月23日意見通知、公表）</p>	<p>（評価の結果の政策への反映状況の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県食育推進担当主管課長会議において、都道府県等に対し、第3次食育推進基本計画（平成28年3月作成）の骨子を説明し、個別目標ごとに、目標設定の必要性、データソース等につき丁寧に説明するとともに、都道府県においてもできる限り国と連携した目標が設定されるよう検討を依頼するなど、都道府県が目標の設定を検討するための支援が行われた。 ○ 食育指導体制に関する調査研究協力者会議において、栄養教諭が配置されている学校を対象に調査した結果、児童生徒等に対する指導、教職員間の連携・協力、家庭・地域に対する貢献といった中で、栄養教諭の配置による効果が把握されたとの報告がなされた。

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、平成27年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表13のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表13 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成27年度における点検活動の実施状況	
【租税特別措置等に係る政策評価の点検】	
○	各行政機関が平成 28 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価について、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施
○	対象とした評価書は、税制改正要望時に送付を受けた 12 行政機関に係る 105 件であり、平成 27 年 10 月 27 日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、関係行政機関に通知し、公表
○	評価書 105 件のうち、当初から分析・説明の内容が一定水準に達した 12 件を除く 93 件に課題を指摘し、各行政機関からの補足説明を踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書は 20 件であった。
○	指摘した課題の主な内容は、次のとおり
・	達成目標が定量的に示されていない。
・	適用数の実績が前回評価時の見込みの 5 割以下であり、適用数が想定外に僅少であることについて、説明が不十分である。
・	上位 10 社の適用額合計の割合が 8 割超であり、適用額が想定外に特定の者に偏っていることについて、説明が不十分である。
・	昭和 20 年代に創設され、長期間にわたって措置されてきたにもかかわらず、租税特別措置等の直接的な効果について、分析が不十分である。
【規制の事前評価の点検】	
○	各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施
○	対象とした政策評価は、9 行政機関に係る 79 件であり、平成 27 年 7 月 30 日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表
○	点検の結果、54 件の評価について課題を指摘
○	指摘した課題の主な内容は、次のとおり
・	費用の要素について、評価書に記載されている要素の他に発生又は増減することが見込まれる評価については、その具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。
・	費用と便益の関係の分析について、直接費用と便益を比較することなく規制が適当である旨が説明されている評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
【公共事業に係る政策評価の点検】	
○	各行政機関が行った公共事業に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施
○	対象とした政策評価は、3 行政機関に係る 7 事業区分 33 件であり、点検結果を平成 28 年 3 月 28 日に関係行政機関に通知し、公表
○	点検の結果、3 事業区分 8 件の評価について、個別の指摘を行った。また、13 件の事業区分等に共通する指摘を行った。
○	指摘した主な内容は、次のとおり
・	人口減少を反映した的確な需要予測が行われていない。
・	地域の実情を踏まえた便益の算定が行われていない。
・	類似の効果に対する便益の算定方法が事業区分等によって区々となっている。

IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕

内閣府

《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 26 年 4 月 1 日決定） 平成 27 年 4 月 7 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第 9 条及び法施行令第 3 条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 24 政策 88 施策 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策(狭義)等 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策(狭義)及び成果重視事業 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等：法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と「行政事業レビュー」等の他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 27 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 27 年 4 月 7 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：24 政策（69 施策） ○ 総合評価：5 政策（22 施策） （注）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) うち 3 施策については、実績評価方式による政策評価も並行して行う。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 5 政策について評価を実施し、その結果を平成 27 年 5 月 19 日、12 月 7 日、28 年 2 月 26 日、3 月 1 日及び 3 月 7 日に「規制の事前評価書」として公表

表 1-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	火山災害警戒地域における避難確保計画作成に係る規定の創設
2	火山災害警戒地域において避難確保計画の作成等が義務付けられる対象となり得る施設の種類及び避難確保計画の記載事項の規定 (2 件)
3	衛星リモートセンシング装置の使用の許可及びその記録の適正な取扱いの確保に関する措置 (2 件)
4	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度の創設 (2 件)
5	災害時における港湾管理者及び漁港管理者による車両の移動等

- (注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 1-4-(1) 参照
 2 表中の () の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 11 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 9 月 8 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 1-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	国家戦略特区における所得控除制度の創設
2	国家戦略特区における創業 5 年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設
3	国際戦略総合特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設
4	地方拠点強化税制 (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度) の拡充
5	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長
6	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長
7	国際戦略総合特区における所得控除制度の延長
8	特定国立研究開発法人 (仮称) への寄附に係る税制措置の創設
9	地方創生応援税制の創設 (「企業版ふるさと納税」)
10	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長
11	データセンター地域分散化促進税制の延長

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 1-4-(2) 参照

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、21 政策の下に掲げる 55 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「平成 26 年度内閣府本府政策評価書 (事後評価)」として公表

表1-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
政策2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進			
1	重要施策に関する広報	相当程度進展あり	引き続き推進
2	国際広報の強化	測定せず（注2）	引き続き推進
3	世論の調査	目標達成	引き続き推進
政策3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進			
4	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理	目標達成	引き続き推進
政策4 経済財政政策の推進			
5	政府調達に係る苦情処理とその周知・広報	目標達成	引き続き推進
6	対日直接投資の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
7	緊急雇用対策の実施	進展が大きくない	その他（注3）
8	民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）	相当程度進展あり	引き続き推進
9	市民活動の促進	相当程度進展あり	引き続き推進
10	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進	目標達成	改善・見直し
11	国内の経済動向の分析	相当程度進展あり	引き続き推進
12	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析	相当程度進展あり	引き続き推進
13	海外の経済動向の分析	相当程度進展あり	引き続き推進
政策5 地域活性化の推進			
14	中心市街地活性化基本計画の認定	進展が大きくない	引き続き推進
15	地域再生計画の認定等	相当程度進展あり（暫定）	引き続き推進
16	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定	目標達成	改善・見直し
17	地域再生支援利子補給金の支給	測定せず（暫定）（注2）	引き続き推進
18	特定地域再生計画の推進	測定せず（暫定）（注2）	改善・見直し
19	総合特区の推進	相当程度進展あり（暫定）	引き続き推進
20	「環境未来都市」構想の推進	目標達成	引き続き推進
21	都市再生安全確保計画の策定の促進	相当程度進展あり	引き続き推進
22	地域活性化・効果実感臨時交付金の配分計画の策定	相当程度進展あり	その他（注3）
政策6 地方分権改革の推進			
23	地方分権改革に関する施策の推進	目標達成	引き続き推進
政策7 地域経済活性化事業等支援政策の推進			
24	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策8 科学技術政策の推進			
25	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等	目標達成	引き続き推進
政策9 宇宙開発利用に関する施策の推進			
26	宇宙開発利用の推進	目標達成	改善・見直し
27	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
28	広域災害監視衛星ネットワーク関係調査事業	目標達成	その他（注3）
政策10 防災政策の推進			
29	防災に関する普及・啓発	相当程度進展あり	改善・見直し
30	国際防災協力の推進	目標達成	改善・見直し
31	災害復旧・復興に関する施策の推進	目標達成	引き続き推進
32	防災行政の総合的推進（防災基本計画）	目標達成	引き続き推進
33	地震対策等の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
政策11 原子力災害対策の充実・強化			
34	原子力災害対策の充実・強化	目標達成	引き続き推進
政策12 沖縄政策の推進			
35	沖縄における社会資本等の整備	測定せず（注2）	引き続き推進
36	沖縄の特殊事情に伴う特別対策	相当程度進展あり	引き続き推進
37	沖縄の戦後処理対策	目標達成	引き続き推進

政策13 共生社会実現のための施策の推進			
38	青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）	目標達成	引き続き推進
39	少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱）	相当程度進展あり	引き続き推進
40	少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
41	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
政策14 栄典事務の適切な遂行			
42	栄典事務の適切な遂行	目標達成	引き続き推進
政策15 男女共同参画社会の形成の促進			
43	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携	相当程度進展あり	引き続き推進
44	女性に対する暴力の根絶に向けた取組	相当程度進展あり	引き続き推進
45	女性の参画の拡大に向けた取組	相当程度進展あり	引き続き推進
46	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業	目標達成	引き続き推進
政策17 公益法人制度の適正な運営の推進			
47	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施	相当程度進展あり	引き続き推進
政策18 経済社会総合研究の推進			
48	経済社会活動の総合的研究	相当程度進展あり	引き続き推進
49	国民経済計算	目標達成	引き続き推進
50	人材育成、能力開発	目標達成	引き続き推進
政策19 迎賓施設の適切な運営			
51	迎賓施設の適切な運営	目標達成	引き続き推進
政策20 北方領土問題の解決の促進			
52	北方領土問題解決促進のための施策の推進	目標達成	引き続き推進
政策21 国際平和協力業務等の推進			
53	国際平和協力業務等の推進	目標達成	引き続き推進
政策22 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡			
54	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	目標達成	引き続き推進
政策23 官民人材交流センターの適切な運営			
55	民間人材登用等の推進	相当程度進展あり	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表1-4-(3)参照
2 全ての測定指標において目標年度が平成27年度以降となっていること等から、目標達成度の測定が行われていないものである。
3 事業実施主体の移行等により施策が終了したものである。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成27年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の24政策の下に掲げる69施策を対象として評価を実施中

表1-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
政策1 適正な公文書管理の実施	
1	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
政策2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	
2	重要施策に関する広報
3	国際広報の強化
4	世論の調査
政策3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	
5	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
政策4 経済財政政策の推進	
6	政府調達に係る苦情処理とその周知・広報
7	対日直接投資の推進
8	道州制特区の推進
9	民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）

10	競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）
11	市民活動の促進
12	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進
13	国内の経済動向の分析
14	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
15	海外の経済動向の分析
政策5 地域活性化の推進	
16	国家戦略特区の推進
17	中心市街地活性化基本計画の認定
18	構造改革特区計画の認定
19	地域再生計画の認定等
20	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定
21	地域再生支援利子補給金の支給
22	総合特区の推進
23	「環境未来都市」構想の推進
24	都市再生安全確保計画の策定の促進
25	プロフェッショナル人材事業
26	地域住民生活等緊急支援交付金の配分計画の策定等
27	地方版総合戦略策定支援
政策6 地方分権改革の推進	
28	地方分権改革に関する施策の推進
政策7 地域経済活性化事業等支援政策の推進	
29	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進
政策8 科学技術・イノベーション政策の推進	
30	原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等
政策9 宇宙開発利用に関する施策の推進	
31	宇宙開発利用の推進
32	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進
政策10 防災政策の推進	
33	防災に関する普及・啓発
34	国際防災協力の推進
35	災害復旧・復興に関する施策の推進
36	地震対策等の推進
37	防災行政の総合的推進
政策11 原子力災害対策の充実・強化	
38	原子力災害対策の充実・強化
39	原子力被害者生活支援の推進
政策12 沖縄政策の推進	
40	沖縄における社会資本等の整備（注）
41	沖縄の特殊事情に伴う特別対策（注）
42	沖縄の戦後処理対策（注）
政策13 共生社会実現のための施策の推進	
43	青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
44	食育の総合的推進（食育推進基本計画）
45	食育に関する広報啓発、調査研究等
46	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等
47	交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
48	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等
政策14 栄典事務の適切な遂行	
49	栄典事務の適切な遂行
政策15 男女共同参画社会の形成の促進	
50	男女共同参画に関する普及・啓発
51	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
52	国際交流・国際協力の促進
53	女性に対する暴力の根絶に向けた取組
54	女性の参画の拡大に向けた取組
55	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
政策16 食品の安全性の確保	
56	食品健康影響評価技術研究の推進
57	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進
政策17 公益法人制度の適正な運営の推進	

58	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施
政策18 経済社会総合研究の推進	
59	経済社会活動の総合的研究
60	国民経済計算
61	人材育成、能力開発
政策19 迎賓施設の適切な運営	
62	迎賓施設の適切な運営
政策20 北方領土問題の解決の促進	
63	北方領土問題解決促進のための施策の推進
政策21 子ども・子育て支援の推進	
64	子どものための現金給付の推進
65	子どものための教育・保育給付の推進
66	地域における子ども・子育て支援対策の推進
政策22 国際平和協力業務等の推進	
67	国際平和協力業務等の推進
政策23 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	
68	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
政策24 官民人材交流センターの適切な運営	
69	民間人材登用等の推進

(注) 上記の施策のうち、施策40、施策41、施策42については総合評価方式による政策評価も並行して行う。

(3) 総合評価方式を用いて、「平成27年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の5政策の下に掲げる22施策を対象として評価を実施中

表1-3-オ 総合評価方式により評価を実施中の政策

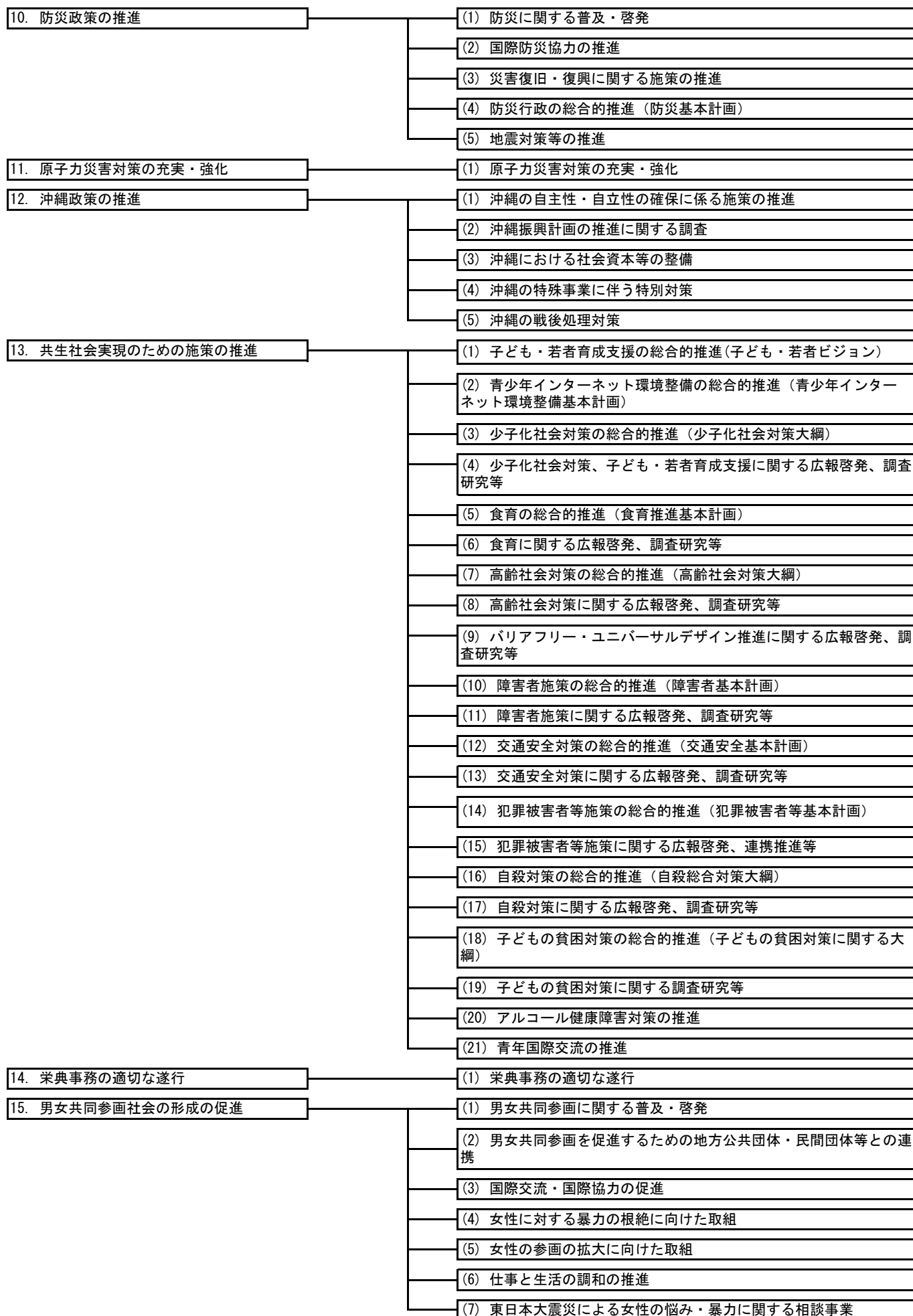
No.	評価対象政策
政策8 科学技術・イノベーション政策の推進	
1	科学技術イノベーション創造の推進
政策12 沖縄政策の推進	
2	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進
3	沖縄振興計画の推進に関する調査
4	沖縄における社会資本等の整備(注)
5	沖縄の特殊事情に伴う特別対策(注)
6	沖縄の戦後処理対策(注)
政策13 共生社会実現のための施策の推進	
7	子ども・若者育成支援の総合的推進(子ども・若者ビジョン)
8	子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等
9	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)
10	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等
11	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)
12	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等
13	犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)
14	犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等
15	自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱)
16	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等
17	子どもの貧困対策の総合的推進(子どもの貧困対策に関する大綱)
18	子どもの貧困対策に関する調査研究等
19	アルコール健康障害対策の推進
20	青年国際交流の推進
政策15 男女共同参画社会の形成の促進	
21	仕事と生活の調和の推進
政策21 子ども・子育て支援の推進	
22	子ども・子育て支援の推進

(注) 上記の施策のうち、施策4、施策5、施策6については実績評価方式による政策評価も並行して行う。

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
1. 適正な公文書管理の実施	(1) 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報
	(2) 国際広報の強化
	(3) 世論の調査
3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
4. 経済財政政策の推進	(1) 政府調達に係る苦情処理とその周知・広報
	(2) 対日直接投資の推進
	(3) 緊急雇用対策の実施
	(4) 道州制特区の推進
	(5) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）
	(6) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）
	(7) 市民活動の促進
	(8) NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進
	(9) 国内の経済動向の分析
	(10) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
	(11) 海外の経済動向の分析
5. 地域活性化の推進	(1) 国家戦略特区の推進
	(2) 中心市街地活性化基本計画の認定
	(3) 構造改革特区計画の認定
	(4) 地域再生計画の認定等
	(5) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定
	(6) 地域再生支援利子補給金の支給
	(7) 特定地域再生計画の推進
	(8) 総合特区の推進
	(9) 「環境未来都市」構想の推進
	(10) 都市再生安全確保計画の策定の促進
	(11) 地域住民生活等緊急支援交付金の配分計画の策定等
	(12) 地域活性化・効果実感臨時交付金の配分計画の策定
6. 地方分権改革の推進	(1) 地方分権改革に関する施策の推進
7. 地域経済活性化事業等支援政策の推進	(1) 「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進
8. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等
	(2) 科学技術イノベーション創造の推進
9. 宇宙開発利用に関する施策の推進	(1) 宇宙開発利用の推進
	(2) 実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進
	(3) 広域災害監視衛星ネットワーク関係調査事業



16. 食品の安全性の確保	(1) 食品健康影響評価技術研究の推進
	(2) 食品安全の確保に必要な総合的施策の推進
17. 公益法人制度の適正な運営の推進	(1) 公益法人制度の運営と認定・監督等の実施
18. 経済社会総合研究の推進	(1) 経済社会活動の総合的研究
	(2) 国民経済計算
	(3) 人材育成、能力開発
19. 迎賓施設の適切な運営	(1) 迎賓施設の適切な運営
20. 北方領土問題の解決の促進	(1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進
21. 国際平和協力業務等の推進	(1) 国際平和協力業務等の推進
22. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	(1) 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
23. 官民人材交流センターの適切な運営	(1) 民間人材登用等の推進

(注)政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h27/taiou_h27.pdf)参照

宮内庁

《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成24年3月30日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	3 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成 27 年度宮内庁政策評価実施計画（平成 27 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第 7 条第 2 項第 1 号)	事業評価方式：1 件 〔表 2-3-ア〕	必要性、有効性、効率性が認められる	1	評価結果を踏まえ、引き続き推進することとした 【引き続き推進】	1
	未着手 (法第 7 条第 2 項第 2 号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第 7 条第 2 項第 2 号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第 7 条第 2 項第 3 号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 2-3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

- (1) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度宮内庁政策評価実施計画」に基づき、1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 9 月 11 日に「平成 26 年度事業評価書」として公表

表 2-3-ア 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	インターネットによる古典籍の紹介	必要性、有効性、効率性が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 2-4-(1) 参照

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表 3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 4 月 1 日策定） 平成 25 年 4 月 1 日改正 平成 27 年 3 月 31 日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第 3 条第 6 号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課室は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課室は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課、経済取引局総務課、取引部取引企画課及び審査局管理企画課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について、公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、政策評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成 27 年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成 27 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：4 施策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第 2項第1項 第1号)	実績評価方式：4件 (目標管理型の政策評価) [表3-3-ア]	相当程度進展あり	4	評価結果を踏まえ、これまでの の取組を引き続き進めた(進め る予定)【引き続き推進】	4
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 4件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、機構1件、定員0件))	
					〈事前分析表への反映〉 (測定指標を変更 3件 その他の変更 1件)	
	未着手 (法第7条 第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条 第2項 第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の 政策 (法第7条 第2項 第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施

平成 27 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 27 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 4 施策を対象として評価を実施し、その結果を「政策評価書」として 27 年 8 月 31 日に公表

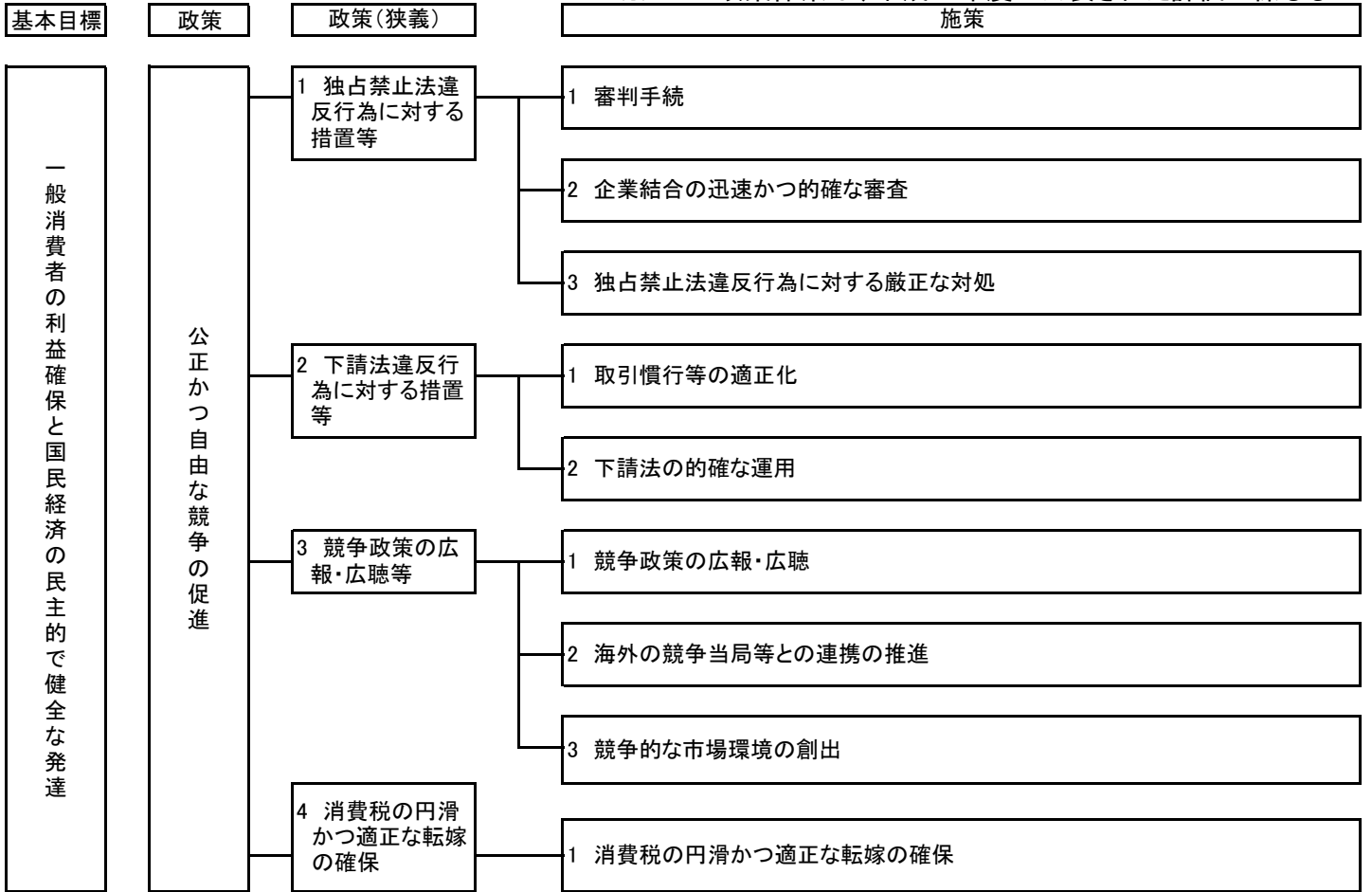
表 3-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続	相当程度進展あり	引き続き推進
2	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化	相当程度進展あり	引き続き推進
3	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
4	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 3-4-(1) 参照

政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ
 (<http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/yosan/yosantaiou.files/seisakuyosan27.pdf>) 参照

国家公安委员会・警察厅

《国家公安委員会・警察庁》

表 4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成27年3月19日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成27年4月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	3 事後評価の対象等	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を設定した上で実施する。 事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、実施する。 総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の方策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案及び実施にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイト国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成27年度政策評価の実施に関する計画（平成27年3月19日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価： (1) 平成26年度を評価期間とする7の基本目標と18の業績目標について評価書を作成 (2) 平成27年度を評価期間とする7の基本目標と18の業績目標について評価を実施（28年度

		に評価書を作成) ○ 事業評価:平成27年度までを評価期間とする1の政策と1の規制について評価を実施(28年度に評価書を作成)
	2 未着手・未了 (法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策 (法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価	事業評価方式：2件 (規制) 〔表 4-3-ア〕		規制の新設等は妥当	2	評価結果を踏まえ、新規規制等を内容の一部とする政令を制定	2
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表 4-3-イ〕		必要性等は認められる	1	評価結果を踏まえ、税制改正要望を提出	1
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号) {実績評価方式:18件} (目標管理型の政策評価) 〔表 4-3-ウ〕 {実績評価方式:18件} (目標管理型の政策評価) 〔表 4-3-エ〕	実績評価方式：18件	目標達成	5	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 17件 機構・定員要求に反映 11件 (うち、機構3件、定員11件)	18
			相当程度進展あり	12		
			進展が大きくない	1		
			〈事前分析表への反映〉 達成すべき目標を変更 1件 測定指標を変更 6件 達成手段を変更 7件 その他の変更 4件 事前分析表の変更なし 9件			
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 2 政策について評価を実施し、その結果を平成 27 年 6 月 18 日に「規制の事前評価書」として公表

表 4-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正	
1	特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引の追加
2	外国において重要な公的地位を有する者及びこれらの者であった者並びにこれらの者の家族との取引等の際の厳格な顧客管理の実施についての規定の整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 4-4-(1) 参照

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 4-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 4-4-(2) 参照

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 7 の基本目標と 18 の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 7 月 16 日に「平成 26 年度実績評価書」として公表

表 4-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保			
1	総合的な犯罪抑止対策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	相当程度進展あり	引き続き推進
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進			
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	目標達成	引き続き推進
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	相当程度進展あり	引き続き推進

6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	進展が大きくない	引き続き推進
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進	相当程度進展あり	引き続き推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化			
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	相当程度進展あり	引き続き推進
10	国際組織犯罪対策の強化	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保			
11	歩行者・自転車利用者の安全確保	目標達成	引き続き推進
12	運転者対策の推進	目標達成	引き続き推進
13	道路交通環境の整備	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 5 国の公安の維持			
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	相当程度進展あり	引き続き推進
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	目標達成	引き続き推進
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実			
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 7 安心できるIT社会の実現			
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表4-4-(3)参照

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成27年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と18の業績目標を対象として評価を実施中（平成28年度中に公表予定）

表4-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	総合的な犯罪抑止対策の推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進	
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化	
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
10	国際組織犯罪対策の強化
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
11	歩行者・自転車利用者の安全確保
12	運転者対策の推進

13	道路交通環境の整備
基本目標 5 国の公安の維持	
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実	
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標 7 安心できるIT社会の実現	
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

別表

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 4 科学技術を活用した捜査の更なる推進 5 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化 2 国際組織犯罪対策の強化
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 運転者対策の推進 3 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/H27_seisaku_yosan.pdf)参照

個人情報保護委員会

《個人情報保護委員会》

表 5-1 個人情報保護委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	個人情報保護委員会政策評価基本計画（平成26年3月18日決定） 平成28年1月26日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年1月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法第9条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 事業評価方式を基本とする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画の期間において事後評価の対象とする政策は、当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。事後評価の単位は、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うこととする。 ○ 実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、当委員会における政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策に適切に反映することとする。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課とする。
実施計画の名称	平成27年度個人情報保護委員会政策評価実施計画（平成27年3月27日決定） 平成28年1月26日改定	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：1政策（4施策）（平成28年1月の改組・所掌事務追加に伴う改定前の計画では3施策）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 5-2 個人情報保護委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の 内訳別件数			
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—		
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 （法第7条第2 項第1号）	実績評価方式：3件 （目標管理型の政策 評価） [表5-3-ア]	目標達成	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1		
			相当程度進展あ り	2	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策 の改善・見直しを行った（すること とした又はする予定） 【改善・見直し】	2		
							政策の重点化等	2
							<概算要求及び機構・定員要求への反映> 概算要求に反映 3件 機構・定員要求に反映 1件 （うち、機構1件、定員1件）	
							<事前分析表への反映> 測定指標を変更 3件	
未着手 （法第7条第2 項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—			
未了 （法第7条第2 項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—			
その他の政 策 （法第7条第2 項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—			

表 5-3 個人情報保護委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施

平成 27 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 27 年度特定個人情報保護委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 3 施策を対象として評価を実施し、その結果を「実施政策に係る政策評価書」として 27 年 9 月 4 日に公表

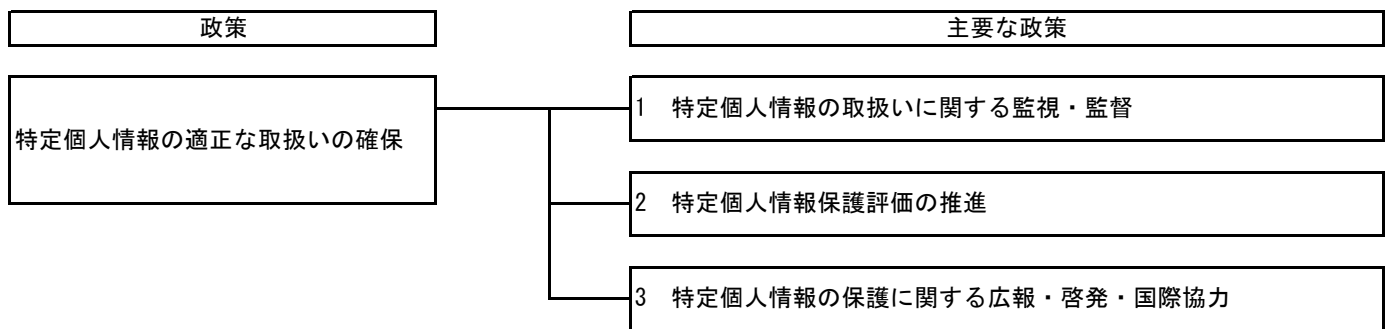
表 5-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定個人情報保護評価の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
2	特定個人情報の保護に関する広報・啓発・国際協力	相当程度進展あり	改善・見直し
3	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督	目標達成	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 5-4-(1) 参照

政策体系（個人情報保護委員会）

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、個人情報保護委員会ホームページ(<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/27taiou.pdf>)参照

金融庁

《金融庁》

表 6-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成 24 年 5 月 31 日策定） 平成 27 年 8 月 31 日変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 24 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 ① 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 1 号から第 5 号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） ② 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 6 号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策） ③ 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） ④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く） ⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号に該当する政策については、「租税特別措置等に係るガイドライン」等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 実績評価： 金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価： 法第 7 条第 2 項第 2 号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価： 政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号に該当する政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算、機構・定員、税制改正要望、法令審査等を取りまとめ部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等）に活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成 27 年度金融庁政策評価実施計画（平成 27 年 8 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20 施策 ○ 事業評価： (1) 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業等で、過去に事前評価を実施し、平成 27 年度に効果が発現する予定の事業等（成果重視事業については、平成 27 年度

		<p>中の効果の発現予定の有無にかかわらず事後評価を実施)</p> <p>(2) 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策等</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 6-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：20件 (規制) 〔表6-3-ア〕	規制の新設又は改廃は妥当	20	評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	17	
				評価結果を踏まえ、政令等を制定又は改正した	3	
	事業評価方式：6件 (租税特別措置等) 〔表6-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長は妥当	6	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	6	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 (目標管理型の政策評価) 〔表6-3-ウ〕 〔実績評価方式：20件〕 (目標管理型の政策評価) 〔表6-3-エ〕	目標達成	8	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	3
			相当程度進展あり	12	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	17
					政策の重点化等	17
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 14件 機構・定員要求に反映 11件 (うち、機構4件、定員11件) 〕	
					〈事前分析表への反映〉 〔 測定指標を変更 20件 その他の変更 1件 〕	
			事業評価方式：2件 (成果重視事業1件含む) 〔表6-3-オ〕	取組を引き続き推進	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
事業評価方式：4件 (租税特別措置等) 〔表6-3-カ〕	取組を引き続き推進	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 6-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 10 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 11 月 20 日、12 月 11 日及び 28 年 3 月 3 日に「規制の事前評価書」として公表

表 6-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	プロ向けファンドに関する規制の見直し
2	銀行等グループの利益相反管理体制の見直し
3	中央清算されない店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け
4	金融グループにおける経営管理の充実
5	共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化 (3 件)
6	金融グループにおける I T・決済関連業務の取扱い (2 件)
7	銀行代理業制度、外国銀行代理業務制度の見直し (4 件)
8	臨時休業時の店頭揭示期間の見直し
9	I Tの進展等を踏まえた現行制度の見直し (4 件)
10	仮想通貨交換業に係る制度整備 (2 件)

- (注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 6-4-(1) 参照
 2 表中の () の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 6 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 6-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
2	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し
3	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
4	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長
5	確定給付年金制度の見直しに伴う所要の措置
6	一時差異等調整引当額についての所要の措置

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 6-4-(2) 参照

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施
 実績評価方式を用いて、「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「平成 26 年度実績評価書」として公表

表 6-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策 (目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本政策 I	経済成長の礎となる金融システムの安定		

1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	目標達成	改善・見直し
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	目標達成	引き続き推進
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	相当程度進展あり	改善・見直し
基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築			
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備	目標達成	改善・見直し
8	市場機能の強化のための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	目標達成	改善・見直し
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	目標達成	改善・見直し
基本政策Ⅳ 横断的施策			
12	国際的な政策協調・連携強化	目標達成	改善・見直し
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	目標達成	改善・見直し
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	相当程度進展あり	改善・見直し
15	金融行政についての情報発信の強化	相当程度進展あり	改善・見直し
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
（業務支援基盤の整備のための取組み）			
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上	相当程度進展あり	改善・見直し
18	学術的成果の金融行政への導入・活用	相当程度進展あり	改善・見直し
19	金融行政における情報システムの活用	目標達成	改善・見直し
20	災害等発生時における金融行政の継続確保	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表6-4-(3)参照

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成 27 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 施策を対象として評価を実施中（平成 28 年 8 月公表予定）

表 6-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定	
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備
8	市場機能の強化のための制度・環境整備

9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
基本政策Ⅳ 横断的施策	
12	国際的な政策協調・連携強化
13	アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
15	金融行政についての情報発信の強化
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備
（業務支援基盤の整備のための取組み）	
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
18	学術的成果の金融行政への導入・活用
19	金融行政における情報システムの活用
20	災害等発生時における金融行政の継続確保

- (3) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 26 年度に効果が発現する 1 事業及び 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「平成 27 年度事業評価書」として公表

表 6-3-オ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	金融庁行政情報化 LAN システム設計・構築経費（次期 LAN システム）	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 6-4-(4) 参照

- (4) 租税特別措置等に係る以下の 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表

表 6-3-カ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	取組を引き続き推進	引き続き推進
3	特定目的会社に係る課税の特例	取組を引き続き推進	引き続き推進
4	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 6-4-(5) 参照

別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

基本政策	施策
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
III 公正・透明で活力ある市場の構築	市場インフラの構築のための制度・環境整備
	市場機能の強化のための制度・環境整備
	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
IV 横断的施策	国際的な政策協調・連携強化
	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
	金融行政についての情報発信の強化
	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備

(業務支援基盤の整備のための取組み)

分野	施策
1 人的資源	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
2 知的資源	学術的成果の金融行政への導入・活用
3 その他の業務基盤	金融行政における情報システムの活用
	災害等発生時における金融行政の継続確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku27.pdf>)参照

消費者庁

《消費者庁》

表 7-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成25年3月18日決定） 平成25年7月1日一部改正 平成27年2月26日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年4月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用され、政策評価が無駄の削減に資するように努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やホームページにより受け付ける。
実施計画の名称	平成27年度消費者庁政策評価実施計画（平成27年12月15日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：11施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 7-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		事業評価方式：1件 (規制) 〔表 7-3-ア〕	規制の新設が妥当	1	評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	1	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：11件 (目標管理型の政策評価) 〔表 7-3-イ〕 {実績評価方式：11件} (目標管理型の政策評価) 〔表 7-3-ウ〕	目標達成	8	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5	
			相当程度進展あり	3			
			2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】		政策の重点化等 6	<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 10件 機構・定員要求に反映 6件 (うち、機構3件、定員6件))	6
			<事前分析表への反映> (達成すべき目標を変更 1件 測定指標を変更 8件 達成手段を変更 1件 事前分析表の変更なし 3件)				
			未着手 (法第7条第2項第2号イ)				
未了 (法第7条第2項第2号ロ)		該当する政策なし	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)		該当する政策なし	—	—	—		

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 7-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 28 年 3 月 4 日に「規制を対象として事前評価した政策評価書」として公表

表 7-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	悪質事業者対策その他の特定商取引分野における規制の強化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 7-4-(1) 参照

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施
 実績評価方式を用いて、「平成 26 年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 11 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「平成 26 年度消費者庁政策評価書」として公表

表 7-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	消費者政策の企画・立案・推進及び調整	相当程度進展あり	改善・見直し
2	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	目標達成	改善・見直し
3	個人情報保護に関する施策の推進	目標達成	引き続き推進
4	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	相当程度進展あり	引き続き推進
5	地方消費者行政の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
6	物価対策の推進	目標達成	引き続き推進
7	消費者政策の推進に関する調査・分析	目標達成	引き続き推進
8	消費者の安全確保のための施策の推進	目標達成	引き続き推進
9	消費者取引対策の推進	目標達成	改善・見直し
10	消費者表示対策の推進	目標達成	改善・見直し
11	食品表示の企画・立案・推進	目標達成	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 7-4-(2) 参照

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、評価を実施
 実績評価方式を用いて、「平成 27 年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 11 施策を対象として評価を実施中

表 7-3-ウ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	消費者政策の企画・立案・推進及び調整
2	消費生活に関する制度の企画・立案・推進
3	個人情報保護に関する施策の推進
4	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
5	地方消費者行政の推進
6	物価対策の推進
7	消費者政策の推進に関する調査・分析
8	消費者の安全確保のための施策の推進
9	消費者取引対策の推進
10	消費者表示対策の推進
11	食品表示の企画・立案・推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ
http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/h27yosan_taiou.pdf 参照

復興庁

《復興庁》

表 8-1 復興庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	復興庁政策評価基本計画（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年2月10日から28年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第9条及び法施行令第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：復興庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努める。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 個別政策担当参事官及び調整担当参事官は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価担当参事官とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成27年度復興庁政策評価実施計画（平成27年3月26日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策体系に基づき対象とする政策：該当する政策なし ○ 租税特別措置等に係る政策：該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 復興庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳件数	
事前評価		事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表 8-3-ア〕	租税特別措置等 の延長が妥当	2	評価の結果を踏まえ、税制改正 要望を行うこととした。	2
事後 評価	主要な行政目 的に係る政策 等として基本 計画に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	該当する政策なし (注)	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政 策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 平成 27 年度復興庁政策評価実施計画に定める政策について、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承) の 4 の「実績の測定(モニタリング)」を実施

表 8-3 復興庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の2の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「平成27年度租税特別措置等に係る政策評価書（事前評価）」として公表

表 8-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の延長
2	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表8-4-(1)参照

2 事後評価

該当する政策なし

政策体系(復興庁)

※この政策体系は、平成27年度実施計画に定めるもの

政策	施策
復興施策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="708 302 1481 336">(1) 復興支援に係る施策の推進<li data-bbox="708 347 1481 380">(2) 復興交付金制度に係る施策の推進<li data-bbox="708 392 1481 425">(3) 原子力災害からの復興に係る施策の推進<li data-bbox="708 436 1481 470">(4) 被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進<li data-bbox="708 481 1481 515">(5) 「新しい東北」の創造に係る施策の推進<li data-bbox="708 526 1481 604">(6) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進 ((1)～(5)に掲げるものを除く。)

(注) 政策ごとの予算との対応については、復興庁ホームページ
(http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20150311_fukkou.pdf)参照

総務省

《総務省》

表 9-1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成24年6月1日策定） 平成25年3月29日改正 平成26年5月29日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 (2) その他事前の検証が必要と認められる政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 (1) 総務省の主要な政策については、実績評価方式による。 (2) 次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式による。 ア 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの イ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（法第9条の規定に基づき事前評価を実施したものを除く。） ウ その他事後の検証が必要と認められる政策 (3) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式による。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成 27 年度総務省政策評価実施計画（平成 27 年 3 月 20 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：7の主要な政策（その他の主要な政策については、モニタリングを行う。） ○ 事業評価 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの (2) 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの

	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 9-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：5件 (研究開発課題) 〔表9-3-ア〕	必要性・有効 性等が認め られる	5	評価結果を踏まえ、概算要 求等に反映	5	<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 5件)
	事業評価方式：23件 (規制) 〔表9-3-イ〕	必要性等が 認められる	23	評価結果を踏まえ、法令等 に反映	23	
	事業評価方式：3件 (租税特別措置等) 〔表9-3-ウ〕	必要性等が 認められる	3	評価結果を踏まえ、税制改 正要望に反映	3	
事後評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：7件 (目標管理型の政策評価) 〔表9-3-エ〕	目標達成	1	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き推進 【引き続き推進】	7
		相当程度進 展あり	6	<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 7件 機構・定員要求に反映 3件 (うち、機構0件、定員3件))		
	事業評価方式：7件 〔表9-3-オ〕	有効性・効率 性等が認め られる	7	<事前分析表への反映> (測定指標を変更 5件 達成手段を変更 2件 事前分析表の変更なし 2件)	既に事業が終了しているた め、概算要求等を行わない が、得られた成果を今後の 取組に活用する	7
未着手 (法第7条第 2項第2号 イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—
未了 (法第7条第 2項第2号 ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—
その他の 政策 (法第7条第 2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	—

表 9-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度予算概算要求を行う以下の 5 研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「平成 27 年度事前事業評価書」として公表

表 9-3-ア 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	多様な I o T サービスを創出する共通基盤技術の確立・実証
2	自律型モビリティシステム（自動走行技術、自動制御技術等）の開発・実証
3	無人航空機システムの周波数効率利用のための通信ネットワーク技術の研究開発
4	地上テレビジョン放送の高度化技術に関する研究開発
5	ニーズに合わせて通信容量や利用地域を柔軟に変更可能なハイスループット衛星通信システム技術の研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 9-4-(1) 参照

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 12 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 2 日 (No. 1~7)、4 月 10 日 (No. 8)、5 月 29 日 (No. 9)、7 月 23 日 (No. 10)、10 月 30 日 (No. 11) 及び 12 月 28 日 (No. 12) に「規制の事前評価書」として公表

表 9-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	公正な競争の促進に関する制度の整備 (4 件)
2	電気通信サービスにおける利用者保護規律の見直し・充実 (5 件)
3	ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性の確保等
4	外国から持ち込まれた無線設備を使用する無線局の一時的な運用を可能とする制度の整備
5	技術基準に適合しない無線設備の製造業者等に対する制度の整備
6	電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定等に係る制度の整備
7	有料放送サービスにおける受信者保護規律の見直し・充実 (5 件)
8	液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の技術上の基準
9	消防活動阻害物質の追加
10	消火用屋外給水施設等の配管の基準等
11	航空機給油時の静電気除去方法の簡素化
12	火災通報装置に関する基準の見直し

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 9-4-(2) 参照

2 表中の () の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上

- (3) 租税特別措置等に係る以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 9-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	放送ネットワーク災害対策促進税制の拡充及び延長
2	データセンター地域分散化促進税制の延長

3 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表9-4-(3)参照

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成 27 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 7 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「平成 27 年度主要な政策に係る評価書」として公表

表 9-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	地域振興（地域力創造）	相当程度進展あり	引き続き推進
2	地方財源の確保と地方財政の健全化	目標達成	引き続き推進
3	放送分野における利用環境の整備	相当程度進展あり	引き続き推進
4	情報通信技術利用環境の整備	相当程度進展あり	引き続き推進
5	I C T分野における国際戦略の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
6	恩給行政の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
7	消防防災体制の充実強化	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表9-4-(4)参照

(2) 事業評価方式を用いて、以下の 7 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「平成 27 年度事後事業評価書」として公表

表 9-3-オ 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発	有効性・効率性等が認められる
2	小型航空機搭載用高分解能合成開口レーダーの研究開発	
3	先進的 I C T国際標準化推進事業	
4	脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発	
5	複数周波数帯の動的利用による周波数有効利用技術の研究開発	
6	マルチバンド・マルチモード対応センサー無線通信基盤技術の研究開発	
7	次世代無線通信測定技術の研究開発（拡充）・100G H z 超帯域無線信号の高精度測定技術の研究開発	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表9-4-(5)参照

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 適正な行政管理の実施
	2 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
	4 地域振興(地域力創造)
	5 地方財源の確保と地方財政の健全化
	6 分権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	7 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	8 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	10 情報通信技術高度利活用の推進
	11 放送分野における利用環境の整備
	12 情報通信技術利用環境の整備
	13 電波利用料財源による電波監視等の実施
	14 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	15 郵政民営化の確実な推進
7 国民生活と安心・安全	16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	17 恩給行政の推進
	18 公的統計の体系的な整備・提供
	19 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000341153.pdf)参照

公害等調整委員会

《公害等調整委員会》

表 10-1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成26年3月25日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年度から28年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成27年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成27年3月30日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策（4目標）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 10-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第 2項第1号)	{実績評価方式：4 件} (目標管理型の政策評 価) 〔表 10-3-ア〕	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第 2項第2号 イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第 2項第2号 ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の 政策 (法第7条第 2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 10-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施

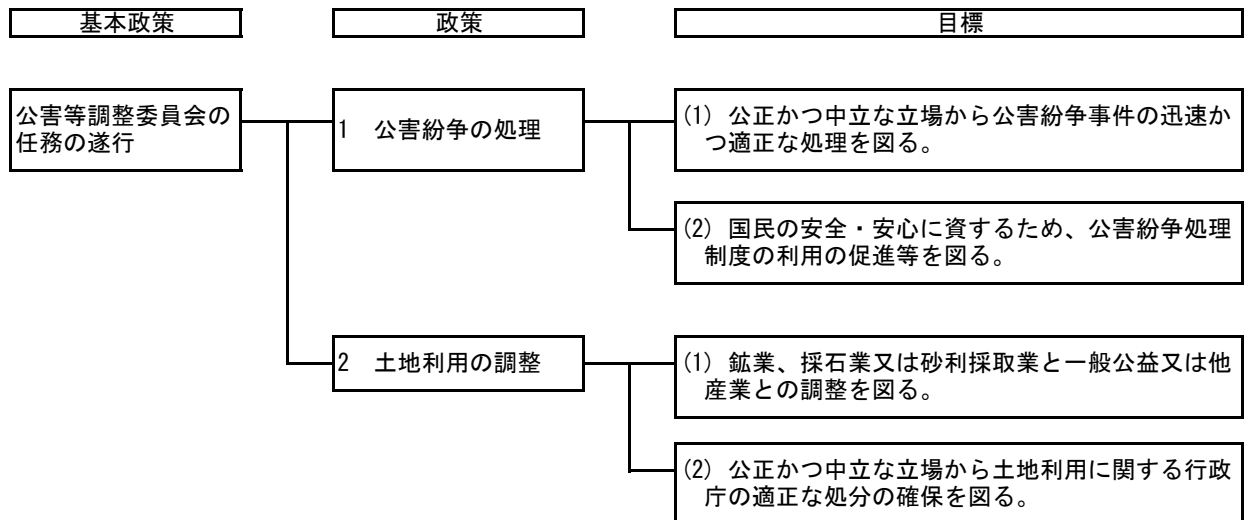
実績評価方式を用いて、「公害等調整委員会政策評価基本計画」に基づき、以下の4目標（施策）を対象に評価を実施中（平成29年8月公表予定）

表 10-3-ア 実績評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行	
政策1 公害紛争の処理	
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等
政策2 土地利用の調整	
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保

政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成27年度に実施中の評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000341153.pdf)参照

法務省

《法務省》

表 11-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成26年4月25日決定） 平成27年4月17日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年度から30年度までの5年間
基本計画の主な規定内容	2 事前評価の対象等	○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策 ・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
基本計画の主な規定内容	3 事後評価の対象等	○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から5年程度の周期で評価対象を選定して行う。
基本計画の主な規定内容	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討する。 予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用する。 このような取組により、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるように努める。
基本計画の主な規定内容	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付ける。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画（平成27年4月17日決定） 平成27年10月21日改定	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：8施策（法務に関する調査研究及び施設の整備） ○ 実績評価：17施策 ○ 総合評価：1施策
実施計画の主な規定内容	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
実施計画の主な規定内容	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		事業評価方式：4件 〔表11-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	4	評価実施結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 4 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 4件)	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：7件 (目標管理型の政策評価) 〔表11-3-イ〕	目標達成	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 7 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 7件 機構・定員要求に反映 1件 うち、機構1件、定員0件)	
			相当程度進展あり	3		
		{実績評価方式：17件} (目標管理型の政策評価) 〔表11-3-ウ〕				〈事前分析表への反映〉 〔事前分析表の変更なし 7件〕
		総合評価方式：1件 〔表11-3-エ〕	目標達成に向けて順調に進捗した	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 1 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 1件〕	
		{総合評価方式：1件} 〔表11-3-オ〕				
	事業評価方式：2件 〔表11-3-カ〕	所期の成果を得ることができた	2	今後も同様の結果が得られるよう努める	2	
	{事業評価方式：8件} 〔表11-3-キ〕					
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 11-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の4事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月28日に「平成27年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表

表 11-3-ア 新規採択事業等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
〔I-3-(1)〕	
1	法務に関する調査研究（再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究）
2	法務に関する調査研究（粗暴犯に関する研究）
〔VII-14-(2)〕	
3	施設の整備（岡山地方法務局新営工事）
4	施設の整備（沼津法務総合庁舎新営工事）

- (注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表11-4-(1)参照
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施

平成27年度においては、実績評価方式を用いて、「平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7施策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月28日に「平成26年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表

表 11-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	法教育の推進	目標達成	引き続き推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	相当程度進展あり	引き続き推進
3	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	相当程度進展あり	引き続き推進
4	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	相当程度進展あり	引き続き推進
5	人権の擁護	目標達成	引き続き推進
6	出入国の公正な管理	目標達成	引き続き推進
7	法務行政における国際協力の推進	目標達成	引き続き推進

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表11-4-(2)参照

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、17施策を対象として評価を実施中

表 11-3-ウ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	法曹養成制度の充実※
2	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化※
3	法教育の推進
4	検察権行使を支える事務の適正な運営
5	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備※
6	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施※
7	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施※
8	保護観察対象者等の改善更生等※
9	医療観察対象者の社会復帰※
10	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
11	登記事務の適正円滑な処理※
12	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
13	債権管理回収業の審査監督※
14	人権の擁護
15	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理※
16	出入国の公正な管理
17	法務行政における国際協力の推進

(注)1 平成 28 年 8 月以降に公表予定

2 ※については、平成 26 年度から実績の測定（モニタリング）を行っている施策

(3) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施

総合評価方式を用いて、「平成 26 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「平成 26 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表

表 11-3-エ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	目標達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 11-4-(3) 参照

(4) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施

総合評価方式を用いて、「平成 27 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 施策を対象として評価を実施中

表 11-3-オ 総合評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備

(注) 平成 32 年 8 月に公表予定

(5) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 つの法務に関する調査研究を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「平成 26 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表

表 11-3-カ 事業評価方式により評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
〔I-3-(1)〕		
1	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）	所期の成果を得ることができた
2	法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究）	所期の成果を得ることができた

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 11-4-(4) 参照
 2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (6) 事業評価方式を用いて、「平成 27 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 つの法務に関する調査研究及び 6 つの施設の整備を対象として評価を実施中

表 11-3-キ 事業評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
〔I-3-(1)〕	
1	法務に関する調査研究（外国人の犯罪に関する研究）
2	法務に関する調査研究（非行少年の保護者に関する研究）
〔VII-14-(2)〕	
3	施設の整備（大分法務総合庁舎整備等事業）
4	施設の整備（さいたま第 2 法務総合庁舎整備等事業）
5	施設の整備（富士法務総合庁舎整備等事業）
6	施設の整備（仙台第 3 法務総合庁舎整備等事業）
7	施設の整備（八日市場拘置支所整備等事業）
8	施設の整備（仙台少年鑑別所整備等事業）

- (注) 1 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。
 2 平成 28 年 8 月に公表予定

別表

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 法曹養成制度の充実 (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (4) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生等 (2) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/001132248.pdf>)参照

外務省

《外務省》

表 12-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成25年3月29日策定） 平成26年3月31日改定 平成28年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<p>○ 平成25年度から29年度までの5年間</p> <p>○ 対象は、以下の政策とする。</p> <p>ア 政府開発援助</p> <p>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 規制</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）</p> <p>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</p> <p>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>なお、実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案し、必要と考えられる場合には、適時に評価を行うものとする。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する事後評価については、租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。さらに、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。</p> <p>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</p> <p>○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。</p> <p>ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。</p> <p>イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評</p>

		<p>価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、関係課が評価を行う上で参考として適切に活用する。</p>
<p>実施計画の名称</p>	<p>平成 27 年度外務省政策評価実施計画（平成 27 年 3 月 31 日改定）</p>	
<p>実施計画の主な規定内容</p>	<p>1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式</p>	<p>○ 4 の基本目標に係る 12 の施策</p>
	<p>2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）</p>	<p>○ 未着手：政府開発援助1案件 ○ 未了：政府開発援助13案件</p>
	<p>3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>

表 12-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		政府開発援助：90件 〔表 12-3-ア、イ〕 ≪政府開発援助：39件≫ 〔表 12-3-ウ〕	実施が妥当	90 ≪39≫	評価結果を踏まえ、対象事業（政策）を実施することとした 〔概算要求及び機構・定員要求に反映〕 （概算要求に反映 31件≪39≫）	90 ≪39≫
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：12件 （目標管理型の政策評価） 〔表 12-3-エ〕	目標達成	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	11
			相当程度進展あり	10	2 評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1
					政策の一部の廃止、休止又は中止	1
					〔概算要求及び機構・定員要求に反映〕 〔 概算要求に反映 10件 機構・定員要求に反映 9件 （うち、機構5件、定員9件） 〕	
		〔事前分析表への反映〕 〔 達成すべき目標を変更 2件 測定指標を変更 6件 達成手段を変更 4件 事前分析表の変更なし 2件 未定・検討中等 3件 〕				
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：13件 〔表 12-3-オ〕	継続が妥当	13	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	13	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注） ≪ ≫ は、平成 26 年度に評価結果が公表され、「平成 26 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 12-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成27年5月8日、5月29日、6月30日、7月31日、8月31日、9月30日、10月30日、11月30日及び12月25日並びに28年1月29日、2月29日及び3月31日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表

表 12-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「ナカラ回廊送変電網強化計画」(モザンビーク共和国)
2	「クム幹線道路改善計画」(ソロモン諸島)
3	「廃棄物管理機材整備計画」(バングラデシュ人民共和国)
4	「上水道改善計画」(パラオ共和国)
5	「日本モンゴル教育病院建設計画」(モンゴル国)
6	「ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画」(バングラデシュ人民共和国)
7	「アピア港安全向上計画」(サモア独立国)
8	「マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画」(ニカラグア共和国)
9	「ラホール給水設備エネルギー効率化計画」(パキスタン・イスラム共和国)
10	「ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ機材改善計画」(パキスタン・イスラム共和国)
11	「貝類養殖技術研究センター建設計画」(モロッコ王国)
12	「国内輸送船用埠頭改善計画」(トンガ王国)
13	「カンポット上水道拡張計画」(カンボジア王国)
14	「カオラック州、ティエス州及びファティック州中学校建設計画」(セネガル共和国)
15	「カラチ気象観測用レーダー設置計画」(パキスタン・イスラム共和国)
16	「ホイアン市日本橋地域水質改善計画」(ベトナム社会主義共和国)
17	「ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画」(ベトナム社会主義共和国)
18	「カラ橋及びクモング橋建設計画」(トーゴ共和国)
19	「中学校校舎建設計画」(ブルキナファソ)
20	「日本・コートジボワール友好交差点改善計画」(コートジボワール共和国)
21	「ナイロビ市医療・有害廃棄物適正処理施設建設計画」(ケニア共和国)
22	「ハルツーム州郊外保健サービス改善計画」(スーダン共和国)
23	「カチン州及びチン州道路建設機材整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
24	「第二次中央乾燥地村落給水計画」(ミャンマー連邦共和国)
25	「クロワ・デ・ミッション橋梁及び新線橋梁架け替え計画」(ハイチ共和国)
26	「マナス国際空港機材整備計画」(キルギス共和国)
27	「ナカラ市医療従事者養成学校建設計画」(モザンビーク共和国)
28	「コモロ川上流新橋建設計画」(東ティモール民主共和国)
29	「カタンガ州ルブンバシ市国立職業訓練校整備計画」(コンゴ民主共和国)
30	「洪水及び地滑り被害地における学校復旧計画」(ミャンマー連邦共和国)
31	「ニヤコンバ灌漑事業のための灌漑開発計画」(ジンバブエ共和国)
32	「カムズ国際空港ターミナルビル拡張計画」(マラウイ共和国)
33	「ネパール地震復旧・復興計画」(ネパール連邦民主共和国)
34	「灌漑システム改善及び組織能力強化を通じた農業生産性向上計画 (FAO連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
35	「カイロ大学小児病院外来診療施設建設計画」(エジプト・アラブ共和国)
36	「アクラ中心部電力供給強化計画」(ガーナ共和国)
37	「ナミベ港改修計画」(アンゴラ共和国)
38	「アブジャ電力供給施設緊急改修計画」(ナイジェリア連邦共和国)
39	「洪水被災学校再建計画」(ミャンマー連邦共和国)
40	「小児感染症予防計画 (UNICEF連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
41	「ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画」(タジキスタン共和国)
42	「第二次変電及び配電網整備計画」(ルワンダ共和国)
43	「グラズエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画」(ベナン共和国)

44	「セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画」(ニカラグア共和国)
45	「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」(東ティモール民主共和国)
46	「チュルイ・チョンバー橋改修計画」(カンボジア王国)
47	「第七次地雷除去活動機材整備計画」(カンボジア王国)
48	「第二次マヘ島零細漁業施設整備計画」(セーシェル共和国)
49	「道路管理機材整備計画」(ジブチ共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表12-4-(1)参照

なお、平成28年度予算要求までに公表したNo.1～20については、予算要求に反映

- (2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成27年5月8日、5月29日、6月30日、7月31日、8月31日、9月30日、10月30日、11月30日及び12月25日並びに28年1月29日、2月29日及び3月31日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表

表 12-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策(有償資金協力)

No.	評価対象政策
1	「新ウランバートル国際空港建設計画(第二期)」(モンゴル国)
2	「電力セクター復興計画(フェーズ2)」(イラク共和国)
3	「クルド地域下水処理施設建設計画(第一期)」(イラク共和国)
4	「地方自治体インフラ改善計画」(トルコ共和国)
5	「ナカラ港開発計画(Ⅱ)」(モザンビーク共和国)
6	「オディシヤ州送電網整備計画」(インド)
7	「全国送配電網整備・効率化計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
8	「バンコク大量輸送網整備計画(レッドライン)(第二期)」(タイ王国)
9	「ボルトニッチ下水処理場改修計画」(ウクライナ)
10	「電力セクター改革支援プログラム」(アンゴラ共和国)
11	「ダバオ市バイパス建設計画(南・中央区間)」(フィリピン共和国)
12	「チョーライ日越友好病院整備計画」(ベトナム社会主義共和国)
13	「ナザブ空港整備計画」(パプアニューギニア独立国)
14	「カンパラ立体交差建設・道路改良計画」(ウガンダ共和国)
15	「バンダラナイケ国際空港改善計画(フェーズ2)(第二期)」(スリランカ民主社会主義共和国)
16	「ヤンゴン環状鉄道改修計画」(ミャンマー連邦共和国)
17	「全国基幹送変電設備整備計画フェーズⅡ」(ミャンマー連邦共和国)
18	「東西経済回廊整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
19	「チェンナイ地下鉄建設計画(第四期)」(インド)
20	「アーメダバード・メトロ計画(第一期)」(インド)
21	「ジャカルタ都市高速鉄道計画(第二期)」(インドネシア共和国)
22	「ジャワ・スマトラ連系送電線計画(第二期)」(インドネシア共和国)
23	「南北通勤鉄道計画(マロロスーツツバン)」(フィリピン共和国)
24	「西部バングラデシュ橋梁改良計画」(バングラデシュ人民共和国)
25	「外国直接投資促進計画」(バングラデシュ人民共和国)
26	「ダッカーチッタゴン基幹送電線強化計画」(バングラデシュ人民共和国)
27	「母子保健及び保健システム改善計画」(バングラデシュ人民共和国)
28	「南北高速道路建設計画(ダナン・クアンガイ間)(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
29	「ラックフェン国際港建設計画(港湾)(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
30	「ラックフェン国際港建設計画(道路・橋梁)(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
31	「ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張計画」(エジプト・アラブ共和国)
32	「配電システム高度化計画」(エジプト・アラブ共和国)
33	「オルカリアV地熱発電開発計画」(ケニア共和国)
34	「官民連携インフラ・ファイナンス促進計画」(インド)
35	「国道五号線改修計画(プレックダムースレアマム間)(第二期)」(カンボジア王国)
36	「北東州道路網連結性改善計画(フェーズ1)(第一期)」(インド)
37	「マディヤ・プラデシュ州送電網増強計画」(インド)
38	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ1)(第三期)」(インド)

39	「オディシヤ州総合衛生改善計画（第二期）」（インド）
40	「タミル・ナド州都市保健強化計画」（インド）
41	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第四期）」（ベトナム社会主義共和国）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表12-4-（2）参照
 なお、平成28年度予算要求までに公表したNo.1～11については、予算要求に反映

（3）以下の39案件（無償資金協力25、有償資金協力14）は、平成26年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成26年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として28年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載

表12-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成26年度に評価を実施した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「パソ・レアル橋建設計画」（ニカラグア共和国）
2	「ドゥシャンベ国際空港整備計画」（タジキスタン共和国）
3	「オヨ州小学校建設計画」（ナイジェリア連邦共和国）
4	「グジュランワラ下水・排水能力改善計画」（パキスタン・イスラム共和国）
5	「中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画」（パキスタン・イスラム共和国）
6	「口蹄疫等対策支援計画（FAO連携）」（アフガニスタン・イスラム共和国）
7	「バルカ県送配水網改修・拡張計画」（ヨルダン・ハシェミット王国）
8	「クイーンズウェイ変電所改修計画」（ウガンダ共和国）
9	「コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画」（ギニア共和国）
10	「小児感染症予防計画（UNICEF連携）」（アフガニスタン・イスラム共和国）
11	「ニューブリテン国道橋梁架け替え計画」（パプアニューギニア独立国）
12	「カラチ港及びビンカシム港治安強化計画」（パキスタン・イスラム共和国）
13	「第三次地方給水計画」（ルワンダ共和国）
14	「災害リスク管理能力強化計画（IOM連携）」（アフガニスタン・イスラム共和国）
15	「第三次タザラ交差点改善計画」（タンザニア連合共和国）
16	「テザニ水力発電所増設計画」（マラウイ共和国）
17	「南部諸民族州リフトバレー地域給水計画」（エチオピア連邦民主共和国）
18	「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」（ミャンマー連邦共和国）
19	「マンダレー上水道整備計画」（ミャンマー連邦共和国）
20	「ヤンゴン市無収水削減計画」（ミャンマー連邦共和国）
21	「ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画」（フィリピン共和国）
22	「プノンペン交通管制システム整備計画」（カンボジア王国）
23	「スパイリエン州病院改善計画」（カンボジア王国）
24	「国道一号線橋梁架け替え計画」（ブータン王国）
25	「アトランティック県アラダ病院建設・整備計画」（ベナン共和国）
有償資金協力	
26	「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画（フェーズ1）（第一期）」（ミャンマー連邦共和国）
27	「ヤンゴン都市圏上水整備計画」（ミャンマー連邦共和国）
28	「電力セクター・プロジェクト・ローン」（ウズベキスタン共和国）
29	「グワハティ下水道整備計画」（インド）
30	「モンバサ港開発計画フェーズ2」（ケニア共和国）
31	「官民連携インフラ・ファイナンス促進計画」（インド）
32	「ハルサ火力発電所改修計画」（イラク共和国）
33	「カニャベラル及びリオ・リンド水力発電増強計画」（ホンジュラス共和国）
34	「全国基幹送変電設備整備計画（フェーズ1）」（ミャンマー連邦共和国）
35	「レンガリ灌漑計画（フェーズ2）」（インド）
36	「プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和計画」（インド）
37	「国道五号線改修計画（スレアマアムーバタンバン間及びシソポンーポイペト間）（第一

	期)」(カンボジア王国)
38	「南北高速道路建設計画(ベンルックーロンタイン間)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
39	「第二次送変電・配電ネットワーク整備計画」(ベトナム社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表12-4-(3)参照

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施

平成27年度においては、実績評価方式を用いて、「平成27年度外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の4の基本目標に係る12の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「平成27年度外務省政策評価書」として公表

表12-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標Ⅰ 地域別外交			
1	アジア大洋州地域外交	相当程度進展あり	引き続き推進
2	北米地域外交	相当程度進展あり	引き続き推進
3	中南米地域外交	相当程度進展あり	引き続き推進
4	欧州地域外交	相当程度進展あり	引き続き推進
5	中東地域外交	相当程度進展あり	改善・見直し
6	アフリカ地域外交	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標Ⅳ 領事政策			
7	領事業務の充実	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化			
8	外交実施体制の整備・強化	相当程度進展あり	引き続き推進
9	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金			
10	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	相当程度進展あり	引き続き推進
11	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標達成	引き続き推進
12	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表12-4-(4)参照

(2) 「平成27年度外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了(法第7条第2項第2号ロ)の13案件を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「平成27年度外務省政策評価書」として公表

表12-3-オ 未了の事業(政府開発援助)を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「クラマサン火力発電所拡張計画」(インドネシア共和国)	継続が妥当	引き続き推進
2	「タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画(第一期)」(インドネシア共和国)	継続が妥当	引き続き推進
3	「カイメップ・チーバイ国際港開発計画」(ベトナム社会主義共和国)	継続が妥当	引き続き推進
4	「トゥルチェニ火力発電所環境対策計画」(ルーマニア)	継続が妥当	引き続き推進

5	「カルナタカ州持続的森林資源管理・生物多様性保全計画」(インド)	継続が妥当	引き続き推進
6	「バンガロール上下水道整備計画(第二期第一段階)」(インド)	継続が妥当	引き続き推進
7	「コメリン灌漑計画(第二期第二段階)」(インドネシア共和国)	継続が妥当	引き続き推進
8	「ソロ川下流域河川改修計画(第二期)」(インドネシア共和国)	継続が妥当	引き続き推進
9	「メコン地域通信基幹ネットワーク整備計画」(カンボジア王国)	継続が妥当	引き続き推進
10	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)	継続が妥当	引き続き推進
11	「ガンジス川流域都市衛生環境改善計画(バラナシ)」(インド)	継続が妥当	引き続き推進
12	「タミールナド州植林計画(第二期)」(インド)	継続が妥当	引き続き推進
13	「ラジャスタン州小規模灌漑改善計画」(インド)	継続が妥当	引き続き推進

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表12-4-(5)参照

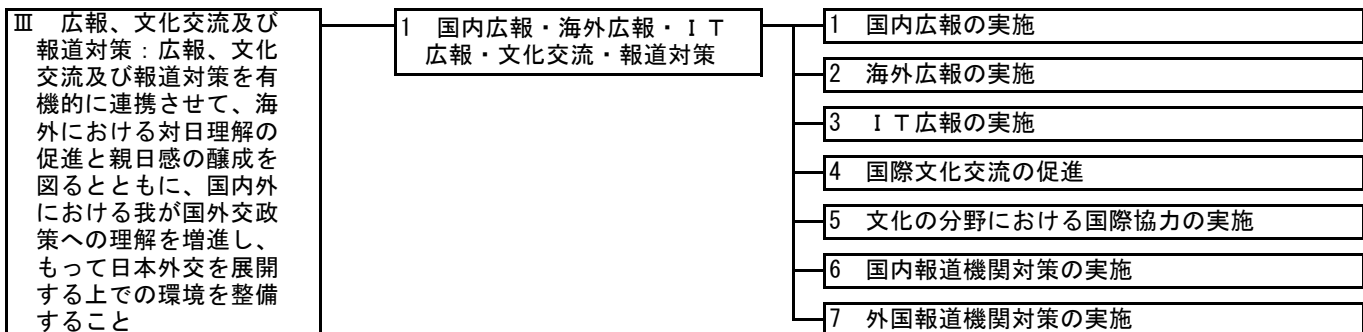
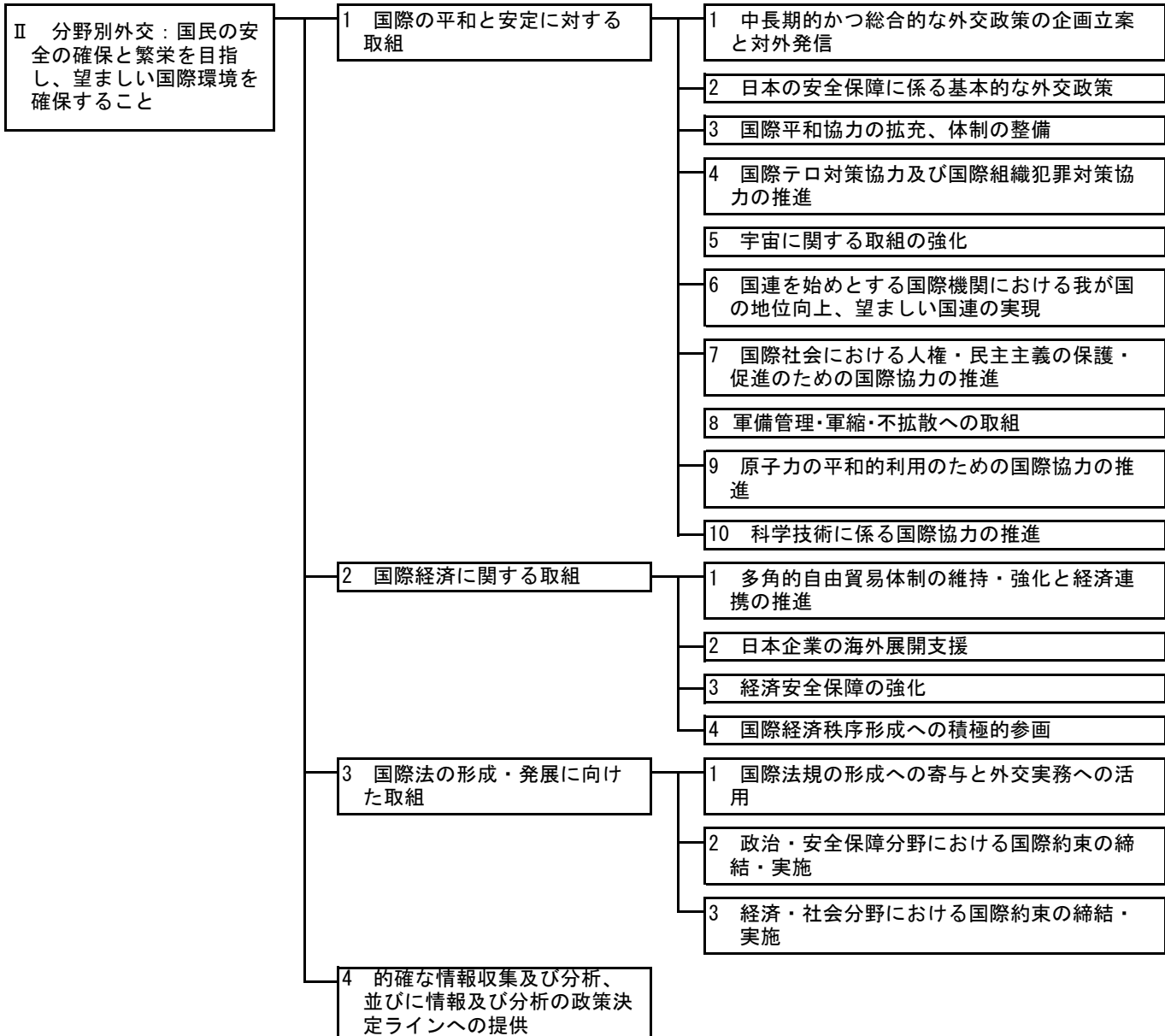
2 平成27年度外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号イとして未着手の政府開発援助1案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により評価を行っていない。

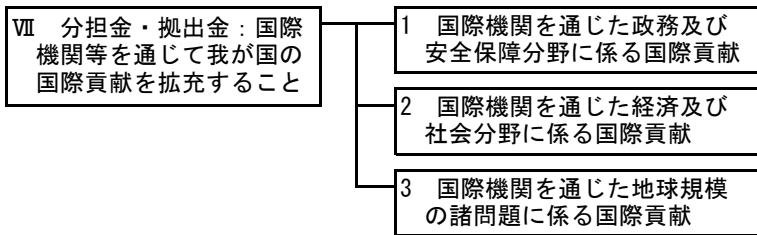
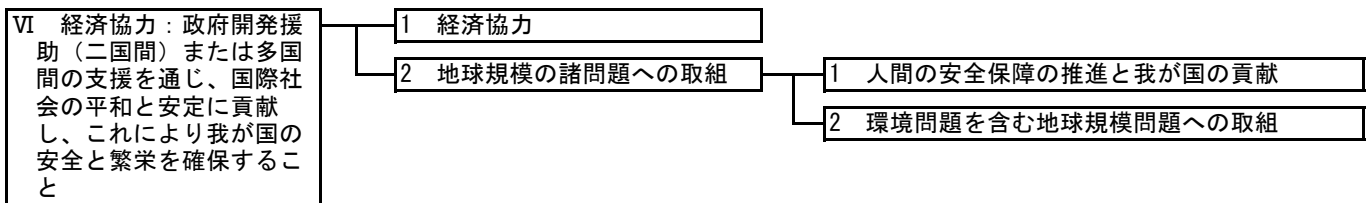
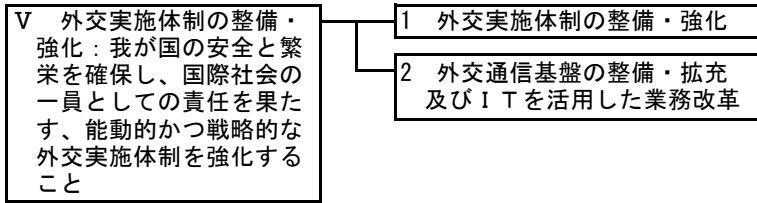
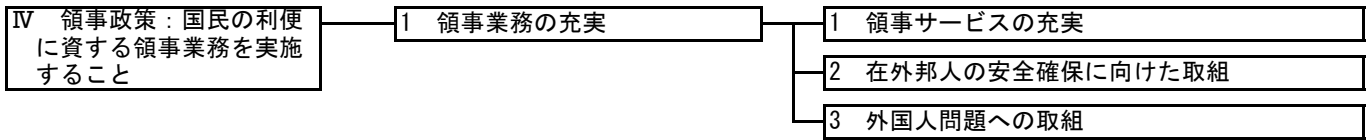
別表

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策	
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交	1 東アジアにおける地域協力の強化	
		2 朝鮮半島の安定に向けた努力	
		3 未来志向の日韓関係の推進	
		4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	
		5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	
		6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	
		7 南西アジア諸国との友好関係の強化	
		8 大洋州地域諸国との友好関係の強化	
		2 北米地域外交	1 北米諸国との政治分野での協力推進
			2 北米諸国との経済分野での協力推進
			3 米国との安全保障分野での協力推進
		3 中南米地域外交	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
			2 南米諸国との協力及び交流強化
		4 欧州地域外交	1 欧州地域との総合的な関係強化
			2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
			3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
			4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
		5 中東地域外交	1 中東地域安定化に向けた働きかけ
			2 中東諸国との関係の強化
		6 アフリカ地域外交	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進
			2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照

財務省

〈財務省〉

表 13-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成25年3月29日策定） 平成26年3月31日改正 平成26年6月30日改正 平成27年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年度から29年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成27年度政策評価実施計画（平成27年3月31日策定） 平成27年11月13日改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○実績評価：6 総合目標 24 政策目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 13-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：4 件 (規制) 〔表13-3-ア〕	規制の新設・改廃は 妥当	4	評価結果を踏まえ、規制の新 設・改廃を行うこととした	4
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：31 件 (目標管理型の政策 評価) 〔表13-3-イ〕 {実績評価方式： 30件} (目標管理型の政策 評価) 〔表13-3-ウ〕	目標達成	22	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めることとし た 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 19件 機構・定員要求に反映 4件 うち、機構4件、定員4件) 〈事前分析表への反映〉 (事前分析表の変更なし 31件)	31
			相当程度進展あり	7		
			進展が大きくない	2		
		未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 13-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 1 政策について評価を実施し、その結果を平成 28 年 2 月 9 日に「規制の事前評価書」として公表

表 13-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	通関業制度の見直し (4件)

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表13-4-(1)参照
 2 表中の () の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施
 実績評価方式を用いて、「平成 26 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 6 月 29 日に、「平成 26 年度政策評価書」として公表

表 13-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策 (目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
総合目標			
1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015 (平成27) 年度までに2010 (平成22) 年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020 (平成32) 年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、「中期財政計画」に沿って、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む	相当程度進展あり	引き続き推進
2	財政健全化目標達成に向け、「中期財政計画」に沿って、歳入・歳出面において財政健全化に向けて取り組む中で、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、我が国の経済・社会の構造変化に対応するための税制を構築する。また、我が国の喫緊の課題への税制上の対応を図る	相当程度進展あり	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿	相当程度進展あり	引き続き推進

	舎の最適化の推進など国有財産の有効活用等に取り組む		
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組む高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する	相当程度進展あり	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する	相当程度進展あり	引き続き推進
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環の実現を目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標			
政策目標1 健全な財政の確保			
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	目標達成	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	目標達成	引き続き推進
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	目標達成	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	目標達成	引き続き推進
11	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	目標達成	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	目標達成	引き続き推進
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現			
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応した税制の構築、喫緊の課題への税制上の対応及び税制に関する広報	目標達成	引き続き推進
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理			
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	目標達成	引き続き推進
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	目標達成	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	進展が大きくない	引き続き推進
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進	目標達成	引き続き推進
18	国庫金の正確で効率的な管理	目標達成	引き続き推進
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持			
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	目標達成	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	目標達成	引き続き推進
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展			

21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	目標達成	引き続き推進
22	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進	目標達成	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進			
24	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	目標達成	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	目標達成	引き続き推進
26	日本企業の海外展開支援の推進	目標達成	引き続き推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）			
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	目標達成	引き続き推進
28	地震再保険事業の健全な運営	進展が大きくない	引き続き推進
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	目標達成	引き続き推進
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	目標達成	引き続き推進
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表13-4-(2)参照

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成27年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、30の目標を対象として評価を実施中（平成28年6月公表予定）

表13-3-ウ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

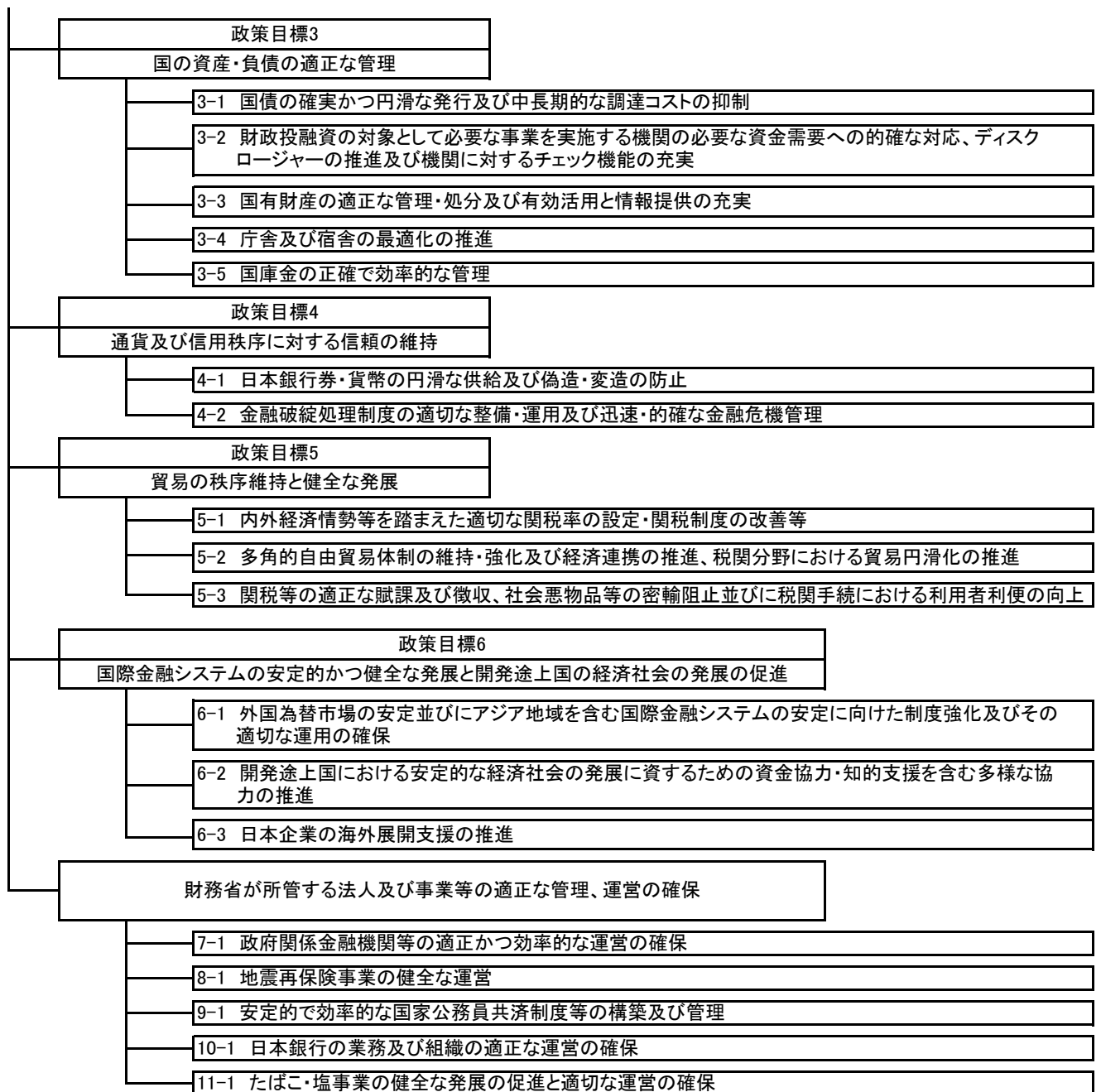
No.	評価対象政策
総合目標	
1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む
2	財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において財政健全化に向けて取り組む中で、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、少子高齢化・グローバル化の進展等の経済・社会の構造変化に対応するための税制を構築する
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体との連携を進め、国公有財産の最適利用に取り組む
4	近年の米国発の金融危機や欧州債務危機を受けて進展している金融規制改革の国際的な議論を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する

5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標	
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	デフレ脱却・経済再生をより確実なものとしていくための税制の着実な実施、我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるための税制の検討及び税制に関する広報
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
16	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
17	国庫金の効率的かつ正確な管理
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	
18	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
19	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展	
20	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
21	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
22	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	
23	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
24	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
25	日本企業の海外展開支援の推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）	
26	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
27	地震再保険事業の健全な運営
28	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
29	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
30	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
総合目標	
1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015(平成27)年度までに2010(平成22)年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020(平成32)年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、「中期財政計画」に沿って、歳入・歳出面において財政健全化に向けて取り組む
2	財政健全化目標達成に向け、「中期財政計画」に沿って、歳入・歳出面において財政健全化に向けて取り組む中で、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、我が国の経済・社会の構造変化に対応するための税制を構築する。また、我が国の喫緊の課題への税制上の対応を図る
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環の実現を目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1	
健全な財政の確保	
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
1-2	必要な歳入の確保
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2	
適正かつ公平な課税の実現	
2-1	我が国の経済・社会の構造変化に対応した税制の構築、喫緊の課題への税制上の対応及び税制に関する広報
2-2	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
2-3	酒類業の健全な発達の促進
2-4	税理士業務の適正な運営の確保



(注)1 政策目標2-2~2-4は、国税庁の実績の評価において、財務省設置法上の国税庁の任務ともなっている大括りな目指すべき目標としての実績目標(大)

2 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ
http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2015_budget/index.htm 参照

文部科学省

《文部科学省》

表 14-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成25年3月29日決定） 平成26年3月31日一部改定 平成27年4月28日一部改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年度から29年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 新規・拡充事業に関する評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1～5号に掲げる政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価方式により実施する。 この場合、各事前評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。 このうち、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等を踏まえて、事業評価方式により実施するものとする。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価方式により実施する。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として、税制改正要望に先立って、その要望ごとに、事業評価方式により実施する。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の事前評価については、必要に応じ、実施計画に定めるところにより、事業評価方式により実施する。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 政策全般に関する評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、あらかじめ設定した目標年度も考慮して、基本計画に定める各年度において、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価方式により実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（事務事業、規制、税制等）の実績等についても検証する。なお、評価を行わない年度においては、目標の達成度に関して、毎年度実績の測定（モニタリング）を行う。</p> <p>○ 特定のテーマに関する評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価方式により実施する。総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した事務事業の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより、事業評価方式により実施する。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映等を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、web サイト等を活用して、窓口について積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成27年度文部科学省政策評価実施計画（平成27年4月28日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7	○ 事後評価 (1) 政策全般に関する評価（実績評価方式） 政策体系の実現に向けて平成26年度に取り組んだ

	<p>条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式</p>	<p>施策のうち、8の政策目標に係る11の施策を評価対象とする。</p> <p>(2) 特定のテーマに関する評価（総合評価方式） (1)の評価等で明らかになった個別の政策課題について、必要に応じて評価対象とする。</p> <p>(3) 租税特別措置等に関する評価（事業評価方式） 事前評価を実施したもののうち、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として事前評価を実施した税制改正要望について、その要望ごとに、5年後をめぐりとして事後評価を実施する。（既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を行った場合を除く。）</p>
	<p>2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>
	<p>3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）</p>	<p>○ 実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>

表 14-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳件数			
事前評価	事業評価方式： 8件 (研究開発) 〔新規事業：8事業〕 〔表14-3-ア〕	新規・拡充事業 等として実施す ることが適当	8	評価結果を踏まえ、評価対象事業 を実施することを予定	8	＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ (概算要求に反映 8件)		
				税制改正を要望 することが適当	2		評価結果を踏まえ、税制改正要望 を行った	2
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 11件 (目標管理型の政 策評価) 〔表14-3-ウ〕	目標達成	3	1 評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	10		
				8	2 評価結果を踏まえ、評価対象 政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1		
			相当程度進展あ り		1	政策の重点化等	1	
				＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ 〔概算要求に反映 11件〕 〔機構・定員要求に反映 3件〕 (うち、機構1件、定員3件)				
				＜事前分析表への反映＞ 〔達成すべき目標を変更 1件〕 〔測定指標を変更 10件〕 〔達成手段を変更 2件〕 〔事前分析表の変更なし 1件〕				
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策な し	—	—	—	—			
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策な し	—	—	—	—			
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策な し	—	—	—	—			

表 14-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 28 年度予算概算要求に向けて、以下の 8 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「文部科学省事前評価書（平成 28 年度新規・拡充事業等）」として公表

表 14-3-ア 新規・拡充事業等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	ゲノム医療実現推進プラットフォーム事業（新規）
2	次世代がん医療創生研究事業（新規）
3	脳科学研究戦略推進プログラム（臨床と基礎研究の連携強化による精神・神経疾患の克服（融合脳））（新規）
4	A I P：人工知能/ビッグデータ/I o T/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（新規）
5	地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム（新規）
6	省エネルギー社会の実現に資する次世代半導体研究開発（新規）
7	統合型材料開発プロジェクト（新規）
8	次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト（新規）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表14-4-(1)参照
 2 本表の8事業は、研究開発事業である。

- (2) 租税特別措置等に係る 2 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「文部科学省事前評価書（平成 28 年度新規・拡充事業等）」として公表

表 14-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	義務教育学校の創設に係る税制上の所要の措置
2	特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置の創設

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表14-4-(2)参照

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施

平成 27 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 27 年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、8 の政策目標の下に掲げる 11 の施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「文部科学省事後評価書（平成 26 年度実績）」として公表

表 14-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
政策目標1 生涯学習社会の実現			
1	I C Tを活用した教育・学習の振興	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり			
2	幼児教育の振興	相当程度進展あり	引き続き推進
3	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標4 個性が輝く高等教育の振興			
4	大学などにおける教育研究の質の向上	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進			

5	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標8 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備			
6	科学技術振興のための基盤の強化	目標達成	引き続き推進
政策目標9 科学技術の戦略的重点化			
7	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	目標達成	引き続き推進
8	新興・融合領域の研究開発の推進	目標達成	引き続き推進
9	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標11 スポーツの振興			
10	我が国の国際競技力の向上	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標12 文化による心豊かな社会の実現			
11	文化芸術振興のための基盤の充実	相当程度進展あり	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表14-4-(3)参照

別表

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

文部科学省の使命
教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

- 施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等
- 施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標1-3 地域の教育力の向上
- 施策目標1-4 家庭の教育力の向上
- 施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

- 施策目標2-1 確かな学力の育成
- 施策目標2-2 豊かな心の育成
- 施策目標2-3 青少年の健全育成
- 施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進
- 施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保
- 施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進
- 施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり
- 施策目標2-9 幼児教育の振興
- 施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

- 施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

- 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

- 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

- 施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成
- 施策目標7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興
- 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導
- 施策目標7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

- 施策目標8-1 学術研究の振興
- 施策目標8-2 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標9 科学技術の戦略的重点化

施策目標9-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組

施策目標9-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-3 環境分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-5 原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進

施策目標9-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標9-7 海洋分野の研究開発の推進

施策目標9-8 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標9-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標10 原子力事故による被害者の救済

施策目標10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保

施策目標10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11-1 子供の体力の向上

施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/02/13/1287202_8.pdf)参照

厚生労働省

《厚生労働省》

表 15-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）（平成24年3月30日決定） 平成26年4月10日、平成27年3月31日、平成28年3月31日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<p>○ 平成24年度から28年度までの5年間</p> <p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個々の研究開発</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とされた研究開発</p> <p>(2) 個々の公共的な建設の事業</p> <p>公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>(3) 個々の政府開発援助</p> <p>ア 無償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 有償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(4) 規制の新設等を目的とする政策</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長</p> <p>租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策体系に基づき対象とする政策</p> <p>ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。</p> <p>ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合</p> <p>a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策</p> <p>b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等</p> <p>ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合</p> <p>(2) 研究開発</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの</p> <p>(3) 公共事業</p> <p>「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>

		<p>(4) 事前評価を実施した政策</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの <p>(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策</p> <p>(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業</p> <p>(7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税）</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)及び(8)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。</p> <p>○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。</p>
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成27年度）（平成27年3月31日決定） 平成27年7月29日変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：21の施策目標</p> <p>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> <p>○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した6の事業及び1の成果重視事業</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<p>○ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<p>○ 総合評価：施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 以下に掲げる政策等について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</p> <p>(1) 指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策目標</p> <p>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</p> <p>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</p> <p>(5) 政策評価官室が、政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めた租税特別措置等</p>

表15-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：6件 (個別公共事業) <26年度新規採択:1件> 〔表15-3-ア〕 <27年度新規採択:5件> 〔表15-3-イ〕	新規採択が妥当である	6	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	6	
	事業評価方式：27件 (研究開発) 〔表15-3-ウ〕	新規採択が妥当である	27	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	27	
	事業評価方式：24件 (規制) 〔表15-3-エ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	24	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした	24	
	事業評価方式：11件 (租税特別措置等) 〔表15-3-オ〕	妥当である	11	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	11	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：15件 (目標管理型の政策評価) 〔表15-3-カ〕	目標達成	5	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	14
			相当程度進展あり	9		
			政策の重点化等		1	
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 15件 機構・定員要求に反映 1件 うち、機構0件、定員1件)		1	
	<事前分析表への反映> (達成すべき目標を変更 1件 測定指標を変更 3件 達成手段を変更 1件 事前分析表の変更なし 9件 未定・検討中 2件)		1			
	事業評価方式：6件 (継続事業) 〔表15-3-キ〕	継続が妥当である	6	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	6	
	<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 6件)					
事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表15-3-ク〕	目標の達成に向けて取組を進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1		
<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 1件)						

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	事業評価方式：5件 (個別公共事業(再評価)) 〈27年度予算に係る再評価〉 〔表15-3-シ〕	継続が妥当 である	5	評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	総合評価方式：6件 〔表15-3-ケ〕	取組を引き 続き推進	6	評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	6	
	事業評価方式：4件 (租税特別措置等) 〔表15-3-コ〕	継続が妥当 である	4	評価結果を踏まえ、当該措置を存 続することとした 【引き続き推進】	4	
	事業評価方式：16件 (個別公共事業(再評価)) 〈26年度予算に係る再評 価:1件〉 〔表15-3-サ〕 〈27年度予算に係る再評 価:15件〉 〔表15-3-シ〕	継続が妥当 である	12	評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	12	
		休止又は中 止が妥当で ある	4	評価結果を踏まえ、当該政策を廃 止・休止又は中止した 【廃止、休止、中止】	4	
事業評価方式：712 件 (個別研究開発課題) 〔表15-3-ス〕	行政課題の 解決に貢献 している	712	今後同種の政策の企画立案や時期 研究課題の実施に際し、反映する 予定である	712		

(注) 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

表15-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 26 年度に新規採択を要求している公共事業の 1 の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成 27 年 12 月 17 日に「平成 26 年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表

表 15-3-ア 個別公共事業を対象として評価を実施した政策（平成 26 年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（1 地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(1) 参照
2 本表は平成 26 年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (2) 平成 27 年度に新規採択を要求している公共事業の 5 の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成 27 年 12 月 17 日に「平成 27 年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表

表 15-3-イ 個別公共事業を対象として評価を実施した政策（平成 27 年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（4 地区）
2	水道水源開発施設整備事業（独立行政法人水資源機構）（1 地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(2) 参照
2 本表は平成 27 年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (3) 平成 28 年度予算概算要求を行う 27 の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 12 月 28 日に「厚生労働省の平成 28 年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」として公表

表 15-3-ウ 個別研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費（27 事業）

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(3) 参照

- (4) 規制の新設又は廃止に係る以下の 24 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 2 日、4 月 13 日、6 月 17 日、7 月 28 日、11 月 30 日、12 月 14 日、28 年 1 月 28 日、2 月 29 日、3 月 28 日及び 3 月 31 日に「規制影響分析書」として公表

表 15-3-エ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
	労働基準法等の一部を改正する法律案
1	使用者に対する一定日数の年次有給休暇の時季指定の義務付け
	医療法の一部を改正する法律案

2	地域医療連携推進法人の認定制度の創設
3	医療法人の分割に係る規定の新設
4	医療法人の経営の透明性の確保等
5	実施計画の認定
社会福祉法等の一部を改正する法律案	
6	社会福祉法人に対する評議員会及び一定規模以上の社会福祉法人に対する会計監査人の設置の義務付け
7	社会福祉充実計画の作成・承認の義務付け
確定拠出年金法等の一部を改正する法律案	
8	あらかじめ定められた運用方法（指定運用方法）に関する規定の整備
9	確定拠出年金の運用方法の提示に係る上限規制の設定
10	確定拠出年金の運用方法の除外規定の整備
11	脱退一時金要件の見直し
労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案	
12	ラベル表示義務の対象物質の拡大
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案	
13	ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案	
14	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案	
15	亜硝酸イソブチル他 26 物質に係る労働者の健康障害防止のための規制強化
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案	
16	製造、使用、輸入を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定（塩素数が 2 であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル）
雇用保険法等の一部を改正する法律案	
17	多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備
18	介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備
19	育児休業、介護休業等を理由とする就業環境を害する行為の防止のための雇用管理上の措置の義務付け
20	妊娠、出産等を理由とする就業環境を害する行為を防止するための雇用管理上の措置の義務付け
21	妊娠、出産、育児休業等を理由とする就業環境を害する行為の防止措置及び育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止の派遣先への適用
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案	
22	障害福祉サービス等を提供する事業者に関する情報公表制度の創設
児童福祉法等の一部を改正する法律案	
23	養子縁組里親の制度化及びそれに伴う研修の義務付け
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案	
24	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(4) 参照

(5) 租税特別措置等に係る 11 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 15-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置
2	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設
3	障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置
4	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長

5	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
6	交際費課税の特例措置の延長
7	公害防止用設備に係る特例措置の延長
8	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置
9	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
10	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
11	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表15-4-(5)参照

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施

平成27年度においては、実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成27年度）」に基づき、15の施策目標について評価を実施し、その結果を平成27年9月30日に「実績評価書」として公表

表15-3-カ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること（施策目標I-3-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
2	原子爆弾被爆者等を援護すること（施策目標I-5-4）	相当程度進展あり	引き続き推進
3	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること（施策目標I-7-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
4	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること（施策目標I-8-1）	目標達成	引き続き推進
5	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること（施策目標II-2-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
6	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること（施策目標III-3-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
7	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること（施策目標III-8-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
8	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること（施策目標IV-4-1）	目標達成	引き続き推進
9	技能継承・振興のための施策を推進すること（施策目標V-3-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
10	地域における子育て支援等施策の推進を図ること（施策目標VI-2-1）	進展が大きくない	引き続き推進
11	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること（施策目標VI-2-3）	相当程度進展あり	引き続き推進
12	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること（施策目標VII-3-1）	目標達成	引き続き推進
13	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること（施策目標VII-4-3）	目標達成	引き続き推進
14	企業年金等の適正な運営を図ること（施策目標IX-1-4）	目標達成	改善・見直し
15	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（施策目標IX-3-1）	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表15-4-(6)参照

- (2) 事業評価方式を用いて、平成23年度に事業評価(事前評価)を実施した24年度予算概算要求に係る新規事業のうち、27年度における継続事業6事業を対象として評価を実施し、その結果を平成27年9月30日に「平成27年度事業評価書(事後)」として公表

表15-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	承認審査等医薬品開発グローバル化対策事業	継続が妥当である	引き続き推進
2	「ライフイノベーション推進のための医薬品使用環境整備」事業	継続が妥当である	引き続き推進
3	個人輸入・指定薬物等適正化対策事業費	継続が妥当である	引き続き推進
4	臨床研究品質確保体制整備事業	継続が妥当である	引き続き推進
5	フリーター等支援事業	継続が妥当である	引き続き推進
6	新卒者等に対する就職支援	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表15-4-(7)参照

- (3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成27年度)」に基づき、1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成27年9月30日に「平成27年度成果重視事業評価書」として公表

表15-3-ク 事業評価方式により評価を実施した政策(成果重視事業)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	公的年金業務の業務・システム最適化事業	目標の達成に向けて取組を進める	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表15-4-(8)参照

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成27年度)」に基づき、6政策について評価を実施し、平成27年9月30日に「平成27年度総合評価書」として公表

表15-3-ケ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「国民に信頼される行政の実現」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	「行政事業レビュー」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

3	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
4	「職員の育成」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
5	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
6	「政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表15-4-(9)参照

- (5) 租税特別措置等に係る4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表

表15-3-コ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続	継続が妥当である	引き続き推進
2	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続	継続が妥当である	引き続き推進
3	保険会社等の異常危険準備金（消費生活協同組合等）	継続が妥当である	引き続き推進
4	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表15-4-(10)参照

- (6) 事業評価方式を用いて、平成26年度予算に係る事業採択後10年を経過して継続中（10年経過以降は原則5年経過ごと）の公共事業の1実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成27年12月17日に「平成26年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表

表15-3-サ 事業評価方式により評価を実施した政策（公共事業の再評価（平成26年度予算））

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（1地区）	休止又は中止が妥当である（1地区）	中止 1地区

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表15-4-(11)参照

2 本表は平成26年度予算に係る再評価の対象地区数である。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成27年度予算に係る事業採択後10年を経過して継続中（10年経過以降は原則5年経過ごと）の公共事業の20実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成27年12月17日に「平成27年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表

表15-3-シ 事業評価方式により評価を実施した政策（公共事業の再評価（平成27年度予算））

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（7地区）	継続が妥当である（6地区） 休止又は中止	引き続き推進 6地区 中止 1地区

		が妥当である (1 地区)	
2	水道水源開発等施設整備事業 (10 地区)	継続が妥当である (8 地区) 休止又は中止が妥当である (2 地区)	引き続き推進 8 地区 休止 1 地区 中止 1 地区
3	水道水源開発施設整備事業 (独立行政法人水資源機構) (3 地区)	継続が妥当である (3 地区)	引き続き推進 3 地区

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(12) 参照
2 本表は平成 27 年度予算に係る再評価の対象地区数である。

(8) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に終了した 712 研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 12 月 28 日に「厚生労働科学研究の成果に関する評価」として公表

表 15-3-ス 事業評価方式により評価を実施した政策 (終了時の個別研究開発課題)

No.	評価対象政策	政策評価の結果
厚生労働科学研究費補助金		
1	政策科学総合研究 (9 課題)	行政課題の解決に貢献している
2	地球規模保健課題推進研究 (13 課題)	
3	厚生労働科学特別研究 (36 課題)	
4	再生医療実用化研究 (4 課題)	
5	創薬基盤推進研究 (9 課題)	
6	医療機器開発推進研究 (10 課題)	
7	医療技術実用化総合研究 (11 課題)	
8	成育疾患克服等次世代育成基盤研究 (4 課題)	
9	がん対策推進総合研究 (13 課題)	
10	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究 (17 課題)	
11	難治性疾患克服研究 (42 課題)	
12	免疫アレルギー疾患等予防・治療研究 (9 課題)	
13	腎疾患対策研究 (5 課題)	
14	慢性の痛み対策研究 (1 課題)	
15	長寿科学総合研究 (6 課題)	
16	認知症対策総合研究 (3 課題)	
17	障害者対策総合研究 (33 課題)	
18	新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究 (16 課題)	
19	エイズ対策研究 (16 課題)	
20	肝炎等克服政策研究 (2 課題)	
21	肝炎等克服実用化研究 (10 課題)	
22	地域医療基盤開発推進研究 (21 課題)	
23	労働安全衛生総合研究 (3 課題)	
24	食品の安全確保推進研究 (16 課題)	
25	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究 (28 課題)	
26	化学物質リスク研究 (6 課題)	
27	健康安全・危機管理対策総合研究 (10 課題)	
厚生労働科学研究委託費		
28	地球規模保健課題推進研究 (5 課題)	行政課題の解決に貢献している
29	再生医療実用化研究 (15 課題)	
30	創薬基盤推進研究 (8 課題)	
31	医療機器開発推進研究 (16 課題)	
32	医療技術実用化総合研究 (10 課題)	

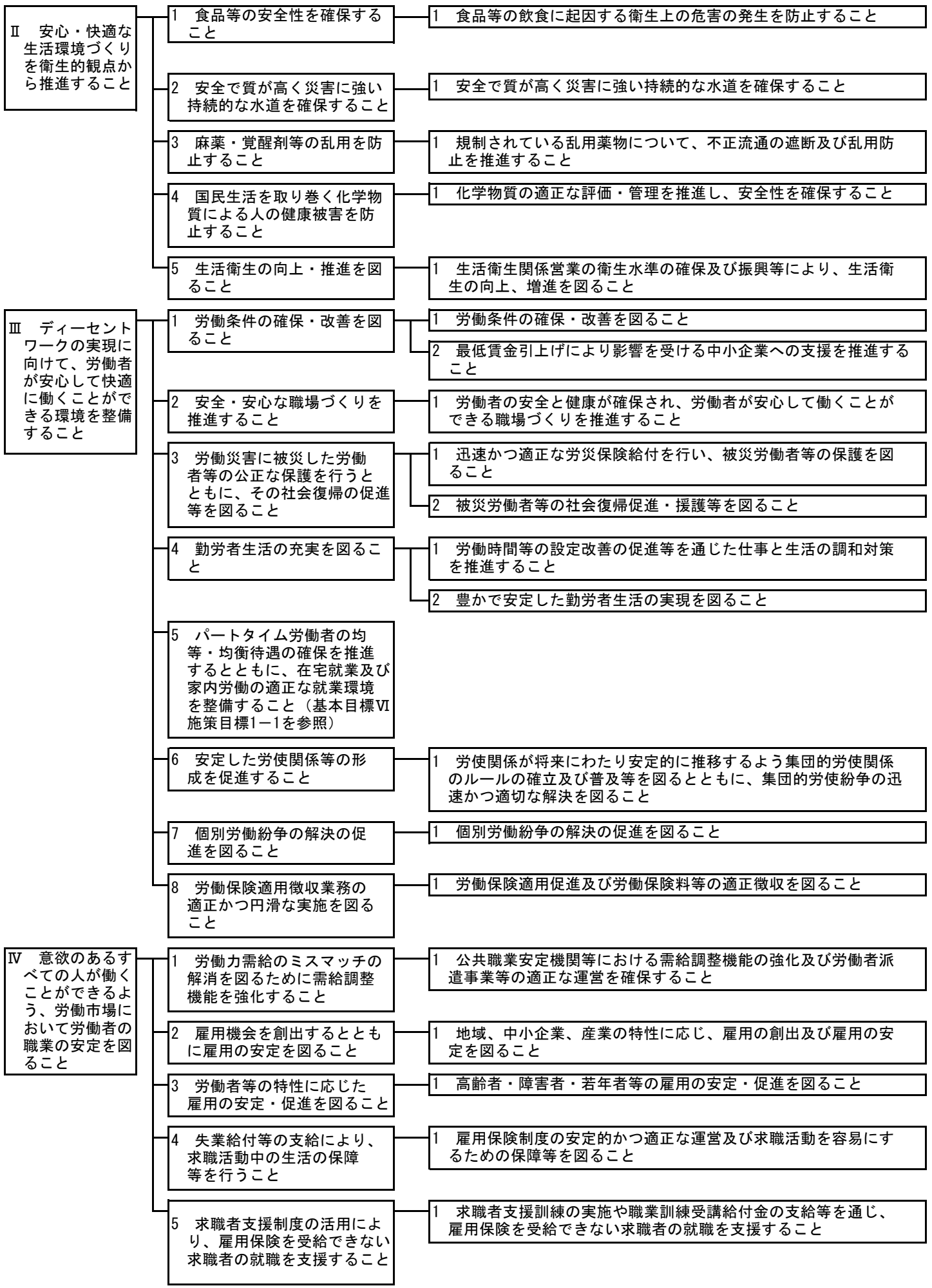
33	革新的がん医療実用化研究（116 課題）	
34	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究（19 課題）	
35	難治性疾患実用化研究（65 課題）	
36	免疫アレルギー疾患等実用化研究（12 課題）	
37	腎疾患実用化研究（1 課題）	
38	慢性の痛み解明研究（5 課題）	
39	長寿科学研究開発（7 課題）	
40	認知症研究開発（6 課題）	
41	障害者対策総合研究開発（17 課題）	
42	新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究（21 課題）	
43	エイズ対策実用化研究（1 課題）	
44	肝炎等克服実用化研究（11 課題）	
45	医薬品等規制調和・評価研究（18 課題）	
46	「統合医療」に係る医療の質向上・科学的根拠収集研究（6 課題）	

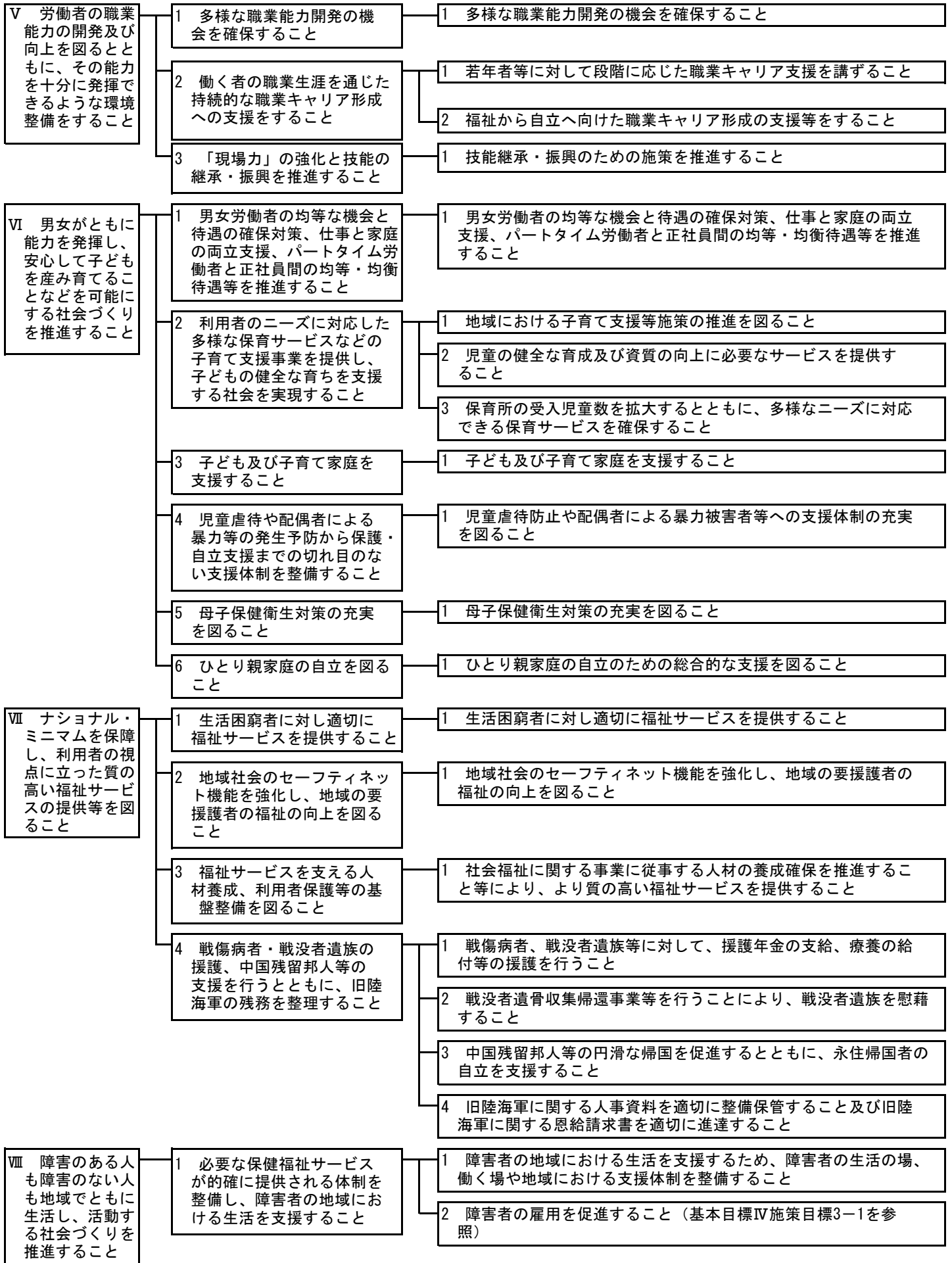
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(13) 参照

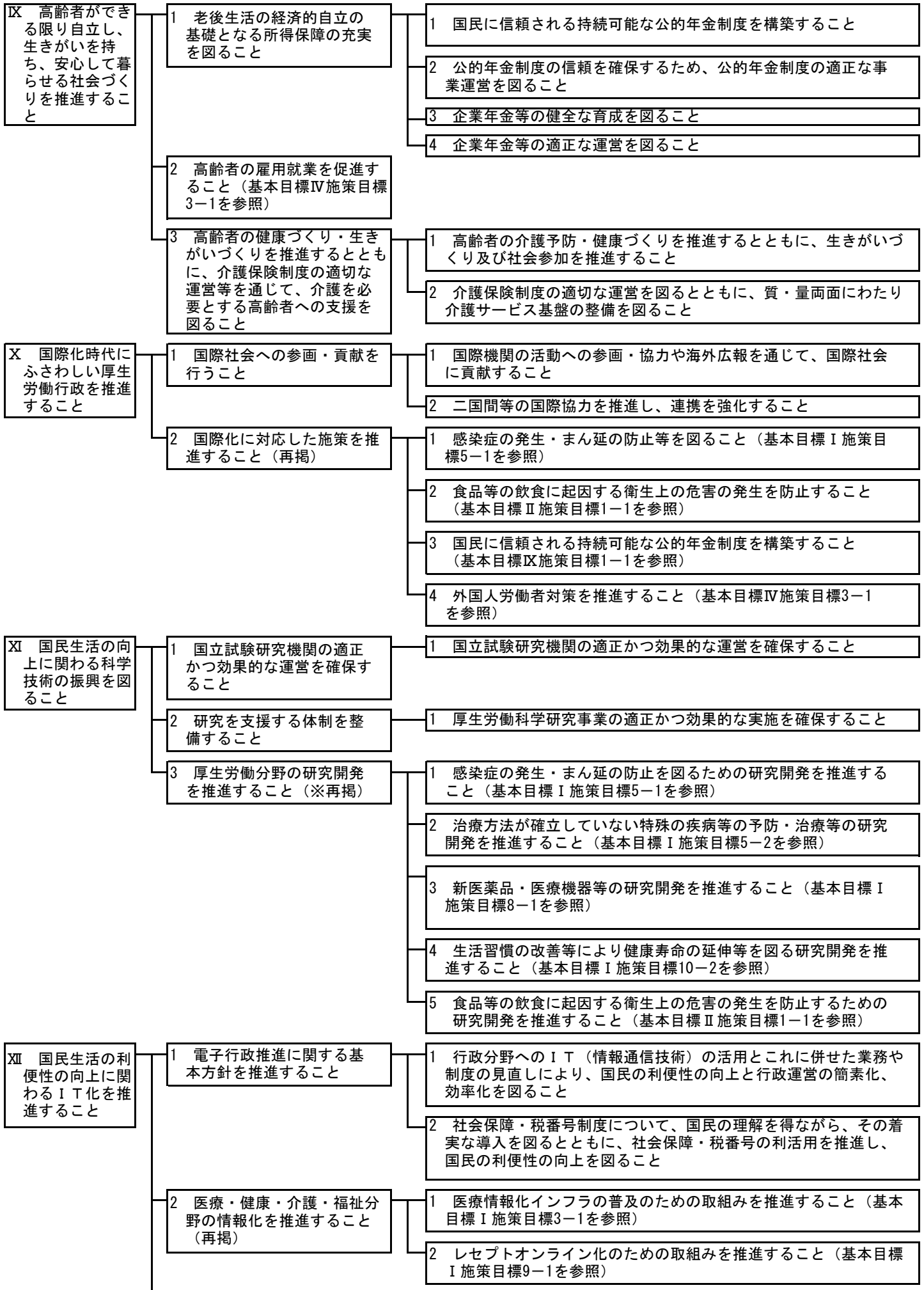
政策体系（厚生労働省）

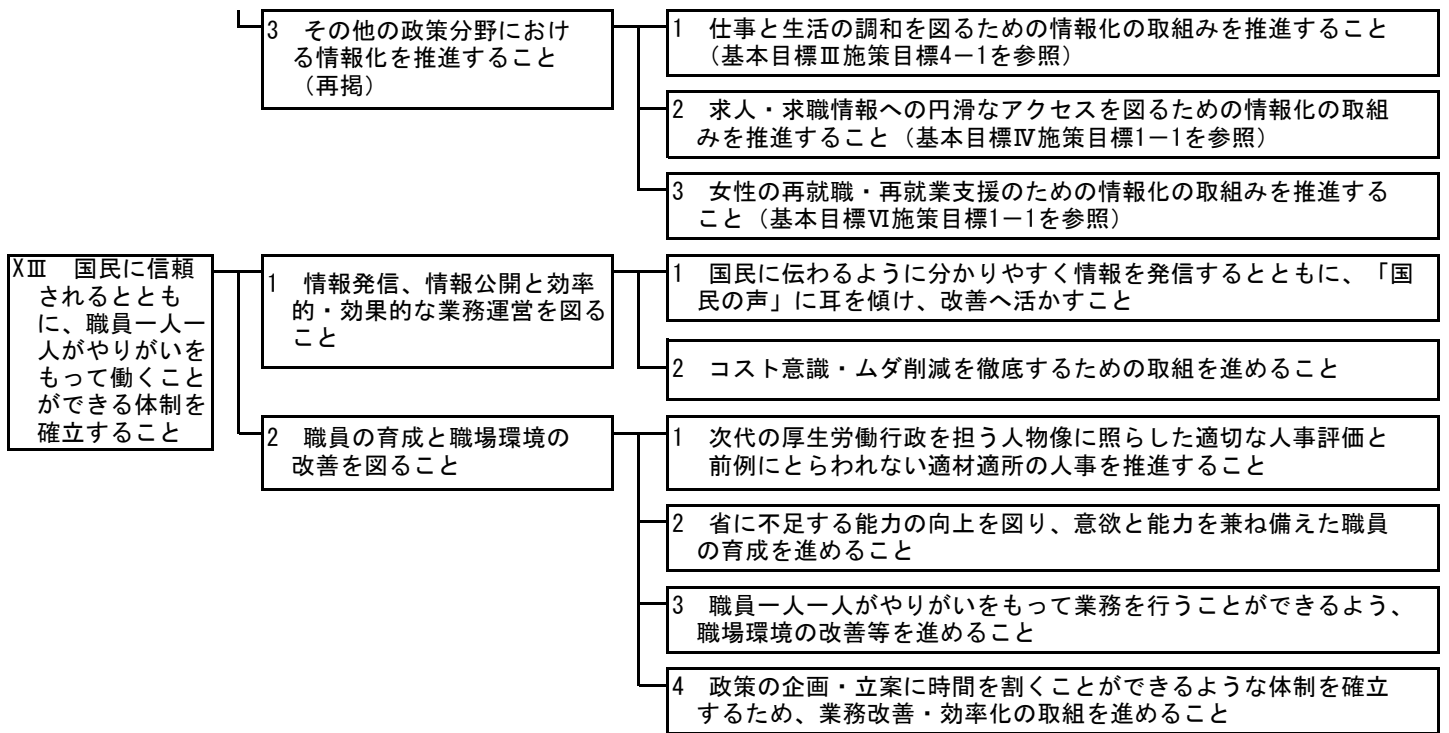
※この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策大目標	施策目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照） 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照） 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照）
	11 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること









(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/15syokan/05.html>) 参照

農林水産省

《農林水産省》

表 16-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成27年3月31日決定） 平成27年10月1日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費 10 億円以上の事業 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費 10 億円以上の研究開発課題 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業 (2) また、対象となる事業が 10 年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費 10 億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題 (2) また、対象となる研究開発課題が 10 年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。 ・ 終了時の評価 以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億

		<p>円以上のものを対象とする。</p> <p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題</p> <p>(2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題</p> <p>(3) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策</p>
4 政策評価の結果の政策への反映		<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房広報評価課（以下「広報評価課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。広報評価課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 広報評価課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備		<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、広報評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 27 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 27 年 7 月 17 日決定） 平成 27 年 10 月 1 日一部変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：6 政策分野</p> <p>○ 事業評価：38 公共事業（14 直轄事業等（55 地区）及び 24 補助事業） 2 研究開発課題 3 租税特別措置等</p> <p>○ 総合評価：1 政策分野</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：4 公共事業（9 地区）
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式：15公共事業（147事業実施地区） ＜27年度新規地区採択要求事業：25地区＞ 〔表16-3-ア〕 ＜28年度事業着手要求事業：21地区＞ 〔表16-3-イ、オ〕 ＜28年度新規地区採択要求事業：101地区＞ 〔表16-3-ウ～オ〕	事業着手又は新規地区採択は妥当	147	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	147		
				＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ 〔 概算要求に反映 21 件 〕			
	事業評価方式：4研究開発課題 〔表16-3-カ〕	新規実施は妥当	4	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	4		
				＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ 〔 概算要求に反映 4 件 〕			
	事業評価方式：3研究制度 〔表16-3-キ〕	新規実施は妥当	3	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	3		
＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ 〔 概算要求に反映 3 件 〕							
事業評価方式：1件（規制） 〔表16-3-ク〕	規制の新設は妥当	1	評価結果を踏まえ、法律案のとおり閣議決定した	1			
事業評価方式：3件（租税特別措置等） 〔表16-3-ケ〕	税制改正要望を行うことは妥当	3	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	3			
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：6政策分野 （目標管理型の政策評価） 〔表16-3-コ〕	相当程度進展あり	6	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成28年度概算要求に反映した 【改善・見直し】	6	
					政策の重点化等	6	
					政策の一部の廃止、休止又は中止	1	
					＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ 〔 概算要求に反映 6 件 〕		
	＜事前分析表への反映＞ 〔 未定・検討中 6 件 〕						
	事業評価方式（期中）：9公共事業（57事業実施地区） 〔表16-3-サ～セ〕	継続が妥当	44	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	44		
				計画変更の上、継続が妥当	12	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	12
						政策の重点化等	12
				中止が妥当	1	評価結果を踏まえ、中止する 【廃止、休止、中止】	1
	＜概算要求及び機構・定員要求への反映＞ 〔 概算要求に反映 6 件 〕						
事業評価方式（完了後）：28公共事業（135事業実施地区） 〔表16-3-ソ～ツ〕	効果発現が認められる	135	改善措置の必要性を判断した	135			

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
	事業評価方式：2研究開発課題 〔表16-3-テ〕	予想以上の成果をあげた	2	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	2
	事業評価方式：14件 (租税特別措置等) 〔表16-3-ト〕	継続が妥当	14	評価結果を踏まえ、引き続き継続する方針とした 【引き続き推進】	14
	総合評価方式：1政策分野 〔表16-3-ナ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、引き続き継続する方針とした 【引き続き推進】	1
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式(期中)：4公共事業(9事業実施地区) 〔表16-3-サ、シ〕	継続が妥当	9	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	9
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 3件 〕	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 16-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に新規地区採択を予定している以下の 1 事業 (25 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 28 年 1 月 20 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表

表 16-3-ア 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業(補助) (25 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 16-4-(1) 参照

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度に事業着手を要求している以下の 3 事業 (17 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表

表 16-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として評価を実施した政策 (国営土地改良事業等)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (11 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (5 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 16-4-(2) 参照

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度に新規地区採択を予定している以下の 4 事業 (53 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表

表 16-3-ウ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (44 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (2 地区)
3	水利施設整備事業 (補助) (1 地区)
4	農村地域防災減災事業 (補助) (6 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 16-4-(3) 参照

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度に新規地区採択を予定している以下の 4 事業 (40 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表

表 16-3-エ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	森林環境保全整備事業（直轄）（17 地区）
2	民有林補助治山事業（補助）（1 地区）
3	森林環境保全整備事業（補助）（21 地区）
4	水源林造成事業（国立研究開発法人事業）（1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表 16-4-(4) 参照

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度に事業着手を要求及び新規地区採択を予定している以下の 3 事業（12 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日及び 28 年 4 月 1 日に「平成 27 年度公共事業の事前評価書」として公表

表 16-3-オ 事業着手を要求及び新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（4 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（3 地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（5 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表 16-4-(5) 参照

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 4 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表

表 16-3-カ 新規実施等を予定しているプロジェクト研究課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	農林水産分野における気候変動対応のための研究開発のうち、森林・林業、水産業分野における気候変動適応技術の開発（拡充）
2	農林水産分野における気候変動対応のための研究開発のうち、野生鳥獣及び病害虫被害対応技術の開発（拡充）
3	市場開拓に向けた取組を支える研究開発のうち、地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発
4	生産現場強化のための研究開発のうち、酪農の生産性向上・省力化のための技術開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表 16-4-(6) 参照

- (7) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上の 3 研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表

表 16-3-キ 新規実施等を予定している研究制度を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究
2	生産・流通システムを高度化する先端技術展開事業のうち、生産・流通システムを高度化する実証研究
3	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（拡充）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表 16-4-(7) 参照

- (8) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成28年3月7日に「規制の事前評価書」として公表

表 16-3-ク 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	輸入加糖調製品の独立行政法人農畜産業振興機構との義務売買を通じた売買差益の徴収措置の新設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表16-4-(8)参照

- (9) 租税特別措置等に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 16-3-ケ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定農産加工品生産設備等の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法） 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長
2	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）
3	農協改革等に伴う税制上の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表16-4-(9)参照

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成27年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを23政策分野に分類し、そのうち以下の6の政策分野について評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「平成26年度実施政策に係る政策評価書」として公表

表 16-3-コ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	森林の有する多面的機能の発揮	相当程度進展あり	改善・見直し
2	林業の持続的かつ健全な発展	相当程度進展あり	改善・見直し
3	林産物の供給及び利用の確保	相当程度進展あり	改善・見直し
4	水産資源の回復	相当程度進展あり	改善・見直し
5	漁業経営の安定	相当程度進展あり	改善・見直し
6	漁村の健全な発展	相当程度進展あり	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表16-4-(10)参照

- (2) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業及び事業採択後10年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から5年を経過した以下の3事業（4地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の期中の評価）」として公表

表 16-3-3-サ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（2 地区）	継続が妥当 （2 地区）	引き続き推進 （2 地区）
2	直轄海岸保全施設整備事業（直轄）（1 地区）	継続が妥当 （1 地区）	引き続き推進 （1 地区）
3	独立行政法人水資源機構事業（独立行政法人事業）（1 地区）	継続が妥当 （1 地区）	引き続き推進 （1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表 16-4-(11) 参照

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 2 事業（19 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表

表 16-3-3-シ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業（補助）（15 地区）	継続が妥当 （15 地区）	引き続き推進 （15 地区）
2	農村地域防災減災事業（補助）（4 地区）	継続が妥当 （4 地区）	引き続き推進 （4 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表 16-4-(12) 参照

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した事業及び事業計画の変更等により必要と認められる以下の 3 事業（29 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日及び 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表

表 16-3-3-ス 林野公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国有林直轄治山事業（直轄）（1 地区）	計画変更の上、継続が妥当 （1 地区）	改善・見直し （1 地区）
2	民有林補助治山事業（補助）（4 地区）	継続が妥当 （2 地区） 計画変更の上、継続が妥当 （1 地区） 中止が妥当 （1 地区）	引き続き推進 （2 地区） 改善・見直し （1 地区） 中止が妥当 （1 地区）
3	水源林造成事業（国立研究開発法人事業）（24 地区）	継続が妥当 （24 地区）	引き続き推進 （24 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表 16-4-(13) 参照

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた 3 事業（14 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日及び 28 年 4 月 1 日に「平成 27 年度公共事業の事後評価書（水産関係公共事業の期中の評価）」として公表

表 16-3-セ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（6 地区）	計画を変更の上、 継続が妥当 （6 地区）	改善・見直し （6 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（2 地区）	計画を変更の上、 継続が妥当 （2 地区）	改善・見直し （2 地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（6 地区）	継続が妥当 （4 地区） 計画を変更の上、 継続が妥当 （2 地区）	引き続き推進 （4 地区） 改善・見直し （2 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 16-4-(14) 参照

- (6) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の 6 事業（15 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）」として公表

表 16-3-ソ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	国営かんがい排水事業（直轄）（7 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （7 地区）
2	直轄明渠排水事業（直轄）（1 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （1 地区）
3	国営農地再編整備事業（直轄）（1 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （1 地区）
4	国営総合農地防災事業（直轄）（4 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （4 地区）
5	独立行政法人水資源機構事業（独立行政法人事業）（1 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （1 地区）
6	農用地総合整備事業（独立行政法人事業）（1 地区）	一定の事業効果の 発現が認められる （1 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 16-4-(15) 参照

- (7) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 11 事業（51 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」として公表

表 16-3-タ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	かんがい排水事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）
2	経営体育成基盤整備事業（補助）（10 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （10 地区）
3	畑地帯総合整備事業（補助）（11 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （11 地区）
4	農道整備事業（補助）（8 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （8 地区）
5	農業集落排水事業（補助）（5 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （5 地区）
6	農村振興総合整備事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
7	中山間地域総合整備事業（補助）（7 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （7 地区）
8	農地防災事業（補助）（3 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （3 地区）
9	農地保全事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
10	草地畜産基盤整備事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）
11	畜産環境総合整備事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表 16-4-(16) 参照

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 6 事業（22 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日及び 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表

表 16-3-チ 林野公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	国有林直轄治山事業（直轄）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）
2	森林環境保全整備事業（直轄）（5 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （5 地区）
3	民有林補助治山事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）

4	森林環境保全整備事業（補助）（10 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （10 地区）
5	森林居住環境整備事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）
6	特定中山間保全整備事業（国立研究開発法人事業）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表16-4-(17)参照

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 5 事業（47 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の完了後の評価）」として公表

表 16-3-ツ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	水産物供給基盤整備事業（補助）（37 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （37 地区）
2	水産資源環境整備事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
3	海岸保全施設整備事業（補助）（3 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （3 地区）
4	海岸環境整備事業（補助）（4 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （4 地区）
5	漁村総合整備事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表16-4-(18)参照

- (10) 事業評価方式を用いて、平成 28 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 2 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 28 年 4 月 1 日に「研究開発の事業評価書」として公表

表 16-3-テ 研究開発課題を対象として評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	ゲノム情報を活用した家畜の革新的な育種・繁殖・疾病予防技術の開発	予想以上の成果をあげた
2	天然資源に依存しない持続的な養殖生産技術の開発	予想以上の成果をあげた

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表16-4-(19)参照

- (11) 租税特別措置等に係る以下の 14 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表

表 16-3-ト 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場）	継続が妥当	引き続き推進
2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	継続が妥当	引き続き推進
3	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等）	継続が妥当	引き続き推進
4	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等）	継続が妥当	引き続き推進
5	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（海岸法等）	継続が妥当	引き続き推進
6	保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会）	継続が妥当	引き続き推進
7	保険会社等の異常危険準備金（全国森林組合連合会）	継続が妥当	引き続き推進
8	保険会社等の異常危険準備金（共済水産業協同組合連合会）	継続が妥当	引き続き推進
9	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場）	継続が妥当	引き続き推進
10	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（農振法）	継続が妥当	引き続き推進
11	収用換地等の場合の所得の特別控除（土地改良事業）	継続が妥当	引き続き推進
12	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（森林法等）	継続が妥当	引き続き推進
13	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（漁業権等）	継続が妥当	引き続き推進
14	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（海岸法等）	継続が妥当	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表16-4-(20)参照

- (12) 総合評価方式を用いて、「平成 27 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、1 政策分野について評価を実施し、その結果を平成 28 年 3 月 15 日に「総合評価書（政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進）」として公表

表 16-3-ナ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	継続が妥当	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html）の表16-4-(21)参照

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

大目標 (使命)	中目標	政策分野
増進料、水産資源の適切な確保、農林水産業の発展、農山漁村生活の振興、農業の多面的機能の健全な発揮、森林の持続培養と森林生産力の	1 食料の安定供給の確保	(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保
		(2) 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
		(3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓
		(4) グローバルマーケットの戦略的な開拓
		(5) 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立
	2 農業の持続的な発展	(6) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等
		(7) 担い手への農地集積・集約化と農地の確保
		(8) 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進
		(9) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革
		(10) 戦略的な研究開発と技術移転の加速化
		(11) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等
		(12) 気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用
		(13) 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション
	3 農村の振興	(14) 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等
		(15) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出
		(16) 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等
	4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	(17) 森林の有する多面的機能の発揮
		(18) 林業の持続的かつ健全な発展
		(19) 林産物の供給及び利用の確保
	5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	(20) 水産資源の回復
		(21) 漁業経営の安定
		(22) 漁村の健全な発展
	6 横断的に関係する政策	(23) 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/27_seisaku_yosan.pdf)参照

經濟産業省

《経済産業省》

表 17-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正 平成26年3月31日改正 平成27年4月22日変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年度から28年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び法施行令第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事前評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 政策体系に掲げる政策について、アウトカムに関する目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合いについて実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成27年度経済産業省事後評価実施計画（平成27年4月22日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：27施策を対象 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 17-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式：25件 (租税特別措置等) 〔表 17-3-ア〕	実施することが妥当	25	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	25		
	事業評価方式：12件 (規制) 〔表 17-3-イ〕	規制の新設・改廃が妥当	12	評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした	12		
	事業評価方式：11件 (研究開発事業) 〔表 17-3-ウ〕	実施することが妥当	11	評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 11件)	11		
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：27件 (目標管理型の政策評価) 〔表 17-3-エ〕	目標達成	8	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	27	
			相当程度進展あり	19			
		〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 27件 機構・定員要求に反映 15件 (うち、機構4件、定員14件) 〕					
		〈事前分析表への反映〉 〔 測定指標を変更 16件 その他の変更 1件 事前分析表の変更なし 10件 〕					
		事業評価方式：9件 (租税特別措置等) 〔表 17-3-オ〕	措置の継続が妥当	9	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	9	
事業評価方式：3件 (公共事業) 〔表 17-3-カ〕	事業の継続が妥当	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 3件)	3			
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

表 17-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の 25 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 17-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	経済産業
1	車体課税の抜本的見直し
2	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置
3	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置
4	特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置の創設
5	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置
4	中小・地域
6	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減
7	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長
8	株式会社商工組合中央金庫の抵当権登記に係る登録免許税の軽減
9	保険会社等の異常危険準備金の延長
10	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長
11	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
12	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長
13	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
14	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長
5	エネルギー・環境
15	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しに伴う所要の税制措置
16	海外投資等損失準備金の延長
17	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
18	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）
19	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
20	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
21	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長及びガス事業法改正に伴う所要の税制措置
22	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
23	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長
6	保安・安全
24	中小企業等の貸倒引当金の特例（税制改正要望「割賦販売法の改正に伴う所要の税制措置」の租特部分）
25	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表17-4-(1)参照

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 6 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 12 月 17 日、25 日、28 年 1 月 28 日、2 月 4 日及び 9 日に「規制の事前評価書」として公表

表 17-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	製造、使用、輸入を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定（塩素数が 2 であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル）

2	武器等製造法上の許可事業者に対する報告徴収項目の追加と回数制限の解除
3	我が国の現下の電力市場を巡る状況に鑑み、電気の小売業への参入の全面自由化及びこれに伴う各種制度の整備等の措置を講ずる政策（2件）
4	サイバーセキュリティの確保のための取組を支援する専門家である「情報処理安全確保支援士」創設及びこれに伴う各種制度の整備等の措置を講ずる政策（3件）
5	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の制定に係る規制
6	我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大を規制的手法の導入により推進する政策（4件）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表17-4-(2)参照

2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上

- (3) 平成28年度予算概算要求に当たり、以下の11研究開発事業について事前評価を実施し、その結果を平成27年9月25日に「研究開発事業に係る技術評価書（事前評価）」として公表

表17-3-ウ 研究開発事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業（新規テーマ「糖鎖利用による革新的創薬技術開発」）
2	石油精製高付加価値化等技術開発補助金
3	石油精製高付加価値化等技術開発委託費
4	超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト
5	高輝度・高効率次世代レーザー技術開発
6	高温超電導実用化促進技術開発
7	高効率低GWP冷媒を使用した中小型空調機器技術の開発
8	植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発
9	革新型蓄電池実用化促進基盤技術開発
10	I o T推進のための横断技術開発プロジェクト
11	二酸化炭素大規模地中貯留の安全管理技術開発事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表17-4-(3)参照

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成 27 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の 27 施策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「平成 27 年度経済産業省事後評価書」として公表

表 17-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 経済産業			
1	経済基盤	相当程度進展あり	引き続き推進
2	新陳代謝	相当程度進展あり	引き続き推進
3	イノベーション	相当程度進展あり	引き続き推進
4	基準認証	目標達成	引き続き推進
5	経済産業統計	目標達成	引き続き推進
2 個別産業			
6	ものづくり	相当程度進展あり	引き続き推進
7	サービス	相当程度進展あり	引き続き推進
8	クールジャパン	相当程度進展あり	引き続き推進
9	I T	相当程度進展あり	引き続き推進
10	流通・物流	相当程度進展あり	引き続き推進
3 対外経済			
11	国際交渉・連携	相当程度進展あり	引き続き推進
12	海外市場開拓支援	相当程度進展あり	引き続き推進
13	貿易投資	相当程度進展あり	引き続き推進
14	貿易管理	目標達成	引き続き推進
4 中小・地域			
15	経営革新・創業促進	相当程度進展あり	引き続き推進
16	事業環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
17	経営安定・取引適正化	目標達成	引き続き推進
18	地域産業	相当程度進展あり	引き続き推進
19	福島・震災復興	相当程度進展あり	引き続き推進
5 エネルギー・環境			
20	資源・燃料	相当程度進展あり	引き続き推進
21	新エネルギー・省エネルギー	相当程度進展あり	引き続き推進
22	電力・ガス	相当程度進展あり	引き続き推進
23	環境	目標達成	引き続き推進
6 保安・安全			
24	産業保安	相当程度進展あり	引き続き推進
25	製品安全	目標達成	引き続き推進
26	商取引安全	目標達成	引き続き推進
27	化学物質管理	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表17-4-(4)参照

(2) 租税特別措置等に係る以下の 9 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日及び 9 月 25 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表

表 17-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 経済産業			
1	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置	措置の継続が妥当	引き続き推進

2 個別産業			
2	軽油引取税の課税免除（石油化学製品）	措置の継続が妥当	引き続き推進
4 中小・地域			
3	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（中小企業高度化事業）	措置の継続が妥当	引き続き推進
4	中小企業高度化事業①事業所税の非課税②共同利用機械等の固定資産税の軽減	措置の継続が妥当	引き続き推進
5	中小企業等の貸倒引当金の特例	措置の継続が妥当	引き続き推進
6	保険会社等の異常危険準備金	措置の継続が妥当	引き続き推進
5 エネルギー・環境			
7	使用済燃料再処理準備金	措置の継続が妥当	引き続き推進
8	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 収用換地等の場合の所得の特別控除	措置の継続が妥当	引き続き推進
9	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	措置の継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表17-4-(5)参照

- (3) 事業評価方式を用いて、「平成27年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業について事後評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「平成27年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表

表17-3-カ 工業用水道事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（3事業）	事業の継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表17-4-(6)参照

別表

政策体系(経済産業省)
 ※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ
 (http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosangaku/27fy_yosangaku.pdf)参照

国土交通省

《国土交通省》

表 18-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定） 平成28年1月8日変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年度から30年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策アセスメント（事業評価方式） 以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別研究開発課題の事前評価、規制の事前評価及び租税特別措置等に係る事前評価の対象は除く。 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの ○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。） ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。））、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。） ○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 規制の事前評価（事業評価方式） 法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。 ○ 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式） 法施行令第3条第7号及び第8号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ（実績評価方式） 国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を設定する。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策目標の単位で実施する。 ○ 政策レビュー（総合評価方式） 以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。 ア 国土交通省の政策課題として重要なもの イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの ○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。

		<p>ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等</p> <p>○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。</p> <p>ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等</p> <p>○ 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式） 基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。</p> <p>○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標等及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。
	5 国民の意見・要望を受けするための窓口の整備	○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。 ○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価担当）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。
実施計画の名称	平成 27 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 26 年 8 月 28 日策定） 平成 27 年 3 月 27 日変更 平成 27 年 8 月 27 日変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 政策チェックアップ：13の政策目標に係る44施策目標 ○ 政策レビュー：8テーマ ○ 個別公共事業の再評価：275事業 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価：72事業 ○ 個別研究開発課題の終了時の事後評価：51課題 ○ 租税特別措置等に係る事後評価：9租税特別措置等

	2 5年未着工・10年継続中（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	○ 該当なし
--	---------------------------------------	--------

表 18-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価	政策アセスメント（事業評価方式）：35件 〈28年度予算概算要求時：24件〉 [表18-3-ア] 〈28年度予算概算要求時実施分修正等：11件〉 [表18-3-イ]	新規施策の評価は妥当	35	評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた	35		
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 24件）		
	規制の事前評価（事業評価方式）：24件 [表18-3-ウ]	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	24	評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた	24		
	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：235件 〈27年度予算に係る評価（都市・幹線鉄道整備事業）：1件〉 [表18-3-エ] 〈28年度予算概算要求時：11件〉 [表18-3-オ] 〈28年度予算に向けた事業（直轄事業等）：20件〉 [表18-3-カ] 〈27年度補正予算に係る評価：9件〉 [表18-3-キ] 〈28年度予算に向けた事業（補助事業等）：194件〉 [表18-3-ク]	事業の採択は妥当	235	平成28年度予算等に反映した	235		
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 11件）		
	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：74件 〈28年度予算概算要求時等：37件〉 [表18-3-ケ] 〈27年度末公表：37件〉 [表18-3-コ]	課題の採択は妥当	74	平成28年度予算等に反映した	74		
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 15件）			
租税特別措置等の事前評価（事業評価方式）：9件 [表18-3-サ]	租税特別措置等によることが妥当	9	平成28年度税制改正要望に反映した	9			
事後評価	政策チェックアップ（実績評価方式）：44施策目標 （目標管理型の政策評価） [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）44件] [表18-3-シ]	目標超過達成	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進した 【引き続き推進】	44		
		目標達成	11				
		相当程度進展あり	14	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 44件 機構・定員要求に反映 1件 （うち、機構1件、定員1件） 〕			
		進展が大きくない	15	〈事前分析表への反映〉 〔 未定・検討中 44件 〕			

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
<p>政策レビュー（総合評価方式）：4テーマ [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）4件] [表18-3-ス]</p> <p>{政策レビュー（総合評価方式）：4テーマ} [表18-3-セ] [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）{4件}]</p>		<p>目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした</p> <p>4</p>	<p>評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する 【引き続き推進】</p> <p>4</p>
<p>個別公共事業の再評価（事業評価方式）：336件{4件} <27年度予算に係る評価（ダム事業）：4件> [表18-3-ソ] <28年度予算概算要求時：12件> [表18-3-タ] <28年度予算に向けた評価（直轄事業等）：244件{1件}> [表18-3-チ] <28年度予算に向けた評価（補助事業等）：76件{3件}> [表18-3-ツ]</p> <p>{ [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）336件{4件}] [未着手（法第7条第2項第2号イ）0件] [未了（法第7条第2項第2号ロ）0件] }</p>	<p>事業の継続が妥当</p> <p>333</p> <p>事業の中止が妥当</p> <p>3</p>	<p>事業を継続 【引き続き推進】</p> <p>333</p> <p>事業を中止 【廃止、休止、中止】</p> <p>3</p> <p><概算要求及び機構・定員要求への反映（概算要求に反映 12件）></p>	<p>333</p> <p>3</p>
<p>個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）：74件 [表18-3-テ] [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）]</p>		<p>再事後評価、改善措置の必要なし</p> <p>74</p>	<p>再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した</p> <p>74</p>
<p>個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：51件 [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）] [表18-3-ト]</p>		<p>研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした</p> <p>51</p>	<p>今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する</p> <p>51</p>
<p>租税特別措置等の事後評価（事業評価方式）：13件 [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）] [表18-3-ナ]</p>		<p>継続が妥当</p> <p>13</p>	<p>評価結果を踏まえ、当該措置を継続することとした 【引き続き推進】</p> <p>13</p>

(注){ }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 18-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 28 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求等に係る 24 の施策を対象として政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を 27 年 8 月 27 日に「平成 28 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表

表 18-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（28 年度予算概算要求時）

No.	評価対象政策
政策目標 1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
1	空き家対策総合支援事業の創設
政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
2	港湾における洋上風力発電施設の導入の円滑化
3	汚水処理施設統合化推進事業の創設
政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減	
4	気象予測精度向上のための次世代スーパーコンピュータシステムの整備
5	下水道ストックマネジメント支援制度の創設
6	効率的な雨水管理支援事業制度の創設
7	火山噴火緊急減災対策事業の創設
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
8	鉄道施設の戦略的な維持管理・更新の推進
9	ビッグデータ活用による事故防止対策推進事業
10	道路運送車両法の改正等を受けた自動車安全対策の強化
11	スマートフォンを活用した小型船舶の衝突事故防止対策の強化
12	電子化された情報の活用による手続きの円滑化・効率化
13	航空保安対策の強化
政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
14	国際戦略港湾のコンテナターミナル機能の高度化
15	旅客施設等への無利子貸付
16	海上輸送の利用促進に向けた先駆的な輸送形態モデルの検討・普及
17	観光客等の輸送需要の取込みによる航路の安定的維持に向けた船旅活性化の促進
18	「2000万人時代」に備えた受入環境整備緊急対策事業
19	歴史的まちなみの保全・活用、良好な景観形成に向けた防災対策等の支援制度の創設
政策目標 7. 都市再生・地域再生の推進	
20	二地域居住等の推進に向けた先進事例構築推進調査
21	資金調達コストの低減による民間の都市開発事業の促進のため利子補給制度の創設
政策目標 8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
22	タクシー事業の活性化支援
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
23	船舶の省エネルギー、静音に関する性能評価システム確立に向けた取組の推進
政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
24	G 空間情報の円滑な流通促進に向けた検討

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(1) 参照

- (2) 「平成 28 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」（平成 27 年 8 月 27 日公表）に、必要な修正等を行い、28 年 3 月 31 日に「平成 27 年度政策アセスメント結果評価書」として公表

表 18-3-イ 政策アセスメントを実施した政策（28 年度予算概算要求時実施分の修正等）

No.	評価対象政策
政策目標 1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	

1	空き家対策総合支援事業の創設
政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
2	汚水処理施設統合化推進事業の創設
政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減	
3	気象予測精度向上のための次世代スーパーコンピュータシステムの整備
4	下水道ストックマネジメント支援制度の創設
5	効率的な雨水管理支援事業制度の創設
6	火山噴火緊急減災対策事業の創設
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
7	鉄道施設の戦略的な維持管理・更新の推進
政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
8	国際戦略港湾のコンテナターミナル機能の高度化
政策目標 8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
9	タクシー事業の活性化支援
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
10	船舶の省エネルギー、静音に関する性能評価システム確立に向けた取組の推進
政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
11	G空間情報の円滑な流通促進に向けた検討

(注)1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」(平成28年1月)II3(3)に基づくものである。

2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表18-4-(2)参照

- (3) 規制の新設又は改廃(24件)に係る政策を対象として評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成27年7月3日、7月13日、8月21日、9月1日、12月3日、28年2月1日、2月4日及び2月25日に「規制の事前評価書」として公表

表 18-3-ウ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案
2	航空法の一部を改正する法律案
3	下水道法施行令の一部を改正する政令案
4	建設業法施行令の一部を改正する政令案
5	建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案(7件)
6	踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(3件)
7	港湾法の一部を改正する法律案(2件)
8	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
9	海上交通安全法等の一部を改正する法律案(3件)
10	宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(4件)

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表18-4-(3)参照

2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上

- (4) 平成27年度予算に係る評価として、都市・幹線鉄道関係の1事業を対象に、新規事業採択時評価(事業評価方式)を実施し、その結果を28年2月9日に「平成27年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表

表 18-3-エ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業(27年度予算(都市・幹線鉄道整備事業)に係る評価)

No.	事業区分	件数
1	都市・幹線鉄道整備事業	1
	計	1

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(4) 参照

- (5) 平成 28 年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業に係る 11 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 27 年 8 月 27 日に「平成 28 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表

表 18-3-オ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業（28 年度予算概算要求時）

No.	事業区分	件数
1	官庁営繕事業	2
2	船舶建造事業	6
3	海上保安官署施設整備事業	3
	計	11

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(5) 参照

- (6) 平成 28 年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、評価結果を公表済みの 4 事業について「個別公共事業の評価書－平成 27 年度－」として 28 年 2 月 9 日に、20 事業について「個別公共事業の評価書（その 2）－平成 27 年度－」として同年 3 月 31 日にそれぞれその結果を公表

表 18-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業（28 年度予算に向けた事業（直轄事業等））

No.	事業区分		件数	公表済分
1	海岸事業	直轄事業	1	—
2	道路・街路事業	直轄事業	15	—
3	港湾整備事業	直轄事業	3	—
4	都市公園等事業	直轄事業	1	—
5	官庁営繕事業		—	2
6	船舶建造事業		—	2
	計		20	4

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(6) 参照

- (7) 平成 27 年度補正予算に係る評価として、新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、評価結果を公表済みの 7 事業について「平成 27 年度補正予算に係る個別公共事業の評価書」として 28 年 1 月 20 日に、9 事業について「平成 27 年度補正予算に係る個別公共事業の評価書（その 2）」として同年 1 月 21 日にそれぞれその結果を公表

表 18-3-キ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業（27 年度補正予算に係る評価）

No.	事業区分	件数	公表済分
1	船舶建造事業	—	4
2	海上保安官署施設整備事業	—	3
3	都市・幹線鉄道整備事業	9	—
	計	9	7

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(7) 参照

- (8) 平成 28 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、194 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 28 年 4 月 1 日に「個別公共事業の評価書（その 3）－平成 27 年度－」として公表

表 18-3-ク 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業（28 年度予算に向けた事業（補助事業等））

No.	事業区分		件数
1	河川事業	補助事業	2
2	道路・街路事業	補助事業等	11
3	市街地整備事業	補助事業	3
4	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業	136
5	住宅市街地総合整備事業	補助事業	39
6	都市公園事業	補助事業	1
7	小笠原諸島振興開発事業		2
計			194

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(8) 参照

- (9) 新規課題として開始しようとする個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、3 件について「個別研究開発課題評価書－平成 27 年度－」として 27 年 5 月 28 日に、24 件について「平成 28 年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として同年 8 月 27 日に、10 件について「個別研究開発課題評価書（その 2）－平成 27 年度－」として同年 10 月 8 日にそれぞれその結果を公表

表 18-3-ケ 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	エネルギーを効率的に消費する環境にやさしいコンテナターミナル物流システムの開発
2	シールドトンネルの平常時のモニタリングおよび掘削時の安全管理へ向けたセグメント組込型有機導波路の提案
3	パワーマネージ運航による高エネルギー効率運航システムの開発
4	防火・避難規定等の合理化による既存建物活用に資する技術開発
5	出水で被災した旧式河川橋梁の応急復旧法
6	地域鉄道に適したロングレール軌道構造の開発
7	大規模駅の避難安全性評価シミュレーションプログラムの開発
8	津波伝播特性を利用した沿岸津波波高と内陸浸水域の早期警報システム
9	危機耐性に優れた鉄道高架橋の提案とその性能評価
10	き電用高機能整流器の開発
11	IT を利活用した先進安全船舶の開発推進
12	社会資本整備プロセスにおける現場生産性向上に関する研究
13	木造住宅の簡易な構造性能評価法の開発
14	建築設備の自動制御技術によるエネルギー削減効果の評価法の開発
15	既存港湾施設の長寿命化・有効活用に関する実務的評価手法に関する研究
16	高潮災害に対する港湾地帯の安全性の確保に関する研究
17	精密重力ジオイドに基づく高さ基準系の構築に関する研究
18	地形・地下構造を組み込んだ火山性地殻変動の力源推定に関する研究
19	現場急速成形法と埋込み型センシングを併用した FRP 部材による鋼構造物の補修・補強技術の開発
20	鋼床版の疲労損傷に対するコンクリート系舗装による補強技術の性能評価に関する研究
21	深礎杭孔内無人化施工システムの開発
22	高強度アラミド繊維による高性能ロープを活用した補強後も維持管理が容易な構造部材の技術開発
23	既存不適格木造住宅の耐震化率を飛躍的に向上させる改修促進のための総合技術の開発
24	ドーナツ型 TBM を活用した新たな山岳トンネル工法の開発
25	寒冷地河川におけるリアルタイム流量自動観測システムの開発

26	中小零細建設業を対象にする映像を活用した valueC I Mの開発
27	準マイクロ波帯域の電波による融雪用発熱モルタルブロックシステムの開発
28	断熱性能が高く、軽量で施工がしやすいモルタルによる断熱工法の開発
29	住宅とロボットが一体となって実現する環境・健康サポート技術の開発
30	省エネルギー・環境負荷削減に寄与する高機能フィルムを用いたガラス複合体の開発・評価
31	難燃処理木材外装の経年劣化を考慮した防火性能評価手法の技術開発
32	木造陸屋根及び木造ルーフバルコニーにおける耐久性向上のための技術開発
33	靱性のあるスクリーによる耐震補強工法の検討
34	長時間・長周期地震動を受ける超高層建築物の新しい制振構造システムの開発
35	地震後の継続使用性に資するRC造非耐力壁の損傷低減技術の開発
36	大地震後の継続使用性に資するコンクリート杭および杭頭接合部の技術開発
37	既存躯体接合面に目荒しを施さない耐震改修接合工法の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(9) 参照

また、平成 28 年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題等を含めた 37 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、28 年 3 月 31 日に「個別研究開発課題評価書（その 3）－平成 27 年度－」として公表

表 18-3-3 コ 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策（27 年度末実施）

No.	評価対象政策
1	エネルギーを効率的に消費する環境にやさしいコンテナターミナル物流システムの開発
2	シールドトンネルの平常時のモニタリングおよび掘削時の安全管理へ向けたセグメント組込型有機導波路の提案
3	パワーマネージ運航による高エネルギー効率運航システムの開発
4	防火・避難規定等の合理化による既存建物活用に資する技術開発
5	出水で被災した旧式河川橋梁の応急復旧法
6	地域鉄道に適したロングレール軌道構造の開発
7	大規模駅の避難安全性評価シミュレーションプログラムの開発
8	津波伝播特性を利用した沿岸津波波高と内陸浸水域の早期警報システム
9	危機耐性に優れた鉄道高架橋の提案とその性能評価
10	き電用高機能整流器の開発
11	IT を利活用した先進安全船舶の開発推進
12	社会資本整備プロセスにおける現場生産性向上に関する研究
13	木造住宅の簡易な構造性能評価法の開発
14	建築設備の自動制御技術によるエネルギー削減効果の評価法の開発
15	既存港湾施設の長寿命化・有効活用に関する実務的評価手法に関する研究
16	高潮災害に対する港湾地帯の安全性の確保に関する研究
17	精密重力ジオイドに基づく高さ基準系の構築に関する研究
18	地形・地下構造を考慮した地殻変動の分析に関する研究
19	現場急速成形法と埋込み型センシングを併用したFRP部材による鋼構造物の補修・補強技術の開発
20	鋼床版の疲労損傷に対するコンクリート系舗装による補強技術の性能評価に関する研究
21	深礎杭孔内無人化施工システムの開発
22	高強度アラミド繊維による高性能ロープを活用した補強後も維持管理が容易な構造部材の技術開発
23	既存不適格木造住宅の耐震化率を飛躍的に向上させる改修促進のための総合技術の開発
24	ドーナツ型TBMを活用した新たな山岳トンネル工法の開発
25	寒冷地河川におけるリアルタイム流量自動観測システムの開発
26	中小零細建設業を対象にする映像を活用したvalueC I Mの開発
27	準マイクロ波帯域の電波による融雪用発熱モルタルブロックシステムの開発
28	断熱性能が高く、軽量で施工がしやすいモルタルによる断熱工法の開発
29	住宅とロボットが一体となって実現する環境・健康サポート技術の開発
30	省エネルギー・環境負荷削減に寄与する高機能フィルムを用いたガラス複合体の開発・評価
31	難燃処理木材外装の経年劣化を考慮した防火性能評価手法の技術開発
32	木造陸屋根及び木造ルーフバルコニーにおける耐久性向上のための技術開発

33	靱性のあるスクリーによる耐震補強工法の検討
34	長時間・長周期地震動を受ける超高層建築物の新しい制振構造システムの開発
35	地震後の継続使用性に資するRC造非耐力壁の損傷低減技術の開発
36	大地震後の継続使用性に資するコンクリート杭および杭頭接合部の技術開発
37	既存躯体接合面に目荒しを施さない耐震改修接合工法の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(10) 参照

- (10) 租税特別措置等に係る 9 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 27 日に「租税特別措置等に係る政策評価」として公表

表 18-3-サ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の見直し
2	一時差異等調整引当額についての所要の措置
3	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し
4	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長
5	市街地再開発事業における権利変換に伴う権利変動があった場合のグループ法人税制の適用に係る所要の措置の拡充
6	市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の特例措置の拡充
7	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の延長・拡充(グリーン投資減税)
8	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
9	J R 北海道及び J R 四国に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金に係る圧縮記帳の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(11) 参照

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、2 年ごとに評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成 27 年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、以下の 44 の施策目標に係る政策を対象として政策チェックアップを実施し、「平成 26 年度政策チェックアップ評価書」として平成 27 年 8 月 27 日に公表

表 18-3-シ 政策チェックアップを実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	進展が大きくない	引き続き推進
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	進展が大きくない	引き続き推進
3	総合的なバリアフリー化を推進する	進展が大きくない	引き続き推進
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	目標達成	引き続き推進

5	快適な道路環境等を創造する	進展が大きくない	引き続き推進
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	相当程度進展あり	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	進展が大きくない	引き続き推進
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	進展が大きくない	引き続き推進
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	進展が大きくない	引き続き推進
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	目標達成	引き続き推進
11	住宅・市街地の防災性を向上する	進展が大きくない	引き続き推進
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	相当程度進展あり	引き続き推進
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	進展が大きくない	引き続き推進
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	相当程度進展あり	引き続き推進
15	道路交通の安全性を確保・向上する	相当程度進展あり	引き続き推進
16	自動車事故の被害者の救済を図る	目標達成	引き続き推進
17	自動車の安全性を高める	相当程度進展あり	引き続き推進
18	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	目標達成	引き続き推進
19	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	進展が大きくない	引き続き推進
20	観光立国を推進する	相当程度進展あり	引き続き推進
21	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	目標達成	引き続き推進
22	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	目標達成	引き続き推進
23	整備新幹線の整備を推進する	目標超過達成	引き続き推進
24	航空交通ネットワークを強化する	目標超過達成	引き続き推進

25	都市再生・地域再生を推進する	相当程度進展あり	引き続き推進
26	鉄道網を充実・活性化させる	進展が大きくない	引き続き推進
27	地域公共交通の維持・活性化を推進する	相当程度進展あり	引き続き推進
28	都市・地域における総合交通戦略を推進する	目標達成	引き続き推進
29	道路交通の円滑化を推進する	目標達成	引き続き推進
30	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	目標超過達成	引き続き推進
31	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	相当程度進展あり	引き続き推進
32	建設市場の整備を推進する	相当程度進展あり	引き続き推進
33	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	進展が大きくない	引き続き推進
34	地籍の整備等の国土調査を推進する	進展が大きくない	引き続き推進
35	自動車運送業の市場環境整備を推進する	相当程度進展あり	引き続き推進
36	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	相当程度進展あり	引き続き推進
37	総合的な国土形成を推進する	相当程度進展あり	引き続き推進
38	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	目標達成	引き続き推進
39	離島等の振興を図る	進展が大きくない	引き続き推進
40	北海道総合開発を推進する	目標達成	引き続き推進
41	技術研究開発を推進する	目標達成	引き続き推進
42	情報化を推進する	進展が大きくない	引き続き推進
43	国際協力、連携等を推進する	目標超過達成	引き続き推進
44	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(12) 参照

- (2) 「平成 27 年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、以下の 4 のテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成 28 年 3 月 30 日に「平成 27 年度政策レビュー結果（評価書）」として公表

表 18-3-ス 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	道路交通の安全施策	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
2	住生活基本計画	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
3	国際コンテナ戦略港湾政策	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
4	国際協力・連携等の推進	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(13) 参照

また、以下の 4 のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成 28 年度内に評価結果を取りまとめる予定

表 18-3-セ 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	社会資本ストックの戦略的維持管理
2	官民連携の推進
3	LCCの事業展開の促進
4	MICE誘致の推進

- (3) 平成 27 年度予算に係る評価として、ダム関係の 4 事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、平成 27 年 9 月 8 日に、「個別公共事業の評価書（ダム事業）」として公表

表 18-3-ソ 再評価を実施した個別公共事業（27 年度予算（ダム事業）に係る評価）

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	4	事業の継続が妥当 (1 件) 事業の中止が妥当 (3 件)	引き続き推進 (1 件) 廃止・休止・中止 (3 件)
	計		4	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(14) 参照

- (4) 平成 28 年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する 12 事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 27 年 8 月 27 日に「平成 28 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表

表 18-3-タ 再評価を実施した個別公共事業〈28 年度予算概算要求時実施〉

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	10	事業の継続が妥当 (10 件)	引き続き推進
2	官庁営繕事業		2	事業の継続が妥当 (2 件)	引き続き推進
計			12	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(15) 参照

- (5) 平成 28 年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、3 事業について 27 年 12 月 18 日に「個別公共事業の評価書（ダム事業）（その 2）」として、左記の 3 事業及び政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された 12 事業を含め、245 事業について 28 年 2 月 9 日に「個別公共事業の評価書—平成 27 年度—」として、11 事業について同年 3 月 31 日に「個別公共事業の評価書（その 2）—平成 27 年度—」としてそれぞれその結果を公表

表 18-3-チ 再評価を実施した個別公共事業〈28 年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分		件数	公表済分	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	66	-	事業の継続が妥当 (66 件)	引き続き推進
2	ダム事業	直轄事業等	4	13	事業の継続が妥当 (17 件)	引き続き推進
3	砂防事業等	直轄事業	5	-	事業の継続が妥当 (5 件)	引き続き推進
4	海岸事業	直轄事業	4	-	事業の継続が妥当 (4 件)	引き続き推進
5	道路・街路事業	直轄事業等	135	-	事業の継続が妥当 (135 件)	引き続き推進
6	港湾整備事業	直轄事業	29	-	事業の継続が妥当 (29 件)	引き続き推進
7	空港整備事業	直轄事業等	0	-	-	-
			[評価手続 中：22 年度 評価 1]			
8	官庁営繕事業		1	2	事業の継続が妥当 (3 件)	引き続き推進
計			244	15	—	—
			[評価手続 中：1]			

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(16) 参照

2 「政策評価の結果」及び「評価結果の反映状況」欄は、公表済分を含む。

- (6) 平成 28 年度予算に向けた評価として、補助事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、76 事業について、その結果を 28 年 4 月 1 日に「個別公共事業の評価書（その 3）—平成 27 年度—」として公表

表 18-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業〈28年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	河川事業	補助事業	3	事業の継続が妥当 (3件)	引き続き推進
2	ダム事業	補助事業	10	事業の継続が妥当 (10件)	引き続き推進
3	道路・街路事業	補助事業	44	事業の継続が妥当 (44件)	引き続き推進
4	港湾整備事業	補助事業	16 [評価手続中： 25年度評価1 23年度評価1 20年度評価1]	事業の継続が妥当 (16件)	引き続き推進
5	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業	2	事業の継続が妥当 (2件)	引き続き推進
6	住宅市街地総合整備事業	補助事業	1	事業の継続が妥当 (1件)	引き続き推進
計			76 [評価手続中： 3]	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表18-4-(17)参照

- (7) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過等の74事業を対象に完了後の事後評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成28年4月1日に「個別公共事業の評価書（その3）－平成27年度－」として公表

表 18-3-テ 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数	政策評価の結果
1	河川事業	直轄事業	5	再事後評価、改善措置の必要なし
2	ダム事業	直轄事業等	6	再事後評価、改善措置の必要なし
3	海岸事業	直轄事業	1	再事後評価、改善措置の必要なし
4	道路・街路事業	直轄事業等	35	再事後評価、改善措置の必要なし
5	道路・街路事業	補助事業	4	再事後評価、改善措置の必要なし
6	港湾整備事業	直轄事業	9	再事後評価、改善措置の必要なし
7	港湾整備事業	補助事業	1	再事後評価、改善措置の必要なし
8	空港整備事業	直轄事業等	3	再事後評価、改善措置の必要なし
9	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業	7	再事後評価、改善措置の必要なし
10	整備新幹線整備事業	補助事業	2	再事後評価、改善措置の必要なし
11	官庁営繕事業		1	再事後評価、改善措置の必要なし
計			74	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表18-4-(18)参照

- (8) 研究期間が終了した個別研究開発課題 51 課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、2 件について平成 27 年 8 月 27 日に「平成 28 年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として、49 件について 28 年 3 月 31 日に「個別研究開発課題評価書（その 3）－平成 27 年度－」としてそれぞれその結果を公表

表 18-3-1 ト 個別研究開発課題を対象として終了時評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	交通分野における高度な制御・管理システムの総合的な技術開発の推進	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
2	コンテナクレーンの耐震化技術及び維持管理技術の向上による国際競争力強化の研究開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
3	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム（マルチGNSS）による高精度測位技術の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
4	中古住宅流通促進・ストック再生に向けた既存住宅等の性能評価技術の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
5	状態可視化点検および構造応答発電センシングによる診断技術の高度化	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
6	鋼床版のデッキプレートとUリブとの溶接部に発生する疲労クラックの高精度検査システムの開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
7	変状を伴う老朽化トンネルの地質評価・診断技術の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
8	On Site Visualization のコンセプトに基づく低コスト・低消費電力型モニタリングシステムの開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
9	限界耐力設計法に対応した免震構造の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
10	荷重と環境作用を考慮した鋼橋の新しいライフサイクル耐久性評価システムの開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
11	次世代無人化施工システムの開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
12	小型加振器を用いた道路橋RC床版と踏掛版の健全性評価	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
13	無人化施工による応急対応技術とその基盤となるデジタル通信技術の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、

		必要に応じて課題を明らかにした
14	歴史的な町並みを有する飛騨・高山の伝統的な木造技術を継承した新木造技術の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
15	災害復旧を目的とした円筒金網とチェーンを用いた簡便な補強土工法の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
16	発泡ポリスチレンを用いた軽量・不燃・断熱天井材の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
17	液状化対策ドレーン/地中熱利用熱交換井のハイブリッドシステム	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
18	潜熱蓄熱材料のパッシブハウスへの導入における評価技術の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
19	地域型ゼロエネルギー住宅の実用化に関する技術開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
20	高齢者居住の既存戸建住宅における断熱改修によるE B, N E B効果定量評価手法の技術開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
21	「メゾネットハウス」の技術開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
22	解体と恒久的再使用が容易で一般住宅にも応用可能な木造応急仮設住宅の工法技術開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
23	木造家屋解体廃棄物（粘土瓦・ガラス陶磁器くず・床浚い残渣）の再資源化に関する技術開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
24	木材の省資源化と省力化を推進させる接合金物の開発と断熱パネルによる省力化工法の検討	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
25	木材循環利用によるE C Oサイトハウスの技術開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
26	耐力の低減を受けない高性能増設耐震壁補強工法の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
27	先端及び中間拡径部を有する場所打ちコンクリート杭工法の技術開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
28	砕石による住宅等の液状化対策工法に関する技術開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、

		必要に応じて課題を明らかにした
29	24時間365日の安心、安全な住宅ケア・システムに関する技術開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
30	住宅等における室内放射線量低減技術の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
31	分割鋼板と繊維シートを併用した鉄筋コンクリート造柱の居ながら外付け補強法に関する技術開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
32	地下駅空間の新旧構造物接合技術に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
33	異常時における列車運行と旅客行動の評価手法の高度化	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
34	鉄道線路の大規模地盤・構造物群モデル化手法の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
35	遠隔非接触測定による岩盤スケールと支持状態の推定	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
36	昇降スクリーン式ホームドアの技術開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
37	自然エネルギーと蓄電技術による電力システムの構築	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
38	貨車運行管理システムの開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
39	大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
40	津波からの多重防護・減災システムに関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
41	超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
42	大規模土砂生産後の流砂系土砂管理のあり方に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
43	I C Tを活用した人の移動情報の基盤整備及び交通計画への適用に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、

		必要に応じて課題を明らかにした
44	沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
45	外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
46	建物火災時における避難安全性能の算定法と目標水準に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
47	木造3階建学校の火災安全性に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
48	国際バルク貨物輸送効率化のための新たな港湾計画手法の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
49	衛星干渉SARによる高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
50	地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
51	海溝沿い巨大地震の地震像の即時的把握に関する研究	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表18-4-(19)参照

- (9) 租税特別措置等に係る13政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月27日に「租税特別措置等に係る政策評価」として公表

表18-3-ナ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
2	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
3	特定目的会社に係る課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
4	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
5	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
6	収用換地等の場合の所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
7	転廃業助成金等に係る課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
8	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外	継続が妥当	引き続き推進
9	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外	継続が妥当	引き続き推進

10	収用等に伴い代替資産等を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
11	新幹線鉄道大規模改修準備金	継続が妥当	引き続き推進
12	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金	継続が妥当	引き続き推進
13	短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外	継続が妥当	引き続き推進

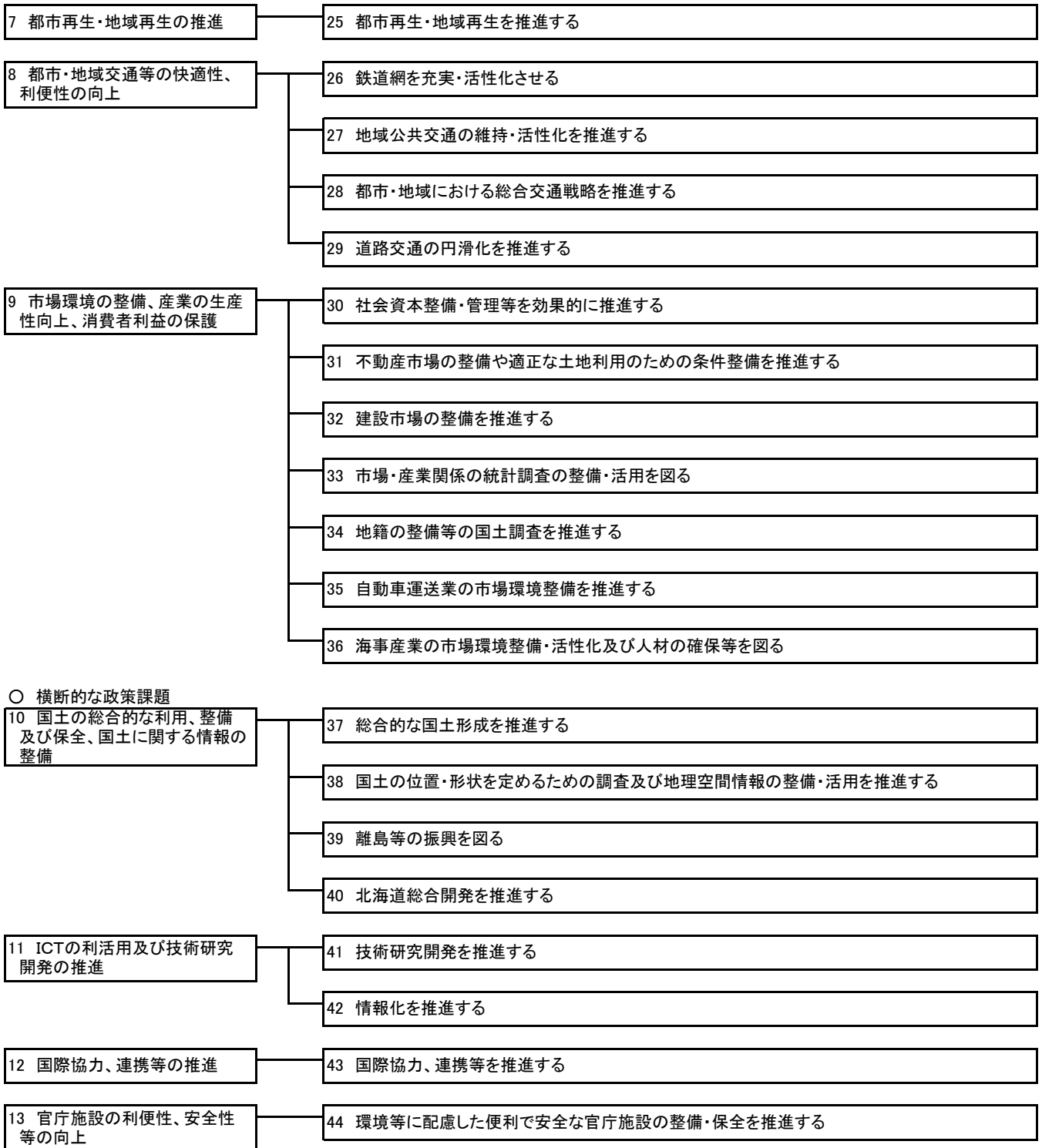
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 18-4-(20) 参照

別表

政策体系(国土交通省)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

政策目標	施策目標
○ 暮らし・環境	
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する
	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する
	5 快適な道路環境等を創造する
	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する
	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する
3 地球環境の保全	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
○ 安全	
4 水害等災害による被害の軽減	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する
	11 住宅・市街地の防災性を向上する
	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する
	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
	15 道路交通の安全性を確保・向上する
	16 自動車事故の被害者の救済を図る
	17 自動車の安全性を高める
	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する
○ 活力	
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
	20 観光立国を推進する
	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する
	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
	23 整備新幹線の整備を推進する
	24 航空交通ネットワークを強化する



(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/001081663.pdf>)参照

環境省

《環境省》

表 19-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成27年度環境省政策評価実施計画（平成27年7月1日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6施策に含まれる27目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

表 19-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価		事業評価方式：9件 (規制) 〔表 19-3-ア〕	規制の新設は 有効	9	評価結果を踏まえ、新規規 制を実施することとした	9	
		事業評価方式：5件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-イ〕	平成28年度税 制改正(租税 特別措置)要 望として妥当	5	平成28年度税制改正(租税 特別措置)要望を行うこと とした	5	
事後 評価	主要な行 政目的に 係る政策 等として 基本計画 に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：27件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 19-3-ウ〕	目標達成	5	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き推 進した 【引き続き推進】	14	
			相当程度進展 あり	19			
			進展が大きく ない	3			
						2 評価結果を踏まえ、対象 施策の改善・見直しを行っ た 【改善・見直し】	13
						施策の重点化等	13
						<概算要求及び機構・定員への反映状況> 概算要求に反映 13件 機構定員要求に反映 1件 (うち、機構 0件、定員 1件)	
			<事前分析表への反映> [未定・検討中 27件]				
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	事業評価方式：3件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-エ〕	今後とも引き 続き措置して いく	3	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き推進 した 【引き続き推進】	3		

表 19-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の9政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年4月3日に「規制に係る事前評価書」として公表

表 19-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
水銀による環境の汚染の防止に関する法律案	
1	水銀鉱の採掘に係る措置
2	特定水銀使用製品の製造禁止等に関する措置
3	新用途水銀使用製品の製造等に関する措置
4	水銀等を使用する製造工程に関する措置
5	金の採取における水銀等の使用に係る措置
6	水銀等の貯蔵の指針に基づく勧告制度の創設
7	水銀等の貯蔵に関する報告制度の創設
8	水銀含有再生資源の管理の指針に基づく勧告制度の創設
9	水銀含有再生資源の管理に関する報告制度の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 19-4-(1) 参照

- (2) 租税特別措置等に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 19-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長
2	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
3	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長
4	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
5	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 19-4-(2) 参照

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施
平成27年度においては、実績評価方式を用いて、「平成27年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、26年度に行った以下の6政策に含まれる27目標を対象として事後評価を実施し、27年9月30日に「平成26年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表

表 19-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 地球温暖化対策の推進			
1	目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	進展が大きい	改善・見直し
2	目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	進展が大きい	改善・見直し
3	目標 1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	相当程度進展あり	引き続き推進
4	目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
3 大気・水・土壌環境等の保全			
5	目標 3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）	相当程度進展あり	改善・見直し

6	目標 3-2 大気生活環境の保全	相当程度進展あり	改善・見直し
7	目標 3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）	相当程度進展あり	引き続き推進
8	目標 3-4 土壌環境の保全	相当程度進展あり	改善・見直し
9	目標 3-5 ダイオキシン類・農薬対策	目標達成	引き続き推進
10	目標 3-6 東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）	目標達成	引き続き推進
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進			
11	目標 5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組	相当程度進展あり	改善・見直し
12	目標 5-2 自然環境の保全・再生	相当程度進展あり	改善・見直し
13	目標 5-3 野生生物の保護管理	相当程度進展あり	改善・見直し
14	目標 5-4 動物の愛護及び管理	相当程度進展あり	改善・見直し
15	目標 5-5 自然とのふれあいの推進	相当程度進展あり	改善・見直し
16	目標 5-6 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）	相当程度進展あり	引き続き推進
7 環境保健対策の推進			
17	目標 7-1 公害健康被害対策（補償・予防）	目標達成	引き続き推進
18	目標 7-2 水俣病対策	相当程度進展あり	引き続き推進
19	目標 7-3 石綿健康被害救済対策	目標達成	改善・見直し
20	目標 7-4 環境保健に関する調査研究	進展が大きい	引き続き推進
8 環境・経済・社会の統合的向上			
21	目標 8-1 経済のグリーン化の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
22	目標 8-2 環境に配慮した地域づくりの推進	相当程度進展あり	引き続き推進
23	目標 8-3 環境パートナーシップの形成	相当程度進展あり	引き続き推進
24	目標 8-4 環境教育・環境学習の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
10 放射性物質による環境の汚染への対処			
25	目標 10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	相当程度進展あり	引き続き推進
26	目標 10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	相当程度進展あり	引き続き推進
27	目標 10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	目標達成	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 19-4-(3) 参照

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表

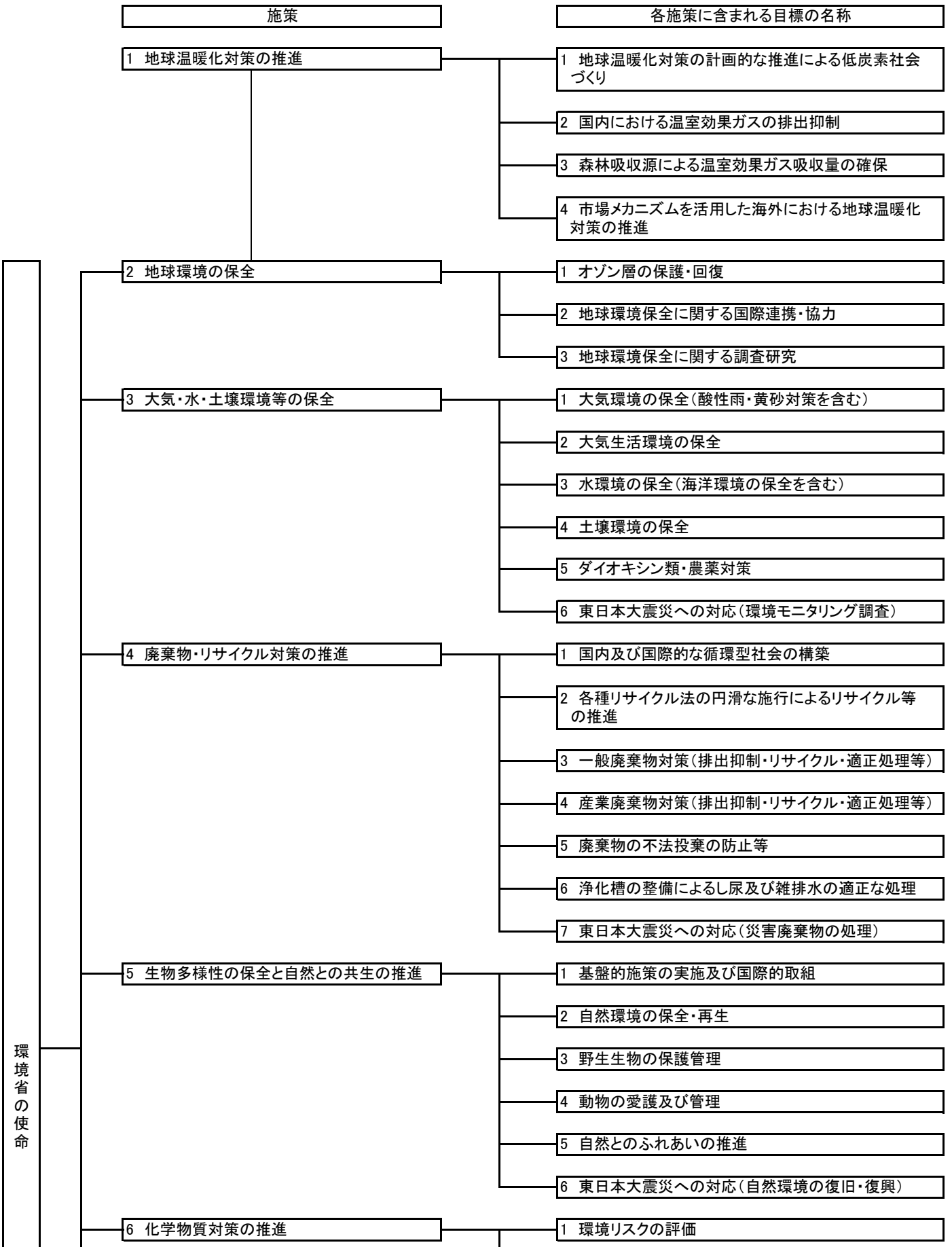
表 19-3-エ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	転廃業助成金等に係る課税の特例	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進
2	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国立、国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合）	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進
3	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合）	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進

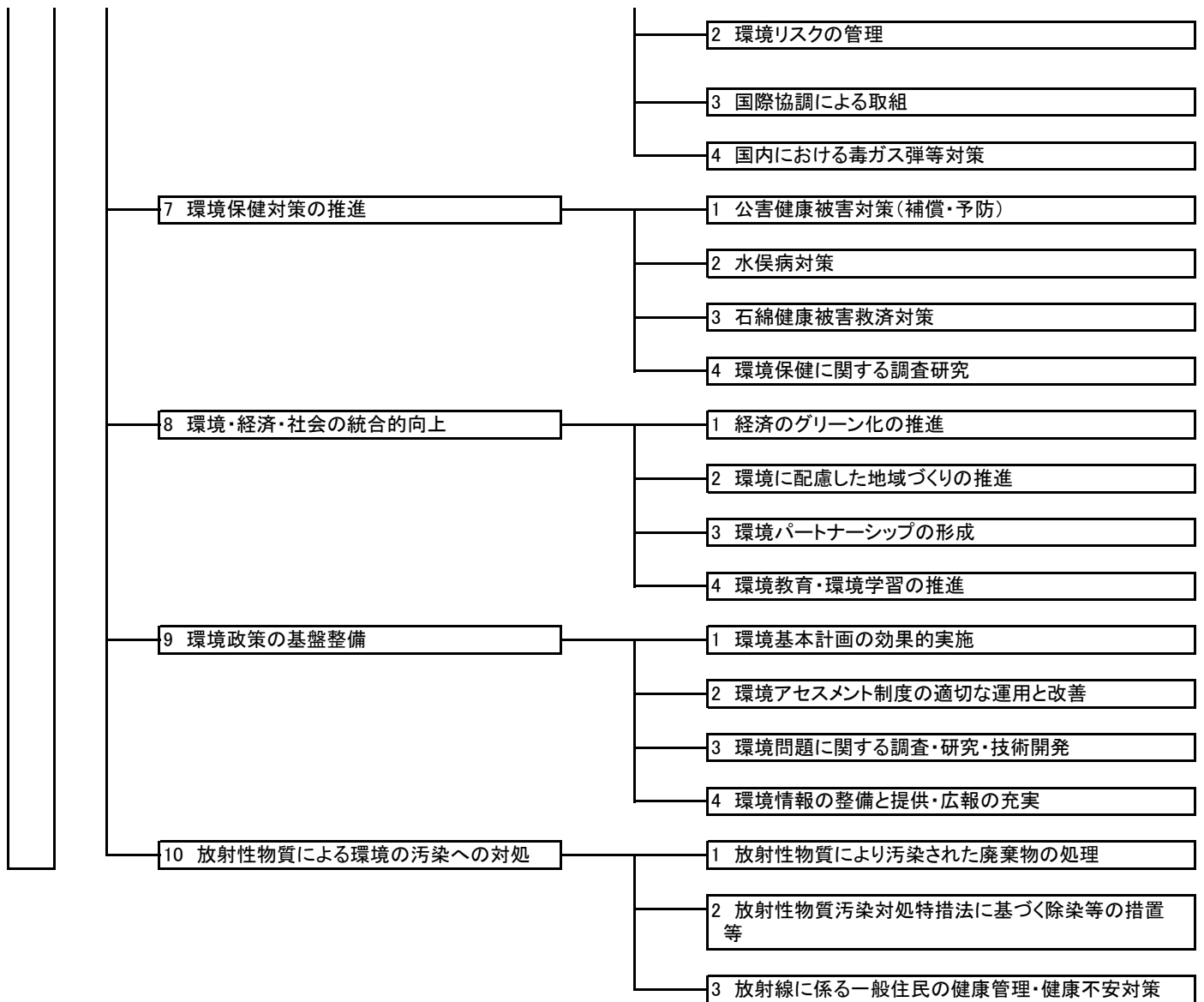
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 19-4-(4) 参照

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの



環境省の使命



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h27/seisaku-taiou.pdf>)参照

原子力規制委員会

《原子力規制委員会》

表 20-1 原子力規制委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	原子力規制委員会政策評価基本計画（平成25年1月9日制定） 平成25年3月19日改正、平成26年2月28日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年9月19日から29年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、規制の新設又は改廃を目的とする政策等を対象とする。 ○ 評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等による。
	3 事後評価の対象等	○ 原子力規制委員会の政策のすべてを対象に行う。 評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、別表のとおり。 ○ 評価は、政策評価の観点に関する事項をもとに、主として有効性及び効率性の観点から行う。 その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。 原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁長官官房総務課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 原子力規制庁長官官房総務課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成27年度原子力規制委員会事後評価実施計画（平成27年3月11日制定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 原子力規制委員会が行う主要な政策のすべてを対象。具体的には、原子力規制委員会の政策体系に定める「施策目標」を対象
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 20-2 原子力規制委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：1件 (規制) 〔表 20-3-ア〕	規制の改正は有効	1	評価結果を踏まえ、規制を実施 することとした	1
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第 7 条第 2 項第 1 号)	実績評価方式：5件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 20-3-イ〕	目標達成	5	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 5件 機構・定員要求に反映 4件 (うち、機構1件、定員3件) 〈事前分析表への反映〉 〔事前分析表の変更なし 5件〕	5
	未着手 (法第 7 条第 2 項第 2 号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第 7 条第 2 項第 2 号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の 政策 (法第 7 条第 2 項第 3 号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 20-3 原子力規制委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は廃止に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 28 年 1 月 20 日に「規制に係る事前評価書」として公表

表 20-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表20-4-(1)参照

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施
 実績評価方式を用いて、「平成 27 年度原子力規制委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 5 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「平成 26 年度実施施策に係る政策評価書」として公表

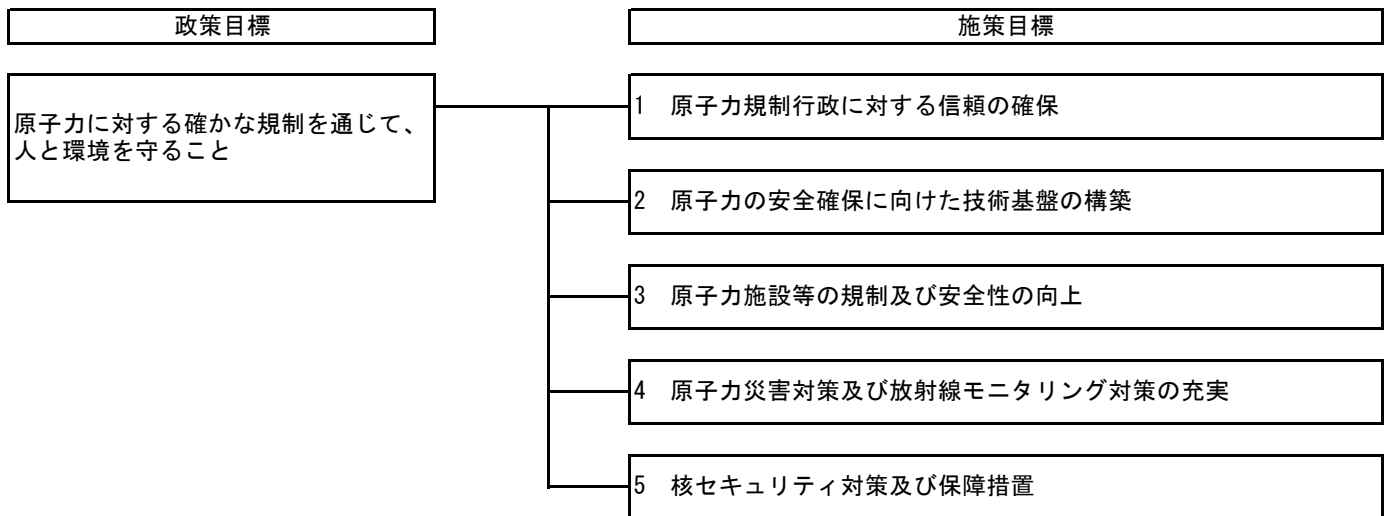
表 20-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	原子力規制行政に対する信頼の確保	目標達成	引き続き推進
2	原子力の安全確保に向けた技術基盤の構築	目標達成	引き続き推進
3	原子力施設等の規制及び安全性の向上	目標達成	引き続き推進
4	原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実	目標達成	引き続き推進
5	核セキュリティ対策及び保障措置	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表20-4-(2)参照

政策体系（原子力規制委員会）

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの



(注)政策ごとの予算との対応については、原子力規制委員会ホームページ(<http://www.nsr.go.jp/data/000096254.pdf>)参照

防衛省

《防衛省》

表 21-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 26 年 3 月 31 日策定） 平成 27 年 10 月 1 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本として実施する。 ○ 法第 9 条に規定する事前評価の実施に当たっては、施策等の採択及び実施の可否の検討に資するため、当該施策等の実施により期待される政策効果を含め、その必要性等を評価する。 ○ 事前評価の対象は、施策等のうち、法施行令第 3 条各号に該当するものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 施策を対象とする事後評価は、実績評価方式を基本として実施する。 ○ 事務事業を対象とする事後評価は、事業評価方式を基本として実施する。 ○ 実施計画には、法第 7 条第 2 項に規定する事項のほか、事後評価の対象としようとする施策等ごとに、評価時期等を定めるものとする。 ○ 施策及び租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に限る。）は、基本計画の計画期間内に少なくとも一度は事後評価の対象となるよう選択する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 内部部局の各課（これに準ずる組織を含む。）は、政策評価の結果を概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設、改廃等による施策等の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため活用し、関連する施策等へ反映させるものとし、その内容を大臣官房企画評価課に通知する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 大臣官房企画評価課は、基本計画、実施計画、政策評価書、政策評価の結果の施策等への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載等を行う。 ○ 外部からの意見等は、大臣官房企画評価課又は防衛省ホームページにおいて受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成 27 年度の防衛省における事後評価の実実施計画（平成 27 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に掲げる政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価:25 施策について実績の測定を実施し、実績の測定の結果等により、評価の必要があると認められる場合には、評価を実施する。
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 21-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：6件 (新規研究開発) 〔表21-3-ア〕	事業を実施することが妥当	6	評価結果を踏まえ、評価対象事業を実施することとした	6	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 6件)
	事後評価	主要な行政目的に掲げる政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	該当する政策なし (注)	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 「平成 27 年度の防衛省における事後評価の実施計画」に定める政策について、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承) の 4 の「実績の測定 (モニタリング)」を実施

表 21-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 28 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 6 項目を対象として評価を実施し、その結果を 27 年 8 月 28 日に「平成 27 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表

表 21-3-ア 研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	可変深度ソナーシステム（パイ／マルチスタティック用）
2	艦載砲用ロケットアシスト長射程弾技術の研究
3	消磁用 U E P 低減装置
4	推力偏向ノズルに関する研究
5	将来戦闘機用小型熱移送システムに関する研究
6	光波スマートセンサ技術の研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 21-4-(1) 参照

- (2) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 21-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 21-4-(2) 参照

2 事後評価

該当する政策なし

V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第 1 項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第 2 項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、平成 27 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、以下のとおり定め、平成 27 年 4 月策定の行政評価等プログラムに掲載し、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画	
計画の主な規定内容	① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関の政策について、重要性・必要性等を見極めた上で統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）を積極的に実施する。 ○ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局・行政評価事務所の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。 ② 各行政機関が実施した政策評価について、評価の質の向上を図る観点から、必要な点検を行う。
	② 平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間に実施又は実施を検討する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合性確保評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ クールジャパンの推進に関する政策評価 ・ 農林漁業・農山漁村の 6 次産業化の推進に関する政策評価 ※ 平成 26 年度から引き続き実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の推進に関する政策評価 ※ 平成 27 年度から着手 <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル人材育成の推進に関する政策評価
	③ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、平成 27 年度に新設される政策評価審議会の調査審議に付議する。 ○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。 ○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成28年度以降3年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、平成28年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、以下のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成27年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として「食育の推進に関する政策評価」及び「グローバル人材育成の推進に関する政策評価」の2テーマを実施した。このうち「食育の推進に関する政策評価」については、平成27年10月に、評価書に必要な意見を付して関係行政機関の長に送付するとともに、公表した。その内容等は下記のとおりである。

テーマ名	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：平成27年10月23日)
関係行政機関	内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

評価結果の概要	
○ 評価の観点	食育の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果	<p>(1) 目標の達成状況についての評価</p> <p>ア 第2次基本計画の目標の達成状況についての評価</p> <p>食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に基づく第2次食育推進基本計画（平成23年度から27年度。以下「第2次基本計画」という。）では、食育に関する11の目標の達成度合いを測るために13の目標値が設定されている。</p> <p>これらの目標の達成度合いを計画期間4年目（平成26年度）の実績で測り、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の各行政機関共通区分に当てはめた場合、評価の結果は「進捗が大きい」と判定される。</p> <p>11目標の進捗状況は、以下のとおり、目標期間終了前の現段階で目標を達成しているものが2目標、目標は達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが6目標、基準値と比較して数値が悪化しているものが3目標となっている。</p> <p>① 目標期間終了前の現段階で目標を超過して達成している2目標は、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」及び「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」である。</p> <p>② 目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している6目標は、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」等である。</p> <p>③ 基準値と比較して数値が悪化している3目標は、「食育に関心を持っている国民の割合の増加」、「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」等である。</p> <p>イ 目標の設定に関する考察</p> <p>第2次基本計画の目標の設定に関し考察したところ、以下のような状況がみられ、都道府県の目標設定への支援が課題であると考えられる。</p> <p>① 第2次基本計画では、11目標と40項目に分類された施策との対応関係が明確となっていない。また、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない。</p> <p>② 調査した27都道府県では、次のとおり、第2次基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないもの、国の目標値と都道府県の目標値の間の合計に数値上の矛盾があるものなどがみられる。</p> <p>(a) 都道府県が、都道府県食育推進計画に、国が設定している目標を取り入れていない場合があり、その数は、11目標別にそれぞれ1都道府県（3.7%）から23都道府県（85.2%）となっている（都道府県が最も取り入れていない目標は「食</p>

- 品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」である。)
- (b) 「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」及び「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、11都道府県から13都道府県が、これらの目標に代え、自らが把握したデータを基に設定した健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく都道府県健康増進計画の目標（野菜の摂取量や肥満者の割合等）などを設定している。
 - (c) 都道府県の中には、都道府県食育推進計画の目標について、国の目標と同じではあるものの、その実現可能性を踏まえた独自の目標値を設定しているものがあるため、「朝食を欠食する国民の割合の減少」などは、全都道府県の目標値を積み上げても、国の目標値を達成することができないものとなっている。

都道府県は、食育推進基本計画を基本として、都道府県食育推進計画を作成するとされている（食育基本法第17条第1項）が、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定すること（同法第10条後段）とされているため、必ずしも国の目標と全く同じ目標を設定する必要はない。

しかし、国は、食育を国民運動として推進するため、国や地方公共団体を始め多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効である（第2次基本計画）との考え方により目標を設定していることから、都道府県の理解を得るよう努める必要がある。

(2) 当省のアンケート調査の結果

本政策評価では、国民の食生活の状況、食育に関する意識等を把握するため、アンケート調査を実施した。

望ましい食生活を送っていない人や食育に関する意識の高くない人に、その理由を聞いたところ、「時間がない」、「必要性を感じない」、「面倒」、「これまでに習慣がない」といった回答が多く、望ましい食生活や食育に関する意識を妨げるものとして、労働時間の長さや食生活を重視しない人の存在が背景にあることが示唆され、望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応が課題であると考えられる。

(3) 食育に関する個別の施策・事務事業の実施状況

ア 学校における食に関する指導等の状況

（栄養教諭）

学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう栄養教諭制度が創設され（平成17年4月施行）、平成27年4月現在、全国の小中学校等に5,356人の栄養教諭が配置されている。

一方、第2次基本計画では、朝食を欠食する国民（子ども）の割合の減少（平成27年度までに0%）を目標としており、その達成状況は、22年度において1.5%となっている。

また、文部科学省は、「文部科学省の使命と政策目標」の中で、達成目標である「児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につける」の成果指標（アウトカム）として、「朝食を欠食する子どもの割合0%」を設定し、その活動指標（アウトプット）として栄養教諭配置数の増加を置いている。

栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況について調査した結果は、以下のとおりであり、栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童の朝食欠食率の減少への寄与は明確には把握できなかった。

- ① 当省のアンケート調査の結果では、専任の栄養教諭が配置されている小学校では、配置されていない小学校に比べて「学校全体で食育に取り組む体制づくりが進んだ」とする回答が多かった。
- ② 一方、同じくアンケート調査の結果では、栄養教諭の配置にかかわらず、朝食を毎日食べる児童は9割を超えており、児童の食育に関する認識や実践への影響に大きな差はみられなかった。なお、栄養教諭の配置率の伸びと小学6年生及び中学3年生の朝食欠食率の伸びとの分析を行ったところ、両者の相関は低かった。これらのことから、栄養教諭配置の効果の把握が必要であると考えられる。

（食に関する指導に係る全体計画の作成・評価状況）

文部科学省の「食に関する指導の手引」（平成22年3月改訂）では、学校ごとに食

に関する指導に係る全体計画(以下「全体計画」という。)を作成するとともに、全体計画を学校評価における評価項目に位置付け、学校の実情や児童生徒の実態に応じた目標と食育の推進体制等に関する指標を設定し、その達成状況を評価することを求めている。

調査した27都道府県教育委員会及び64公立小学校における全体計画の作成・評価状況は、以下のとおりであり、全体計画の評価の実施が課題である。

- ① 平成25年度における公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していた25都道府県教育委員会では、管内の1万8,911校のうち、1万8,592校(98.3%)が全体計画を作成している。
- ② 平成25年度に全体計画を作成している62公立小学校のうち17校(27.4%)は、全体計画に基づく食に関する指導等の取組状況を評価していない。一方、評価している45校(72.6%)の中には、評価結果を翌年度の全体計画に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく取組内容の改善等に取り組んでいる例がみられた。

(食生活学習教材の活用状況)

文部科学省は、平成16年度以降、毎年度、食生活学習教材を作成し、全国の国公私立小学校の1年生、3年生及び5年生に配布している。

調査した64公立小学校では、平成25年度に、低学年は46校(71.9%)、中学年は38校(59.4%)、高学年は39校(60.9%)が、各教科、学校給食の時間等に、食生活学習教材を活用している。

食生活学習教材を活用している小学校からは、同教材を分かりやすいと評価する意見がある一方、同教材の挿絵、図等を加工できるようにしてほしい等の改善を求める意見がみられた。

なお、文部科学省は、平成27年度中に食生活学習教材を見直す予定であるとしている。

イ 健全な食生活実現のための取組の状況

(内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に係る第2次基本計画における目標)

第2次基本計画は、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」(平成27年度までに50%以上)を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに40.2%から42.1%の間で推移しているため、大きな変化はない。

厚生労働省は、本目標に関連する取組として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導などを推進している。

この目標は、生活習慣病のうち、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防・改善に着目しており、食事のほか、運動等の実践を含み、その達成状況を測るアンケート調査でも、①適切な食事のみならず、②定期的な運動及び③週に複数回の体重計測を含めた3つの選択肢から一つを選択すること(単一回答)になっている。

しかし、食生活と関係する生活習慣病は、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に限られるものではなく、食生活と定期的な運動や週に複数回の体重計測との関連性も強いとはいえない。

(糖尿病予防戦略事業)

厚生労働省は、糖尿病予防戦略事業の成果を、「糖尿病が強く疑われる者及び糖尿病の可能性が否定できない者の割合」(国民健康・栄養調査)を指標として測っており、平成23年度及び24年度については、目標を達成しているため、事業の効果があつたと評価している。

しかし、講習会などを主体とする事業内容や1都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は195万円と小規模である本事業に対して、当該事業の寄与の程度が明らかでない大きな目標(全国ベースの糖尿病の有病率)で評価がなされている。

一方、平成23年度から25年度に糖尿病予防戦略事業を実施していた19都道府県等では、事業報告書が確認できた104事業メニューのうち、プロセス評価の実施が77事業メニュー(74.0%)、アウトカム評価の実施が4事業メニュー(3.8%)と不徹底となっているが、1都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は195万円と小規模な事業であることを踏まえれば、合規性の観点からの検討とともに、評価の作業負担が過度になっていないかを検討する必要がある。

適切な作業負担の下で事業効果の全体を把握できれば、食育に関する目標の達成への寄与を測る上で有益である。

(8020運動推進特別事業)

厚生労働省は、「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進するための8020運動推進特別事業を実施している。同省は、この事業の成果を、80歳で20本以上の歯を保有している人の割合（6年ごとの調査）を指標として測っており、平成17年度の20%が、23年度には40%となっているため、一定の効果があると評価している。

しかし、本事業の場合、事業の効果が、目標の達成にどの程度寄与しているのかは明らかとなっておらず、事業の効果の把握が必要であると考えられる。

ウ 農林漁業体験促進のための取組の状況

（農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標）

第2次基本計画は、「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」（平成27年度までに30%以上）を目標としているが、23年度以降、実績が30%を超えており、計画期間終了前に既に目標を達成している。

この目標の達成状況は、農林水産省が20歳から69歳までの個人を特定した郵送方式によるアンケート調査の結果により測っているが、農林漁業体験の経験の設問には、回答者の家族の経験を含めて回答することになっている。分母は回答者本人であるが、分子は回答者本人とその家族となっているため、分母と分子が対応しておらず、割合が膨らんでいると考えられる。

○ 意見

(1) 都道府県の目標設定の支援

国と都道府県が一体となって食育を推進していくため、国の目標について、都道府県に対してできるだけ丁寧な説明を行い、情報を提供していくなど、都道府県が国と連携した目標の設定を検討することを支援することが適当である。

(内閣府)

(2) 望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応

食育を国民運動として推進しはじめてから10年が経過したが、食生活を重視しない人の存在など生活スタイルの変化や一人暮らし高齢者の増加など家族の状況も様々になってきている。こうした様々な状況へ対応した食育を推進していくことが適当である。

(内閣府)

(3) 栄養教諭制度の効果の把握等

子どもに対する食育については、保護者を始め、担任など様々な場面で子どもの指導に関わっている者が一体的に進めているものであるが、その中で栄養教諭は学校における食育の中核を担っていることから、栄養教諭等の配置による効果を把握することが適当である。

また、食に関する指導に係る全体計画については、ほぼ全ての学校において作成されており、学校における食に関する指導をより充実させるためにも、全体計画の評価の実施について指導することが適当である。

さらに、食生活学習教材については、更に学校現場の意見を反映させた内容の充実を図り、その利用を促進することが適当である。

(文部科学省)

(4) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第2次基本計画における目標の見直し並びに糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業の効果の把握

第2次基本計画の目標である「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合」については、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を含む生活習慣病全般の予防や改善のための食育の推進状況が適切に測れるよう、目標を見直すことが適当である。

(内閣府・厚生労働省)

また、糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業は、事業の内容や規模とは釣り合わない大きな目標に照らして評価されているため、中間段階での指標や具体的な活動実績に基づき、事業の効果把握することが適当である。その際、少額の事業が多いことを踏まえ、評価のために過度の作業負担が伴わないよう評価手法を検討することが適当である。

(厚生労働省)

(5) 農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標の測定値の把握方法等の見直し

第2次基本計画の目標である「農林漁業体験を経験した国民の割合」については、測定値の把握方法その他適切な見直しを行うことが適当である。

(農林水産省)

次のテーマについては、平成28年度において、以下のとおり、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

テーマ名	グローバル人材育成の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>○ 目的</p> <p>少子高齢化・人口減少により国内市場が縮小し、企業の海外進出が急速に進んでいる中、我が国企業のグローバル市場開拓に資する人材の確保が求められている。</p> <p>このような中、「教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、グローバル人材等の養成・確保を図り、成長分野の産業活性化や新産業の創出などを実現するとの方針が示された。同計画では、グローバル人材の養成に向けて、①外国語教育の強化、②高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、③高校・大学等の国際化への支援、④海外大学との交流推進等に取り組むこととされている。</p> <p>一方、企業が海外展開を進める中でグローバル人材の確保が依然として大きな経営課題とされているなど、グローバル人材育成の進捗が懸念される状況となっている。</p> <p>この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、グローバル人材育成の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。</p> <p>○ 主な調査項目</p> <p>① グローバル人材の育成に関する政策の実施状況</p> <p>② グローバル人材の育成に関する政策の効果の発現状況</p> <p>○ 調査等対象機関</p> <p>法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等</p>	

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 24 年度において評価の結果を取りまとめた「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」及び 26 年度において評価の結果を取りまとめた「消費者取引に関する政策評価」について、前回報告の状況及びその後の状況は下記アのとおりである。また、平成 27 年度において評価の結果を取りまとめた「食育の推進に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記イのとおりである。

ア 評価の結果の政策への反映状況（前回報告までの状況及びその後の状況）

テ ー マ 名	法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 24 年 4 月 20 日)
関係行政機関	法務省、文部科学省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策について、法務省及び文部科学省の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

○ 評価の結果

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策については、「司法制度改革推進計画」(平成 14 年 3 月 19 日閣議決定)が決定された平成 13 年度から 23 年度までの間に法曹人口が 1.6 倍に増加している(平成 13 年度 2 万 1,864 人→23 年度 3 万 5,159 人)。この間、法科大学院が創設され、また、法科大学院の教育と、司法試験及び司法修習の制度との連携を十分に確保することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成 14 年法律第 139 号)が施行されたが、これらの連携については、法務省及び最高裁判所による法科大学院への教員の派遣、教材の提供などの一定の取組が行われている。これらにより、法科大学院修了者が受験する新司法試験が開始された平成 18 年から 23 年までの間に、1 万 1,105 人の司法試験合格者が生まれ、法学未修者(注)からも 3,860 人の合格者が生まれている。これにより、結果として、i) 弁護士の増大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消、ii) 弁護士会及び地方公共団体による法律相談窓口の増加など、国民の法的サービスへのアクセス改善のための基盤整備等の効果がみられた。

(注) 法学未修者とは、法科大学院における法学既修者認定試験に合格し、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者(法学既修者)以外の者をいう。標準修業年限は、法学未修者については 3 年(専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号。以下「設置基準」という。)第 18 条第 2 項)、法学既修者については 2 年(設置基準第 25 条第 1 項及び第 2 項)とされている。

一方、今回の調査の結果、以下のような課題がみられる。

i) 法曹人口の拡大については、「司法制度改革推進計画」において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとされているが、22 年の合格者数は 2,133 人、23 年は 2,069 人と目標達成率は 7 割程度となっている。しかし、法曹に対する需要は、司法制度改革審議会意見書で予想されたほどには拡大・顕在化しておらず、法曹の利用者である国民の立場からみても、ただちに目標値を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。また、現状の 2,000 人程度の司法試験合格者数であっても弁護士の就職難が発生し、これにより OJT が不足し弁護士の質の低下が懸念されているが、年間合格者数の目標値についての検討はされていない。

ii) 法科大学院修了者の司法試験合格率については、「規制改革推進のための 3 か年計画」(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)において、目標値(例えば約 7~8 割)が例示されている。しかし、法科大学院修了後 5 年間の受験機会を経た後の合格率(累積合格率)は、司法試験受験

者が法学既修者のみであった平成 17 年度修了者については、69.8%と例示された合格率のほぼ下限に達したが、法学未修者も含む 18 年度修了者については、49.5%にとどまっており、単年度の合格率をみても法学未修者が受験開始した 19 年は 40.2%であったものが 23 年には 23.5%に低下している。また、法学未修者の司法試験合格率は取り分け低迷しており、23 年の合格率は法学既修者が 35.4%であるのに対し法学未修者は 16.2%となっている。

iii) 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の向上を図るため、平成 21 年度から、法科大学院に対し、入学者選抜試験における適性試験の最低基準点の設定や入学者選抜における競争倍率 2 倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直しを求めているほか、入学者の多様性の確保等を求めている。

しかし、適性試験については、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との相関がないとの指摘があるが、その検証等を行われておらず、調査対象校及び調査対象年度を拡大し、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。

文部科学省は、法科大学院の志願者が減少し、入学試験の競争倍率が低く、質の高い入学者を確保することが困難であること、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続していること等から、法科大学院に対し、入学定員の削減などの法科大学院の組織の適正化について自ら主体的に検討することを求めている。しかし、定員充足率や入学者数が極端に少なく、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った入学定員の見直しが求められる法科大学院もみられる。その際、実入学者数に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。

司法制度改革審議会意見書においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきであるとされており、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成 15 年文部科学省告示第 53 号)において、3 割以上となるよう努めるものとされている。しかし、その割合は、平成 17 年度には 45.6%であったものが、23 年度には 32.0%に低下しており、全体としては努力目標を確保しているが、その割合は長期低下傾向にあり、また、努力目標が未達成の法科大学院もあり、その中には長期に渡って未達成のものもある。さらに、法科大学院の法学未修者コースがこれらの者の主な受け皿となっているが、これまで行われてきた定員削減については、法学未修者のみの削減や法学未修者の削減率が大きくなっており法科大学院の制度設計に反することがないよう注意することが必要である。

iv) 文部科学省は、法科大学院に対して、修了者の質を確保する観点から、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、法科大学院における共通的な到達目標の設定による法科大学院間の学修のばらつきの解消、法学未修者教育の充実を促している。

厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、法科大学院において、進級率及び標準年限修了率の低下がみられる。しかし、司法試験の合格率は低下していることから、一部の法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。また、共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的到達目標モデル(第 2 次修正案)が関係機関においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、その策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。さらに、入学者に占める退学者・除籍者の割合や法科大学院修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」の割合から、法学既修者に比べて法学未修者は質の確保の観点で課題がみられる。法学未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分対応できなくなるおそれがある。しかし、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別委員会では、平成 24 年 3 月現在、法学未修者教育の充実のため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討されているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

v) 国立の法科大学院に対しては国立大学法人運営費交付金が、私立の法科大学院に対しては、私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が交付されており、文部科学省は、平成 24 年度から、法科大学院の組織の自主的・自律的な見直しを促すため、これら公的支援の見直しを実施している。見直しの指標は、入学試験の競争倍率(2 倍未満)及び司法試験合格率(3 年連続して全国平均の半分未満等)の 2 つの指標の両方に該当することである。しかし、この見直し指標については、法学未修者の司法試験合格率が法学既修者に比べて低いことから、法学未修者を中心に教育を行っている法科大学院の司法試験合格率が低迷していること、また、競争倍率又は司法試験合格率が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならないことを踏まえる必要がある。また、競争倍率については、意図的に合格者数を減少させることで、2 倍以上を確保することが可能であることから、見直し指標について定員充足率を加味したものに改める必要が

ある。

vi) 法科大学院教育と司法試験との連携については、新司法試験開始当初から、司法試験委員会により、法科大学院における教育や受験者の学習に適切な指針となるよう司法試験に関する情報の提供が行われている。これについて、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできるだけ詳細に公表することとされ、これを受けて情報提供が行われているが、採点実感に法科大学院教育に求めるものなどの記述がないものがみられ、更なる情報提供が求められる。

また、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るため、法科大学院に対し、自校修了者について司法試験の合格状況を分析することを求めており、平成22年度から、法科大学院修了者の司法試験の合格状況を含む進路について認証評価の対象としている。しかし、司法試験の受験は法科大学院修了後であり、また、受験機会が法科大学院修了後5年間あることから、各法科大学院では法科大学院修了者の受験動向の把握自体が困難な場合もある。

vii) 文部科学省は、法科大学院修了者の進路の把握が認証評価の対象となった経緯も踏まえ、各法科大学院に対し、法科大学院修了者の進路の把握及び就職支援を求めている。司法試験の合格率が低迷し、大量の不合格者が発生しており、受験資格喪失者も平成23年度で4,252人発生し、特に不合格者の進路を把握する必要があるが、調査した38法科大学院において進路が把握できていない不合格者は、修了者の約3割となっており、5年間継続して把握している法科大学院はない。また、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援を行っていない法科大学院が約3割みられる。

下表は、平成27年10月7日に法務省、同年10月27日に文部科学省がそれぞれ回答したもののについて、28年3月末現在で補正したものである。

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>1 法曹人口の拡大</p> <p>司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。</p> <p>(法務省)</p>	<p>→前々回報告 →前回報告 →今回報告</p> <p>(法務省)</p> <p>→ 政府においては、平成23年5月から、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申合せにより、「法曹の養成に関するフォーラム」を開催し、法曹人口の在り方を含む法曹養成制度全般について検討を行っており、平成24年5月10日に論点整理を取りまとめた。</p> <p>その後、平成24年8月3日に公布・施行された裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第54号)及びその法案審議の際の衆議院法務委員会附帯決議に基づき、政府における検討体制をより強力なものとするため、「法曹の養成に関するフォーラム」に替えて、平成24年8月21日閣議決定により、内閣に「法曹養成制度関係閣僚会議」(以下「閣僚会議」という。)が設置され、その下に「法曹養成制度検討会議」(以下「検討会議」という。)が設置された。</p> <p>同年8月28日に開催された第1回検討会議では、主に法曹有資格者の活動領域の在り方についての検討が</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
	<p>行われた。また、同年 9 月 20 日に開催された第 2 回検討会議では、今後の法曹人口の在り方について、総務省の勧告も踏まえ、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等やそれらに関する各種データを踏まえた検討が行われている。</p> <p>なお、同年 9 月 11 日、平成 24 年司法試験の結果が発表され、合格者数は、2,102 人であった。検討会議においては、この結果も踏まえて議論が行われている。</p> <p>検討会議においては、法科大学院制度、司法試験制度、法曹有資格者の活動領域の在り方等についての議論も踏まえて、第 10 回検討会議において、再度法曹人口についての検討を行ったところであり、この結果も踏まえて、今後、パブリックコメントを実施した上で、検討の結果を取りまとめる予定である。</p> <p>閣僚会議は、この検討会議の意見等を踏まえつつ、平成 25 年 8 月 2 日までに検討を加えて、一定の結論を得る予定であり、法務省としては、閣僚会議及び検討会議での議論を通じて、総務省の勧告も踏まえ、司法試験の合格者数に関する年間数値目標について、具体的な検討を行う予定である。</p> <p>→ 平成 24 年 8 月 21 日閣議決定により設置された法曹養成制度検討会議において、平成 25 年 6 月 26 日、意見が取りまとめられた。</p> <p>司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、同取りまとめにおいて、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはないとしつつも、現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を 3,000 人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くとされた。また、今後の法曹人口の在り方については、当面、このような数値目標を立てることはせず、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行う必要があり、そのために、その時点における法曹有資格者の活動領域等の状況及び法科大学院、司法修習や弁護士に対する継続教育等の法曹養成制度の状況・規模等を踏まえ、法曹人口についての必要な調査を行うとともに、その結果を 2 年以内に公表するべきであり、その後も継続的に調査を実施するべきであるとされた。</p> <p>これを踏まえ、平成 25 年 7 月 16 日、同取りまとめを是認する内容の法曹養成制度関係閣僚会議決定がなされたことにより、司法試験の年間合格者数の数値目標</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
	<p>は、事実上撤回された。</p> <p>政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について、同関係会議決定を踏まえ、平成25年9月17日、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議を開催し、また、その下で法曹養成制度改革顧問会議を開催することとして、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、あるべき法曹人口について提言をするべく、同顧問会議からの意見を聴きながら、27年7月15日を期限として、司法試験合格者数に関する年間数値目標の検討に関するものも含め、必要な調査等を実施しており、司法制度等を所管している法務省としては、調査等について、必要な協力をしているところである。</p> <p>⇒ 政府においては、平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づき、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議の下で、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、あるべき法曹人口について検討を行う上で必要な調査を行い、平成27年4月20日付けで、その調査結果を法曹人口調査報告書として取りまとめ、公表した。</p> <p>同調査結果を踏まえ、同室において「法曹人口の在り方について(検討結果取りまとめ案)」が取りまとめられ、法曹養成制度改革顧問会議の意見を聴きながら、検討が進められた。</p> <p>こうした検討を踏まえ、同推進会議において、平成27年6月30日、今後の法曹養成制度の在り方について決定がなされた。</p> <p>同決定においては、今後の法曹人口の在り方について、「新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである」とされた。</p> <p>その上で、「法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。」とされた。</p> <p>法務省としては、今後、同決定を踏まえ、関係機関・団体の協力を得ながら、必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>2 法科大学院教育</p> <p>(1) 法科大学院教育の目標の達成状況</p> <p>司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>行う。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 平成 24 年 7 月 19 日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）において、「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」が取りまとめられた。</p> <p>文部科学省としては、法科大学院修了生が社会の様々な分野で活躍することや司法試験合格率の向上等を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進するため、本提言を踏まえ、平成 24 年 7 月 20 日に「法科大学院教育改善プラン」を策定・公表し、今後は、法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、法学未修者教育の充実及び法科大学院教育の質の改善等の促進を図るための改善方策に取り組む。</p> <p>また、法学未修者教育の充実については、法科大学院特別委員会の下に設置された「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」（以下「未修者教育 WG」という。）において、平成 24 年 11 月 30 日に、法学未修者教育の現状と課題及びその充実方策に関する、「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられ、文部科学省では、これを受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p> <p>→ 法科大学院における教育の質の向上について、平成 25 年 7 月の法曹養成制度関係閣僚会議決定においては、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期が示されたところである。さらに、平成 25 年 9 月からは、政府における新たな検討体制として、法曹養成制度改革推進会議及び法曹養成制度改革顧問会議が設置され、上記関係閣僚会議決定で提示された検討事項について、今後 2 年（平成 27 年 7 月）を目途に検討し、結論を得るべく審議が進められているところである。</p> <p>このような中、文部科学省としては、上記関係閣僚会議決定等を踏まえ、法科大学院に対する公的支援の見直しの更なる強化策を公表（平成 25 年 11 月 11 日）した。また、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成 26 年 3 月 31 日）が取りまとめられた。</p> <p>今後、これらを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
	<p>化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院に対する連携・連合、改組転換の促進、「適格認定の厳格化」など認証評価結果に応じた組織見直しの促進、今後の法科大学院の定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方の整理による法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示や、共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化等の法学未修者教育の充実などによる法科大学院教育の質の向上に関する取組を進める。</p> <p>⇒ 平成 26 年 10 月 9 日に中央教育審議会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）において取りまとめられた「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」を踏まえ、文部科学省は同年 11 月に、①入学定員の見直しなど組織見直しの促進、②法学未修者教育の充実や共通到達度確認試験（仮称）の導入など教育の質の向上、③時間的・経済的負担への対応など誰もが法科大学院で学べる環境づくり、の 3 つの観点から総合的な改革方策を公表した。</p> <p>教育の質向上に向けた取組としては、法科大学院教育の質の向上のために、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価できるよう、「学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（平成 16 年文部科学省令第 7 号。以下「細目省令」という。）を改正し、27 年 4 月に施行した。</p> <p>また、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験（仮称）」については、法学未修者 1 年次生を対象として平成 27 年 3 月に第 1 回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省に有識者会議を設け、平成 27 年 7 月に取りまとめられた第 2 回試行試験の基本的な方向性に基つき、対象を 2 年次にも拡大し、法学既修者も含めて 28 年 3 月に第 2 回試行試験を実施した。</p> <p>さらに、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするため、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（平成 26 年 8 月 11 日文部科学省高等教育局長）を発出し、法学未修者が、法律基本科目について従前よりも柔軟なカリキュラムを組めるよう、法令の運用を改めた。</p> <p>平成 27 年 6 月 30 日に法曹養成制度改革推進会議において決定された「法曹養成制度の更なる推進について」（以下「推進会議決定」という。）では、法曹人口の在り方が示されるとともに、平成 30 年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（地域配置や</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>(2) 入学者の質の確保</p> <p>ア 適性試験の活用</p> <p>法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。 (文部科学省)</p> <p>イ 競争性の確保</p> <p>法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然</p>	<p>夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね 7 割以上。)が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すこととされた。</p> <p>法科大学院特別委員会においては、推進会議決定で示された法曹人口の在り方を踏まえ、平成 27 年 11 月に、目指すべき法科大学院の定員規模を当面 2,500 人程度とすべき旨の提言が取りまとめられた。本提言を受け、文部科学省では、「公的支援見直し強化・加算プログラム」の平成 29 年度以降の運用を見直すこととし、平成 27 年 12 月に各法科大学院へ通知したところであり、引き続き、法科大学院の組織見直しを促進するとともに、教育の質の確保に向けた取組を進めることとしている。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院全国統一適性試験を共同で実施するために関係団体で組織した適性試験管理委員会と協力しつつ、適性試験の成績と司法試験の可否との関連性の検証等を行い、平成 24 年 12 月 6 日の法科大学院特別委員会において、その結果が適性試験管理委員会から報告された。同報告においては、適性試験の成績と司法試験の可否について一定の関連性があること等が報告された。</p> <p>文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等を検討する。</p> <p>→ 文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等について引き続き検討を続ける。</p> <p>⇒ 法曹養成制度改革顧問会議等において、適性試験制度が実施されてから 10 年以上経過したため、改めて適性試験の存在意義、有用性、在り方を検討するべきとの指摘がなされたことを踏まえ、平成 27 年 7 月に開催された法科大学院特別委員会において、適性試験の有用性や実施方法等について審議が行われた。同年 9 月に、法科大学院特別委員会の下に「法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、専門的な調査・分析・検討を行っている。文部科学省としては、今後も適性試験の在り方について議論を継続して実施していく。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グ</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。 (文部科学省)</p>	<p>ループ」(以下「改善状況調査WG」という。)による調査において、平成24年度の調査では、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院等に対するヒアリングの実施及び調査結果の公表により、総務省の勧告を踏まえた更なる改善を促した。</p> <p>また、新たに、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、「競争倍率2倍の確保」については、特に状況が悪い場合は競争倍率の指標にのみ該当する場合であっても公的支援の更なる見直しの対象とすることや、新たに追加された入学定員充足率の指標よりも競争倍率の指標がより重視されるよう、削減額に傾斜をつけるなど、入学者選抜における競争性の確保について、各法科大学院の更なる取組を促した。</p> <p>→ 「競争倍率2倍の確保」については、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)に基づき、各法科大学院が競争倍率2倍の確保に取り組み、競争倍率2倍未満の法科大学院は、平成24年度の13大学から25年度の7大学に減少している。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)において、課題が深刻な法科大学院の抜本的組織見直しを早急に促す観点から、現行の公的支援の見直しの更なる強化を図ることとし、その中で、前年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満の場合は公的支援に係る加算率を減ずることとするなどの措置を平成27年度予算から実施することを予定しており、入学者選抜における競争性の確保について各法科大学院の取組を促している。</p> <p>⇒ 細目省令の改正と同時に「学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年3月31日 文部科学省高等教育局長。以下「施行通知」という。)を認証評価機関に通知し、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院については、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言いがたいなど、入学者の質の保証への影響が懸念されることから、評価の実施に当たり、入学者の質の確保について重点的に確認する必要があることを求めている。施行通知</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>ウ 入学定員の削減</p> <p>法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。</p> <p>その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないよう、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。</p> <p>また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>については、全ての法科大学院にも周知しており、入学者の質の確保に向けた更なる取組を促しているところである。</p> <p>平成 27 年 6 月に決定された推進会議決定において、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成 27 年度中に検討し、整備することとされたことから、平成 27 年 7 月以降、27 年度入学者の選抜における競争倍率が 2 倍を下回るなど、施行通知に示された客観的指標の目安を下回る法科大学院に対して教育状況の調査を実施したところである。調査の結果も踏まえ、現在、法科大学院特別委員会において、当該体制及び手続の整備の在り方について検討が行われている。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、平成 24 年度の調査から新たに入学定員充足率が 5 割に満たない法科大学院や入学者が 1 桁であった法科大学院等に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を進めることを促した。</p> <p>また、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成 24 年 9 月 7 日)において、「入学定員の充足率」を公的支援の見直しのための指標として新たに追加し、各法科大学院が入学定員の削減を含めた更なる自主的・自律的な組織見直しに取り組むことを促した。</p> <p>法科大学院の統廃合等の組織見直しに関しては、閣僚会議の下に設置された検討会議において、議論がなされているところである。</p> <p>また、個々の法科大学院における自主的・自律的な組織見直しに関し、当該法科大学院に対し、在籍学生の教育への配慮や、入学者のうち非法学部出身者や社会人経験者が 3 割以上となるよう、適切な対応を促しているところである。</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、引き続き定員充足率等に課題を抱える法科大学院に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を促進している。この結果、平成 26 年度の入学定員は、ピーク時の 19 年度の 5,825 人から 3,809 人となっている。</p> <p>このような中、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成 25 年 7 月 16 日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>エ 多様性の確保 多様な人材を受け入れると いう法曹養成制度改革の理念</p>	<p>化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)に基づき、入学定員と実入学者数との差を縮小させるため、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定することとし、平成27年度予算から実施する予定である。また、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)において、公的支援の見直しの強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院について、連携・連合、改組転換を促すとともに、「適格認定の厳格化」などにより、認証評価結果に応じた組織見直しの促進を図り、法科大学院の定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方を整理することとされた。なお、平成26年3月末時点で、組織見直し(統合、募集停止、廃止)を公表した法科大学院は15校となっている。</p> <p>さらに、未修者の確保については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)を通じ周知された法学系以外の課程の出身者、社会人等の多様な人材確保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標を加えることにより、未修者の確保に配慮することとし、平成27年度予算から実施することを予定している。</p> <p>⇒ これまでの数次にわたる公的支援の見直しを実施してきた結果として、平成28年度の法科大学院の入学定員は2,724人となる見込みであり、ピーク時(5,825人(平成19年度))から約55%の定員が削減されることとなる予定である。</p> <p>また、公的支援の見直しの強化により、平成28年3月31日までに法科大学院31校が募集停止を表明した。このように、公的支援の見直しにより、法科大学院の自主的な組織見直しが着実に進んでいるものと考えている。</p> <p>法科大学院特別委員会においては、推進会議決定で示された法曹人口の在り方を踏まえ、平成27年11月に、目指すべき法科大学院の定員規模を当面2,500人程度とすべき旨の提言が取りまとめられた。本提言を受け、文部科学省では、「公的支援見直し強化・加算プログラム」の平成29年度以降の運用を見直すこととし、平成27年12月に各法科大学院へ通知したところであり、引き続き、法科大学院の組織見直しを促進していく。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 非法学部出身者や社会人を始めとする法学未修者への教育をより充実させるための方策について、法科大学</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受入れ確保措置を講ずるよう促すこと。 (文部科学省)</p>	<p>院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成 24 年 11 月 30 日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中では、法学未修者が安心して法科大学院で学び、法曹を目指せる環境整備を目指すこととされ、夜間開講コースの充実などを含む、法学未修者教育に関する充実方策が報告された。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図り、多様な人材が安心して法科大学院で学べるよう、各法科大学院に対して、法学未修者教育の充実を要請した。</p> <p>→ 多様な人材の受入れについては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成 25 年 11 月 11 日）において、法科大学院に対する公的支援の基礎額及び加算額の算出に際して、法学系以外の課程出身者又は社会人の入学者数・割合などの多様な人材確保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標を加えることにより、多様な人材を受け入れることに配慮することとした。</p> <p>また、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成 26 年 3 月 31 日）を踏まえ、法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨にのっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化を始め、より良い教育課程の在り方等について、平成 26 年 7 月の実施に向けて検討し、順次、実施する。</p> <p>⇒ 平成 27 年度予算より公的支援の基礎額の算出に際して、法学系以外の課程出身者又は社会人の入学者数・割合を考慮し、多様な人材の確保に向けた取組を進めている。</p> <p>また、多様なバックグラウンドを持った者を法曹に養成する観点から、法学未修者の教育の質を保証していくため、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験（仮称）」について、法学未修者 1 年次生を対象として平成 27 年 3 月に第 1 回試行試験を実施したところである。試行試験の実施に当たっては、文部科学省にも有識者会議を設け、平成 27 年 7 月に取りまとめられた第 2 回試行試験の基本的な方向性に基つき、対象を 2 年次にも拡大し、法学既修者も含めて 28 年 3 月に第 2 回試行試験を実施した。</p> <p>さらに、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするため、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」を平成 26 年 8 月</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>(3) 修了者の質の確保 ア 厳格な成績評価</p> <p>法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。</p> <p>また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していることから、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。</p> <p>さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>に発出し、法学未修者が、法律基本科目について従前よりも柔軟なカリキュラムを組めるよう、法令の運用を改めたところである。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行う。</p> <p>これに加え、特に、法学未修者において標準修業年限修了率や司法試験合格率の低迷が見られること等を踏まえ、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成24年11月30日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法学未修者教育に係る現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成24年12月15日開催）において周知を図った。</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行った結果、課題が深刻な法科大学院において、改善の取組を進めていることは確認できたものの、諸課題を改善し、成果を挙げることができているとまでは言い難く、依然、厳しい状況にある法科大学院が存在することが報告された。</p> <p>このような状況も踏まえ、文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成26年3月31日）を踏まえ、法科大学院に対する認証評価の見直しを通じた法科大学院における成績評価の厳格化を促進する措置や、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとしての共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行等を平成27年3月を目途に進める。</p> <p>⇒ 細目省令の改正と同時に施行通知を認証評価機関に通知し、司法試験合格率が全国平均の半分を下回る法科大学院については、教育の実施状況や教員の質の保証に課題があることが強く類推されることから、評価の実施に当たり、法科大学院としてふさわしい教育の質が確保できているかを重点的に確認することを求めている。施</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>イ 共通的な到達目標</p> <p>法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>行通知については、全ての法科大学院にも周知しており、厳格な成績評価を含めた教育の質の確保について、更なる取組を促している。</p> <p>また、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験(仮称)」について、法学未修者1年次生を対象として平成27年3月に第1回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省にも有識者会議を設け、平成27年7月に取りまとめられた第2回試行試験の基本的な方向性に基つき、対象を2年次にも拡大し、法学既修者も含めて28年3月に第2回試行試験を実施した。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 平成24年7月19日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」では、共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進が示されている。本提言を各法科大学院及び認証評価機関に対して周知徹底することにより、各法科大学院が共通的な到達目標を踏まえた到達目標を設定することや、認証評価機関が共通的な到達目標を踏まえた到達目標の設定状況に関する評価を一層厳格に行うことを促している。</p> <p>→ 修了者の質の一定水準を確保するための共通的な到達目標については、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルに基つき、平成25年4月時点で、全法科大学院73校のうち、69校が到達目標を策定、又は策定予定となっており、未策定校に対して、策定を働きかけている。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)を受け、文部科学省は、中教審の審議を踏まえ、5年以内(平成30年7月)に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験(仮称)」の実施準備を行うこととされたところである。</p> <p>文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)を踏まえ、共通的な到達目標モデルを踏まえた共通到達度確認試験(仮称)の基本設計・試行等の検討や、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底、法科大学院に対する認証評価を通じた法科大学院として求められる成果を挙げているかの厳格な評価についての検討を、平成27年3月を目途に進める。</p> <p>⇒ 法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験(仮称)」につい</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>ウ 未修者対策</p> <p>未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>では、法学未修者1年次生を対象として平成27年3月に第1回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省に有識者会議を設け、平成27年7月に取りまとめられた第2回試行試験の基本的な方向性に基づき、対象を2年次にも拡大し、法学既修者も含めて28年3月に第2回試行試験を実施した。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法学未修者教育については、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成24年11月30日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法律基本科目の量的充実の効果を含めた法学未修者教育の現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会(平成24年12月15日開催)において周知を図り、各法科大学院における法学未修者対策の強化を要請した。</p> <p>さらに、文部科学省では、同報告を受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p> <p>→ 法学未修者教育について、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)では、文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内(平成26年7月)に検討し、実施準備を行うこととされたところである。これを受け、文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)を踏まえ、共通到達度確認試験(仮称)の基本設計・試行を平成27年3月を目途に行うとともに、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底や法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化を始め、より効果的な教育課程などの検討を26年7月までに進める。</p> <p>⇒ 法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験(仮称)」については、法学未修者1年次生を対象として平成27年3月に第1回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省に有識者会議を設け、平成27年7月に取りまとめられた第2回試行試験の基本的な方向性に基づき、対象を2年次にも拡大し、法学既修者も含めて</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>(4) 公的支援の見直し</p> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。</p> <p>また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。 (文部科学省)</p>	<p>28年3月に第2回試行試験を実施した。</p> <p>さらに、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするため、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」を発出し、法学未修者が、法律基本科目について従前よりも柔軟なカリキュラムを組めるよう、法令の運用を改めた。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院の公的支援の見直し指標の改善については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)を公表した。</p> <p>具体的には、平成26年度予算から、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現行の「司法試験合格率」及び「競争倍率」の指標に加え、新たに「入学定員充足率」を指標に追加し、これら3つの指標のうち、複数の指標に該当した場合には、公的支援の見直しの対象とする、 ② 単独の指標のみでも、特に深刻な課題を抱える場合は、公的支援の見直しの対象とする、 ③ 「入学定員充足率」の指標が追加されたことで、「競争倍率」の指標が軽視されることのないよう、ある年度の競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員充足率が50%以上であっても、50%未満とみなすものとする <p>といった改善方策を実施することとした。</p> <p>→ 法科大学院の公的支援の見直し指標の改善については、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、平成26年度予算から対応し、入学者選抜の公的支援の見直し対象となった法科大学院が計18校となったところである。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、課題が深刻な法科大学院の抜本的な組織見直しを早急に促す観点から、公的支援の見直しの更なる強化を図るため、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)を公表した。</p> <p>具体的には、司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき全ての法科大学院を3つの類型に分類する。さらに、各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定する。その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携</p> <p>司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。</p> <p>各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供すること。</p> <p>(法務省)</p>	<p>提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設した。公的支援の見直しの更なる強化は、平成 27 年度予算から実施することを予定しており、全ての法科大学院を対象に、入学定員の見直しや抜本的な組織見直しを更に促進している。</p> <p>⇒ これまでの数次にわたる公的支援の見直しを実施してきた結果として、平成 28 年度の法科大学院の入学定員(予定)は 2,724 人となる見込みであり、ピーク時(5,825 人(平成 19 年度))から約 55%の定員が削減される予定となっている。また、平成 28 年 3 月 31 日までに募集停止を表明した法科大学院は 31 校に上るなど、公的支援の見直しにより、法科大学院の自主的な組織見直しが着実に進んでいるものと考えている。</p> <p>法科大学院特別委員会においては、推進会議決定における法曹人口の在り方を踏まえ、平成 27 年 11 月に、目指すべき法科大学院の定員規模を当面 2,500 人程度とすべき旨の提言が取りまとめられた。本提言を受け、文部科学省では、「公的支援見直し強化・加算プログラム」の平成 29 年度以降の運用を見直すこととし、平成 27 年 12 月に各法科大学院へ通知したところであり、引き続き、法科大学院の組織見直しを促進していく。</p> <p>(法務省)</p> <p>→ 司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、総務省の勧告で「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成 25 年 1 月 4 日、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどした平成 24 年司法試験の採点実感等に関する意見を公表し、情報提供をより充実させた。</p> <p>また、同勧告で「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供する」とされている点については、平成 24 年 10 月 9 日、法科大学院 1 校から該当する要請があったことから、同月 11 日、同法科大学院に同情報を提供するとともに、以降も該当する要請があったときは、同様の情報提供を行うこととした。</p> <p>→ 「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成 25 年司法試験においても、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込んだ採点実感等を公表した。</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
<p>4 修了者等への支援策</p> <p>法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時の把握はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。</p> <p>修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。</p> <p style="text-align: right;">（文部科学省）</p>	<p>また、「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の合否の情報を提供する」とされている点については、平成25年司法試験においては、要請のあった法科大学院5校に対し、同情報を提供している。</p> <p>⇒ 「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成26年及び27年司法試験においても、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込んだ採点実感等を公表した。</p> <p>また、「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の合否の情報を提供する」とされている点については、平成26年司法試験においては、要請のあった法科大学院12校に、27年司法試験においては、要請のあった法科大学院8校（平成28年3月末現在）に対し、同情報を提供している。</p> <p>平成28年司法試験以降についても上記の取組について引き続き行う。</p> <p>（文部科学省）</p> <p>→ 平成24年7月19日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」では、各法科大学院において率先して修了者の進路状況の正確な把握と充実した就職支援策を進めることが期待される旨を明記するとともに、平成24年7月20日に文部科学省として策定・公表した「法科大学院教育改善プラン」においては、平成24年度から各法科大学院に対し、法科大学院修了者について、進路状況のより正確な把握や就職支援の充実を促すこととしている。</p> <p>これに併せ、文部科学省が、平成23年度から実施している法科大学院修了者の進路に関する調査（過去5年度分）について、継続的な調査の実施により各法科大学院における修了者の進路の把握を促進するため、24年度も調査を実施した。</p> <p>→ 修了者の進路の把握については、平成23年度より、法科大学院修了者の進路に関する調査を継続して実施し、各法科大学院において総合的な集積・管理を行わせることにより、修了者等への就職支援等の充実を図って</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告までの状況及びその後の状況)
	<p>いる。</p> <p>また、これらを踏まえ、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)を受けて、進路指導体制の充実等を始め、学生の希望や適性を踏まえた法曹以外の法律関係専門職や企業法務、公務部門などの多様な進路への的確な対応に向けた検討を進める。</p> <p>⇒ 文部科学省が平成23年度から実施している法科大学院修了者の進路に関する調査を今後も継続することで、法科大学院における修了者の進路状況の把握や、就職支援の充実を促すこととしている。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h24.html)

テーマ名	消費者取引に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成26年4月18日)
関係行政機関	消費者庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p>○ 評価の観点 消費者取引の適正化に関する各種施策が、総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 複雑化かつ多様化する消費者取引に関するトラブルを低減するという課題に対し、国が講じてきた各種の取組により、これらの取組の効果の一面を表象していると考えられる、全国の消費生活相談件数は、平成16年度の約181万8,000件から24年度は約72万2,000件に減少している。</p> <p>また、近年の事業者規制等に係る各法令の改正については、法令改正の契機となったトラブルに係る相談件数の減少や、地方支分部局や都道府県等に対する実地調査及び消費生活相談員に対する意識等調査からも、それぞれ一定の効果が発現していると認められる。</p> <p>これらのことから、数年来、国が講じてきた各種の消費者取引に関する政策は、総体としてみると、一定の効果が発現していると認められる。</p> <p>一方、「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)における消費者取引の適正化に係る施策は、政府全体としては体系化されておらず、消費者基本法(昭和43年法律第78号)において「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」が基本理念として掲げられているのみである。加えて、いつまでにどのようなことを実現するのかといった政府全体としての目指すべき目標が明確でなく、関連する個々の施策の位置付けや相互の関連なども明らかにされていないほか、これらの施策の効果の把握のための指標の設定も不十分となっている。</p> <p>(1) 事業者向け施策 ア 特定商取引法 ① 平成20年の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」)</p>

という。)改正による訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における指定商品・指定役務制の廃止等については、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に関する相談件数が、規制の事前評価で基準としている平成19年度と24年度を比較すると減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

- ② 平成24年の特定商取引法改正による訪問購入の規制対象への追加については、「貴金属等の訪問買取り」に関する相談件数が、改正に向けた一連の措置に伴い、改正特定商取引法の施行前から減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ただし、経済産業局、都道府県等に対する実地調査では、本改正の効果の発現状況について、改正特定商取引法の施行後間もないこと等から、経済産業局及び都道府県の特定商取引法執行担当部署の51.4%が「分からない」と回答しているなど今後の相談件数の推移及び消費者被害の発生状況を注視していく必要がある。

- ③ 特定商取引法における執行権限の機能を十分に発揮していくためには、消費者庁、経済産業局及び都道府県間の積極的な情報共有や連携が特に重要である。

しかし、i)ノウハウ不足等の理由から行政処分等の実績が低調な都道府県、ii)都道府県で執行ネットに適時適切に事案を登録していない状況、iii)複数の都道府県で同一事業者に係る相談があった事案について、経済産業局や関係する都道府県間で情報共有されていたにもかかわらず、都道府県単独で行政処分を実施し、その後も他の都道府県では依然として相談が寄せられている例がみられるなど、特定商取引法における執行権限の機能が十分に発揮されていない。

イ 宅地建物取引業法

平成23年の宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)改正による宅地建物取引業者の勧誘に係る禁止行為の明確化については、マンションの勧誘に関する相談件数が、改正規則の施行後に大きく減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ウ 割賦販売法

① 平成20年の割賦販売法(昭和36年法律第159号)改正による個別クレジット事業者に対する登録制の創設等については、個別クレジットに関する相談件数が、法施行前の平成17年度と24年度を比較すると大幅に減少しており、規制の事前評価で見込まれていた高齢者被害の減少については、特に70歳以上についてその減少割合が全体の減少割合と比べても高いこと等から、効果は一定程度発現していると認められる。

② 個別信用購入あっせんについては、平成20年の割賦販売法の改正により、都道府県知事に報告徴収、立入検査、改善命令及び業務停止命令の権限が一部付与された。しかし、多くの都道府県の割賦販売法指導監督担当部署では、指導監督の実施方針の策定等の法改正への対応がなされておらず、また、法改正による権限付与を承知していない例や、どのような場合に権限を行使できるかについて誤解している例もみられ、付与された権限を行使するための基盤が十分に整備されていない。

エ 貸金業法

平成18年の貸金業法(昭和58年法律第32号)改正による貸金業の適正化のための行為規制の強化等の規制の見直し等については、貸金業者や多重債務、あるいは法改正前に問題とされた取立行為や契約内容等に関する苦情・相談件数が、最も多い年度(貸金業者は19年度、多重債務及び取立行為は20年度、契約内容は21年度)と24年度を比較するといずれも減少していること等から、当初想定されていた効果は一定程度発現しているものと認められる。

ただし、偽装質屋やクレジットカードショッピング枠の現金化業者等による消費者被害がみられること等から、これらの事業者の動向や相談件数の推移及び消費者被害の発生状況を注視していく必要がある。

オ 商品先物取引法

平成21年の商品先物取引法（昭和25年法律第239号）改正による商品先物取引業への横断的な許可制の導入等については、商品先物取引及び海外商品先物取引に関する相談件数が、22年度と24年度を比較すると大幅に減少していることから、効果は一定程度発現していると認められる。

カ 金融商品取引法

- ① 平成21年の金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）改正によるF X業者に対するロスカット取引を適切に行うためのルールの整備等については、金融先物取引業協会の協会が行うF X取引に関する苦情件数が、最も多い平成20年度と24年度を比較すると減少していること、及びF X業者等の未収金が改善され、出来高及び証拠金残高が安定的に増加していることから、効果が一定程度発現しているものと認められる。
- ② 平成23年の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）改正による無登録業者が行った未公開株の売付けを原則無効とすることの導入等については、未公開株に関する相談件数が、最も多い平成22年度と24年度を比較すると減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

キ 老人福祉法

平成23年の老人福祉法（昭和38年法律第133号）改正による有料老人ホームへの入居に係る権利金等の受領の禁止及び入居後一定期間での契約解除の場合の前払金の返還に係る契約の締結の義務付けについては、有料老人ホームの契約・解約に関する相談件数は法施行後も横ばいであるものの、施設数や入居定員数当たりでみると、法施行前に比べて減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ク 法執行・指導監督における消費生活相談情報の活用

P I O - N E Tから得られた情報については、その活用を図っていく余地があるものと考えられ、P I O - N E Tの閲覧環境の整備とその利用の拡大により一層効果的な法執行・指導監督業務の実施が期待される。

一方で、P I O - N E Tの閲覧環境が整備されていない都道府県の法執行・指導監督担当部署に対する、消費生活相談担当部署からの個別相談事案の情報提供についての対応は、都道府県によって区々となっており、中には一切情報提供できないとしているところもみられる。

(2) 消費者向け施策

ア 地方消費者行政活性化交付金による効果の把握

- ① 地方消費者行政活性化交付金の効果について、消費者庁では消費生活相談員の増加等の状況により説明しようとしているほか、消費者被害に遭った人のうち「どこに相談すればよいのか分からなかった」又は「相談する適切な相手がいなかった」人の割合を減少させることにより消費者が安心して消費できる環境整備と公正な市場形成により消費拡大が実現する等の効果を想定しているが、本効果は検証できていない。また、調査した都道府県等では、交付金の効果として相談の質の向上や消費者意識の向上等を定量的に把握しているものはない。
- ② 最も交付額の多い消費者教育・啓発活性化に関する事業の効果については、多くの都道府県等でその効果を把握しておらず、定量的に把握しているものでは、その効果が疑わしい例もみられる。
- ③ 消費生活センターや消費生活相談窓口の設置及び機能強化に関する事業については、消費生活センターを設置した市区町村の中には相談件数やあっせんにより解決した件数が極めて少ないところもみられるなどその効果が不十分となっている。

イ 地方公共団体における消費生活相談の実施

- ① 消費生活相談の現場における基本的な用語である「あっせん」が表す行為や作用、「斡旋解決」が表す状態等が各々の消費生活センター等によって異なっている。また、それらの用語の使われ方の違いが、P I O - N E Tに登録された「斡旋解決」件数の多寡に影響を与え、都道府県等別の総相談件数に対する「斡旋解決」件数の割合（いわゆる「あっせん率」）に差が生じる要因の一つとなっている。
- ② 全国の消費生活センター等において平成24年1月から12月までの間に受け付けた相談の「受付情報」のP I O - N E Tへの登録所要日数は平均33.1日であり、このうち、調査した90消費生活センター等におけるセンター等別の登録所要日数をみると、最も短いところで平均3.8日、最も長いところで平均156.7日となっている。また、「受付情報」の登録の遅れは、下記エのとおり、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者に対する注意喚起の遅れの要因の一つになっていると認められる。

ウ 財産被害に係る消費者事故等の消費者庁への通知

消費者安全法第12条2項に基づく通知（以下「安全法12条2項通知」という。）を行う場合の考え方について、各府省では、全ての消費者事故等の相談を通知としている府省がある一方で、単なる相談は通知しないとしている府省もあるなどその取扱いが区々となっており、各府省の通知件数には大きなばらつきがみられる。また、調査した都道府県の中には、当該制度を承知していないとするところが4割以上みられる。

エ 消費者に対する注意喚起

消費者庁が注意喚起を実施した財産事案に係る13事例に関し、消費生活センター等で受け付けた相談事案について、相談件数が最も多い月から注意喚起が実施された月までの期間が4か月以上となっているものが6事例みられる。

これは、全国の消費生活センター等における「受付情報」のP I O - N E Tへの登録が平均で1か月以上を要していることも要因と認められ、これを解消することにより、更に効果を発現させる余地がある。

オ 民事ルールの活用

消費生活相談員に対する意識等調査結果では、消費者取引の適正化に役立っている取組として、「民事ルールの策定」を挙げた消費生活相談員が60.8%と最も高くなっているなど民事ルールは、相談事案を解決するためのツールとしても有効なものとなっている。

カ 消費者に対する教育・啓発の実施

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の施行に際し作成された「消費者教育の体系イメージマップ」においては、目標を達成するために、どのような機関がどのような役割を果たしていくのかが明確でないなど関係府省における消費者教育に係る取組が一体的に進められていない。

また、調査した都道府県等において、自ら実施する教育・啓発の効果を把握しているものは約3割にとどまっているなど、その効果把握は不十分となっている。

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成27年6月12日）以降に関係行政機関がとった措置である。

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(1) 消費者取引の適正化に関する政策全体の政策目標の設定と指標の明確化 消費者庁は、その司令塔機能を發揮して政府全体としての消費者取引の適正化を推進するため、次の措置を講ずること。</p> <p>① 消費者取引の適正化に向けた政府全体としての具体的な政策目標を設定し、当該目標達成に向けて展開しようとする個々の施策の体系化・構造化を図り、これらを次期消費者基本計画の改定に反映すること。</p> <p>② その際、効果把握のための指標の設定を進めること。 (消費者庁)</p> <p>(2) 個々の施策について講ずべき措置 関係府省は、政府全体として消費者取引の適正化を一層推進する観点から、個々の施策の実施段階において生じている課題を解消し、更なる効果発現に向けた取組を進めるため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>ア 事業者に対する法執行・指導監督の機能強化 (特定商取引法関係)</p> <p>① 特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握等 消費者庁は、特定商取引法の訪問購入に係る規制について、平成24年の改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、規制対象の物品及び規制対象外の物品に係る相談件数の推移並びに消費者被害の発生状況を定期的に把握し、その結果を特定商取引法の規定の施行状</p>	<p>(消費者庁) 平成27年度から31年度までを対象期間とする消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）において、消費者政策の推進により「目指すべき姿」として、消費者の権利が尊重され、安全な商品・サービスを安心して消費できること、消費の効用・満足度が高まり、豊かな消費生活を営めること及び消費者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画することを示した。さらに、この目標達成に向け6つの項目を設け、それぞれの項目の中に個別具体の施策を盛り込むなど、各施策の体系化・構造化を図った。 また、具体的な施策について、取組予定を示す図と説明の文章で構成される工程表を作成し、各施策にKPI（重要業績評価指標）を設定した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>消費者基本計画においては、毎年度、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、1年に1回は工程表を改定すること等とされている。 第1回目の工程表の改定を行うこととし、当該改定素案について、広く一般から意見募集するとともに、消費者委員会の意見も聴取し、消費者政策会議で平成28年6月を目途に決定する予定である。</p> </div> <p>(消費者庁) 規制対象の物品等、規制対象外の物品に係る消費者被害の実態や相談件数を定期的に把握し、平成24年の特定商取引法改正法附則の規定に基づく施行状況の検討を行う際にはその情報を活用していく。 また、現在、消費者委員会特定商取引法専門調査会において、特定商取引法の施行状況の検討が行われており、同調査会において訪問購入に関する検討が行われることとなった際には、同様にその情報を活用して</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>況の検討の際に活用すること。 (消費者庁)</p> <p>② 特定商取引法の執行の機能強化 消費者庁は、特定商取引法における執行権限の機能を十分に発揮していくため、次の措置を講ずること。 i) 都道府県に対し、標準的な調査手法等を提示するなど積極的な支援・助言を行うこと。</p> <p>ii) 都道府県に対し、執行ネットへの調査情報の登録基準を周知</p>	<p>いく。 なお、平成26年度の相談件数は、i) 規制対象物品等が6,700件、ii) 規制対象外の物品が731件であった(平成25年度は、i) 規制対象物品等が6,563件、ii) 規制対象外の物品が781件)。 ※ 相談件数は、平成27年3月31日までのP I O - N E T登録分を基に消費者庁が独自に集計したもの。訪問購入に分類されている相談から、規制対象外物品(特定商取引法施行令第16条の2に定める適用除外物品)に関するものを除いた件数を規制対象物品等に関する相談件数とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成27年度の規制対象物品等に係る相談件数及び消費者被害の発生状況は、平成28年6月を目途に把握する予定である。 また、訪問購入に係る平成25年度及び26年度の相談件数及び被害の発生状況については、平成27年7月の消費者委員会特定商取引法専門調査会に報告するなど、特定商取引法の施行状況の検討に活用した。消費者委員会からは、平成28年1月7日、新たな規制逃れ事案について、訪問購入の成立に関する解釈を通達等で明らかにすべき等との特定商取引法専門調査会報告書を踏まえ、必要な取組を進めることが適当である旨の答申が行われた。今後、答申を踏まえて、通達改正等の対応を予定している。 また、平成24年の特定商取引法改正法附則に規定された訪問購入に係る物品の占有を確実に回復し又は保持することができるようにするための制度について検討している。</p> </div> <p>(消費者庁)</p> <p>i) 平成26年5月22日～23日に開催した執行初任者研修及び同年11月11日～13日に開催した執行専門研修において、各経済産業局及び都道府県の執行担当職員に対し、当庁の標準的な執行ノウハウに関する講義を実施した。また、執行専門研修の資料は標準的な執行ノウハウについて記載しているものである。本資料は研修参加者及び研修に参加していない都道府県にも配布済みであり、当庁において都道府県等からの問合せなどに対応している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) 平成27年5月12日に開催した執行初任者研修及び同年9月29日～10月1日に開催した執行専門研修において、前年度同様、講義を実施するなどした。</p> </div> <p>ii) 平成26年11月に実施した執行専門研修において、執行ネットへの調査情報の登録基準を周知し、適時</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>し、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有を要請すること。</p> <p>iii) 広域的な被害が疑われる事案について、都道府県等との情報共有及びその対応に係る協議を行う場を設けるなどにより、都道府県等と積極的な連携を図ること。 (消費者庁)</p> <p>(割賦販売法関係)</p> <p>③ 都道府県が担う指導監督業務の支援強化 経済産業省は、都道府県が割賦販売法に基づき適切な指導監督を実施できるよう、都道府県に対し、実施方針の策定を含めた立入検査等の指導監督のノウハウの習得などについての支援・助言を行うこと。 (経済産業省)</p>	<p>適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有を、都道府県からの出席者に対して要請した。また、本研修不参加の都道府県に対しては、「特商法執行NETの登録事項の連絡について」(平成26年11月11日付け消費者庁取引対策課)により、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有の要請を行った。</p> <p>ii) 平成27年9月29日～10月1日に実施した執行専門研修において、前年度同様、執行ネットへの調査情報の登録基準を周知し、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有を要請した。</p> <p>iii) 経済産業局と都道府県との連絡会議の場を活用して、悪質な行為が広域的に行われるような事案についての情報共有及びその対応を議題として協議(※)を実施しており、勧告を踏まえ、複数の都道府県等で対応が必要な事案について、単独の都道府県で対応することがないように積極的に連携していく。 ※ 平成26年4月1日～27年3月31日まで延べ42回開催し、54地方公共団体が参加</p> <p>iii) 前年度同様、協議(※1)を実施し、積極的に連携を図った。 例えば、平成27年度は、中国経済産業局と山口県、広島県及び岡山県が連携を図り、中国地方で被害が集中していた事案について行政処分(※2)を実施した。 ※1 平成27年4月1日～28年3月31日まで延べ62回開催し、54地方公共団体が参加 ※2 平成27年11月24日、家庭用温熱治療器等の訪問販売業者に対し、中国経済産業局と広島県及び岡山県が同日処分 平成28年2月19日、住宅リフォームの訪問販売業者に対し、中国経済産業局及び山口県が同日処分</p> <p>(経済産業省) 毎年度、経済産業省職員、各都道府県の割賦販売法に基づく事務を担当する職員を対象とする研修を実施しており、平成26年10月に実施した本研修の募集に際しては、これまで参加実績のない都道府県の担当者に対して重点的に参加の呼びかけを行った。 また、研修に際しては、参加都道府県の担当者に対して、委任されている個別信用購入あっせん業等の指導監督権限について改めて周知を行ったほか、研修に参加できない都道府県の担当者に対しても、研修後に用いた資料を送付し、質問・相談を受け付けることとした。 なお、次年度以降は当該研修の募集に際し、都道府県担当部署の担当者への案内だけでなく、担当部署の管理職への参加要請を実施することとする。</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>(貸金業法関係)</p> <p>④ ヤミ金等による消費者被害の発生の態様等の把握等 金融庁は、貸金業法上の登録業者ではないヤミ金等について、消費生活相談情報を集計・分析することにより、消費者被害の発生の態様等を把握するとともに、消費者庁、警察庁等と連携し、消費者に対する積極的な注意喚起等を行うこと。 (金融庁)</p> <p>イ 消費生活相談情報の法執行・指導監督業務への活用促進 消費生活センター等が受け付けた相談情報の活用により、一層効果的な法執行・指導監督の実施を図るため、次の措置を講ずること。 i) 国土交通省は、地方整備局のP I O-N E Tの閲覧環境の整備を進め、その活用を図ること。 また、金融庁は、本庁及び財務局のP I O-N E Tの活用の拡大を図ること。 (国土交通省、金融庁)</p>	<div data-bbox="694 293 1401 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成27年度も、研修を6月に実施し、各都道府県からは前年度を上回る数の職員が参加した。なお、研修の募集の際には、都道府県の内部で管理職へも情報が共有されるようにしたが、平成28年度については、更に管理職への直接の参加要請も実施する。また、平成27年度同様、研修に参加できない都道府県の担当者に対しても、研修後に用いた資料を送付し、質問・相談を受け付けることとした。</p> </div> <p>(金融庁) ヤミ金等については、平成26年4月より、P I O-N E Tの閲覧頻度を数箇月に1回から週1回に見直し、新たな手口や消費者被害の発生の態様等の早期把握に努めている。 また、新たな手口等が確認された場合には、消費者庁、警察庁等と連携し、速やかに消費者に対する注意喚起を行うなど、積極的に対応する方針としている。 なお、勧告後において、対応が必要な事案は認められない。</p> <div data-bbox="694 1048 1401 1238" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成27年度においても、ヤミ金等については、週1回、P I O-N E Tを閲覧し、新たな手口や消費者被害の発生の態様等の早期把握・分析に努めている。 なお、平成27年度においても、新たな手口が確認されるなど対応が必要な事案は認められない。</p> </div> <p>(国土交通省) 地方整備局等におけるP I O-N E Tの閲覧環境の整備については、国土交通省から消費者庁に対し依頼を行い、閲覧環境の整備を完了させるとともに、平成26年8月19日付けで各地方整備局等宛てに同システムの活用を図る旨通知した。</p> <div data-bbox="694 1659 1401 1809" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各地方整備局等において、P I O-N E Tの利用を行っており、月に10回程度相談情報の確認を行っている地方整備局もあり、苦情相談等が寄せられた企業の関係情報の収集等に活用された。</p> </div> <p>(金融庁) 平成26年4月より、週1回、P I O-N E Tを閲覧し、消費生活センター等が受け付けた登録貸金業者に係る相談情報の確認を行っており、確認した情報は必要に応じ財務局に還元している。 財務局に対しては、勧告後直ちに、勧告内容を周知するとともに、P I O-N E Tの活用拡大を図り情報</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>ii) 消費者庁は、都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E Tの閲覧環境の整備方針を明らかにし、その推進を図ること。 また、都道府県等の消費生活相談担当部署によって取扱いが異なる相談情報の提供の考え方の違いについて実態を把握すること。これを踏まえ、P I O-N E Tから得られる情報の提供に関し、標準的なルールを示すとともに、都道府県等に対し、当該ルールに沿った運営や消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署への相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう要請すること。</p> <p style="text-align: right;">(消費者庁)</p> <p>iii) 金融庁、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、都道府県に対し、すでにP I O-N E Tの閲覧環境が整備されている場合にはその活用を図ることを要請するとともに、同環境が整備されていない場合には、①P I O-N E Tの</p>	<p>の収集を強化するよう指示した(平成26年4月)。また、財務局での活用拡大を図るため、新たに貸金業担当者専用アカウントの取得や操作マニュアルの作成、効果的な検索手法の還元等のフォローアップを実施した(平成26年5月)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成27年度においても、週1回、P I O-N E Tを閲覧し、消費生活センター等が受け付けた登録貸金業者に係る相談情報の確認を行っており、確認した情報は必要に応じ財務局に還元している。</p> <p>また、全ての財務局において定期的にP I O-N E Tを閲覧(多い財務局では週に数回程度)しているほか、注意喚起を行うような新たな手口等の事案ではなかったが、ヤミ金に関する情報が確認されたことから、消費生活センターへ当該ヤミ金の口座情報について追加照会を行うなど、監督実務においてP I O-N E Tの活用拡大を図った。</p> </div> <p>(消費者庁) 都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E T閲覧環境の整備方針及び都道府県等の消費生活相談担当部署における相談情報の提供方針の実態把握のため、平成26年12月に都道府県等に対してアンケート調査を実施した。当該調査結果を踏まえ、都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E Tの閲覧環境は当面の間拡大しない方針とし、都道府県等の消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署へのP I O-N E Tから得られる情報の提供に関する標準的なルールを「都道府県の法執行・指導監督担当部署に対するP I O-N E T情報の提供に関する指針」(平成27年3月30日消費者庁消費者教育・地方協力課策定)において示した。さらに、同日付けの「法執行担当部署とのP I O-N E T情報の共有について」(各地方公共団体消費者行政担当課長宛て消費者庁教育・地方協力課長名事務連絡)により、相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう都道府県等への要請を行った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう都道府県等への要請を行った以降の情報提供回数等の状況について、従来から実施している「地方消費者行政の現況調査」を活用し、平成28年10月を目途に把握するとともに、引き続き都道府県等に対し、要請を行っていく。</p> </div> <p>(金融庁) 都道府県に対しては、財務局を通じて、勸告内容を通知(平成26年4~5月)するとともに、P I O-N E Tの活用拡大を図ること等による情報の収集を強化するよう要請した。また、貸金業監督者会議(平成26年4~6月)において財務局より重ねてP I O-N E Tの活用等を要請した。</p>

勸 告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>閲覧環境の整備又は②上記 ii) の仕組みの構築により法執行・指導監督担当部署におけるこれらの情報の活用を要請すること。 (金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>消費者庁から都道府県へ P I O - N E T の情報提供に関する指針が示された(平成27年3月)ことを踏まえ、財務局を通じ、貸金業監督者会議(平成27年11月)において、勧告内容を周知するとともに、当該指針を都道府県に説明し平成27年度においても P I O - N E T の活用拡大を図ること等による情報収集を強化するよう要請した。</p> <p>(厚生労働省) 消費者庁において平成27年3月30日付けで策定された「都道府県の法執行・指導監督部署に対する P I O - N E T 情報の提供に関する指針」を踏まえ、速やかに都道府県等への要請を行う。</p> <p>平成27年4月1日付け事務連絡「法執行・指導監督の実施に当たっての P I O - N E T 情報の活用について」により、P I O - N E T 情報の活用について都道府県等へ要請を行い、周知しているところである。</p> <p>(経済産業省) 各地方経済産業局において、平成26年度に P I O - N E T の閲覧環境が整備されている都道府県に対して利活用を周知した。 今後、消費者庁において平成27年3月30日付けで策定された「都道府県の法執行・指導監督部署に対する P I O - N E T 情報の提供に関する指針」を踏まえ、改めて、割賦販売法の指導監督業務に利活用するよう周知する。</p> <p>「都道府県の法執行・指導監督部署に対する P I O - N E T 情報の提供に関する指針」を踏まえ、改めて、平成28年1月29日付け事務連絡「消費生活相談情報の法執行・指導監督業務への活用促進について」により、都道府県に対して、P I O - N E T 情報を割賦販売法の法執行・指導監督業務に利活用するよう周知した。</p> <p>(国土交通省) 消費者庁において平成27年3月30日付けで策定された「都道府県の法執行・指導監督部署に対する P I O - N E T 情報の提供に関する指針」を踏まえ、速やかに都道府県等への要請を行う。</p> <p>各都道府県に対し、宅地建物取引業者の指導監督における P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム)の活用及び消費生活行政担当部局との連携について、平成27年4月15日付けで要請を行った。</p>
<p>ウ 地方消費者行政活性化交付金事業の効果検証 消費者庁は、地方消費者行政活性化交付金事業の効果的かつ効率的な実施を図るため、次の措置を講ずる</p>	

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>こと。</p> <p>i) 全体としての事業実施のねらいや期待される効果を明らかにし、効果把握のための指標を設定した上で、その効果を検証すること。</p> <p>ii) 特に、同交付金投入の割合が高い消費者教育・啓発に関する事業及び消費生活センター等の設置・機能強化に関する事業については、これらの事業類型ごとの目標を設定し、目標の達成状況を把握するための指標を設定した上でその効果を検証すること。</p> <p>iii) 都道府県等がこれらの交付金により実施する個々の事業の効果を把握・検証し、それを踏まえ同交</p>	<p>(消費者庁)</p> <p>i) 平成26年度地方消費者行政の現況調査、都道府県推進計画等を踏まえつつ、全体としての事業実施により期待される効果等を改めて明らかにした上で、有識者からの意見聴取をするなどして、効果把握のための指標の設定及びその効果の検証方法について検討し、27年度前半を目途に効果検証を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) 「地方消費者行政強化作戦」において、交付金事業の主な目的を「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備する」こととし、有識者からの意見聴取をするなどして事業類型ごとの目標、指標を設定した上で、従来から実施している「地方消費者行政の現況調査」を活用して進捗状況を把握し、平成27年12月に公表した。</p> <p>事業の効果については、ある程度発現していると認められる一方、小規模市町村を中心に相談体制の実質的な強化の面で課題が残っており、引き続き支援することが必要であると認められた。</p> </div> <p>ii) 上記 i) の取組とあわせて、事業類型ごとの目標及び目標を達成するための指標は、平成26年度地方消費者行政の現況調査、都道府県推進計画等を踏まえ、消費生活センター等の設置強化事業についても効果把握のための指標の設定及びその効果の検証方法について検討し、27年度前半を目途に効果検証を実施する。</p> <p>また、消費者教育・啓発に関する事業については、消費者教育の的確な推進に係る勧告(項目(2)キ)を踏まえ、今後検討していく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ii) 特に、消費生活センター等の設置・強化に関する事業については、消費生活センターの設立が①人口5万人以上の市町村においては全て、②人口5万人未満の市町村においてはその50%以上とすることなどを目標に定めた上、それらの達成状況を把握することにより効果を測定した。</p> <p>その結果、市町村単位での窓口整備が進んでいると評価できる一方、小規模市町村を中心に相談体制の実質的な強化の面で課題が残っており、引き続き支援することが必要であると認められた。</p> <p>なお、消費者教育・啓発に関する事業については、消費者教育の的確な推進に係る勧告(項目(2)キ)を踏まえ、平成28年度に行う「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月閣議決定)の中間的な見直しに向けて、引き続き検討していく。</p> </div> <p>iii) 平成26年度地方消費者行政の現況調査、都道府県推進計画等を踏まえ、27年度中に予算の交付決定における仕組みを構築する。</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>付金の交付に当たって活用する仕組みを構築すること。 (消費者庁)</p> <p>エ 消費生活相談の的確な実施の推進 消費者庁は、都道府県等における消費生活相談の的確な実施を推進し、その実施状況や効果を把握するための指標の一つとして「あっせん率」及び「被害回復額」を活用するため、国民生活センターと連携し、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 消費生活相談における「あっせん」については、「消費生活相談対応マニュアル」に沿った取組が的確に捕捉できるように、P I O - N E T への相談情報の入力・分類基準を策定すること。</p> <p>ii) 消費生活相談における「斡旋解決」、「被害回復額」等については、定義を明らかにするとともに、その基本的考え方や標準となる基準を示し、加えて、その考え方や基準に沿った取組が的確に捕捉できるように、P I O - N E T への相談情報の入力・分類基準を策定すること。</p> <p>iii) 上記 i) 及び ii) に沿った消費生活相談業務の運用が行われるよう都道府県等に支援・助言・要請を行うこと。 (消費者庁)</p>	<p>iii) 都道府県等が交付金により実施する個々の事業の効果を把握・検証した結果、効果的な相談体制整備の推進を図るため、消費生活センター設置カバー率上昇幅や消費生活相談員配置カバー率上昇幅等を加味した交付金の仕組みを構築し、当該内容を交付金交付要綱に盛り込むために平成 28 年 1 月に改正した。</p> <p>(消費者庁) 平成27年3月30日付けで「P I O - N E T 入力時における「あっせん」、「斡旋解決」の考え方等について」(各地方公共団体消費者行政担当課長宛て消費者庁消費者教育・地方協力課長名事務連絡。以下「考え方等」という。)を発出するなど、以下のとおり取り組んでいる。</p> <p>i) P I O - N E T への相談情報の入力が、「消費生活相談対応マニュアル」の「あっせん」の定義と整合性が取れているかについて点検を行い、「考え方等」で入力ルールを策定した。</p> <p>ii) 「考え方等」において、P I O - N E T への相談情報の入力における「斡旋解決」及び「被害回復額」について定義を明らかにした。「斡旋解決」については、その定義を踏まえた入力ができるように、入力ルールを策定し「考え方等」において明らかにした。なお、「被害回復額」については、定義に基づく現行 P I O - N E T 版マニュアルに沿った試行的な入力が行われているが、平成27年10月の P I O - N E T 刷新において新たに「被害回復額」に係る入力項目が追加されるとともに、27年9月に「消費生活相談カード記載要領」が改訂されることとなったことから、現行 P I O - N E T での試行状況を踏まえ、同記載要領において次期 P I O - N E T における入力分類基準を策定する。</p> <p>ii) 「被害回復額」について、平成27年9月28日の P I O - N E T 刷新に伴い、新たに「被害回復額」に係る入力項目を追加するとともに、同年9月に改訂された「消費生活相談カード記載要領」において、入力分類基準を策定した。</p> <p>iii) 消費生活相談業務の運用が適切に行われるよう、「考え方等」において、「あっせん」及び「斡旋解決」に係る入力ルールを都道府県等に周知し要請を行うとともに、「被害回復額」については、現行 P I O - N E T での適切な入力に資するよう平成27年2月6日に「P I O - N E T への救済金に関する入力</p>

勧 告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>オ P I O - N E T への情報登録の迅速化</p> <p>消費者庁は、登録される情報の有用性にも留意しつつ、P I O - N E T を活用した相談情報の共有、消費者への注意喚起及び事業者指導等の迅速化を図るため、次の措置を講ずること。</p> <p>i) P I O - N E T が消費者への注意喚起及び事業者指導等の有効な情報源となっていることを踏まえ、P I O - N E T への登録に長期間を要している都道府県等に対し、登録の迅速化を要請すること。</p> <p>ii) 国民生活センターの中期目標の一つである「P I O - N E T 刷新後における相談受付からP I O - N E T に登録されるまでの平均日数を10日以内に短縮すること」の</p>	<p>(消費者行政の「見える化」)について【主な事例集】を周知した。次期P I O - N E T における入力分類基準については、平成27年9月策定予定の上記記載要領の配布にあわせ、要請を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>iii) P I O - N E T 2015 における入力分類基準については、都道府県等に対し、平成 27 年 9 月に策定した上記記載要領の配布を行い、周知とこれに基づく入力を要請した。「被害回復額」については、入力マニュアルを変更する必要が生じたことから、平成 28 年 7 月中を目途にマニュアルの見直しを行い、都道府県等に周知、要請を行う予定である。</p> </div> <p>(消費者庁)</p> <p>i) 平成26年11月6日に「P I O - N E T への早期登録について」(消費者庁消費者教育・地方協力課名事務連絡)を发出し、各地方公共団体の消費者行政担当課長宛てにP I O - N E T の早期登録を要請したほか、26年11月から同年12月までに実施された都道府県等向けのP I O - N E T 刷新に関する説明会において、都道府県等に対し、現行P I O - N E T への登録の迅速化を要請した。</p> <p>また、P I O - N E T 刷新では、登録日数短縮のため、地方公共団体等の理解と協力を得て、入力項目の削減を実施するとともに、事業者名や件名といった一部の項目について、仮登録データとして他機関の閲覧に供する仕組みを導入するなどの方策を進め、平成27年夏頃に実施される新P I O - N E T 操作研修等において、この仕組みを踏まえた一層の登録迅速化を要請する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) P I O - N E T 刷新では、地方公共団体等の理解と協力を得て、登録日数の短縮のため、入力項目の削減を実施するとともに、事業者名や件名といった一部の項目について、仮登録データとして他機関の閲覧に供する仕組みを導入し、P I O - N E T を活用した相談情報の共有の迅速化を図った。</p> <p>平成27年7月から9月までに実施されたP I O - N E T 2015操作研修において、この仕組みを周知するとともに、一層の登録迅速化を要請した。</p> </div> <p>ii) P I O - N E T 刷新にあわせて改訂予定の「消費生活相談カード記載要領」について、平成 27 年 10 月までに国民生活センターと協議して結論を得て必要な改訂等を行えるよう、同センターの業務運営の的確な管理を行う。</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>達成に向け、消費生活相談カード記載要領の改訂等の同法人の業務運営の的確な管理を行うこと。 (消費者庁)</p> <p>カ 財産被害の通知制度の運用の的確化 消費者庁は、財産被害に係る安全法12条2項通知の有効性及び効率性の確保を図るため、次の措置を講ずること。 i) 安全法12条2項通知の活用状況と効果を検証すること。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ii) 平成27年9月まで「消費生活相談カード記載要領」について国民生活センターと協議を行い、同月にP I O - N E T刷新に併せて必要な改訂をする等の同センターの業務運営の的確な管理を行った。</p> </div> <p>(消費者庁)</p> <p>i) 安全法12条2項通知の活用状況と効果について、勧告を踏まえて検証を行ったところ、当該通知に基づく情報の集約、分析を行った上で、国会等への報告、消費者安全法に基づく注意喚起の措置等に活用されている。また、事業者名公表の注意喚起を行った後には当該事業者に関する消費者の相談がなくなった事案があることなどから、その効果が認められることを確認した。</p> <p><活用例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全法12条2項通知に基づく情報を取りまとめ、「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」として、国会及び消費者委員会に報告。また、当該報告書は当庁ホームページに掲載して公表 ○ 消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、以下のとおり消費者安全法に基づく措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県等に提供するとともに、当庁ホームページに掲載するなどにより公表し、消費者への注意喚起を実施 (平成25年度7件) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">平成 26 年度 10 件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">平成 27 年度 9 件</div> ② 上記①の情報を関係府省や関係民間事業者提供 (平成25年度42件) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">平成 26 年度 48 件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">平成 27 年度 25 件</div> ③ 多数消費者財産被害事態に該当し、他の法律に基づく措置がない場合 (いわゆる隙間事案) については、当該事態を発生させた事業者に対して勧告を実施 (平成25年度2件) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">平成 26 年度 0 件</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">平成 27 年度 0 件</div> <p><同通知による情報等に基づく措置の効果例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有料老人ホームの運営を装って社債募集をしている事業者に関する注意喚起の事案では、その3か月後には相談がなくなるなど、多くの事案で注意喚起後の相談件数が減少 ○ 平成25年12月に、代金を事前に払い込ませ商品を届けずに通信販売事業者とレンタルサーバー契約をしている事業者に情報提供をしたところ、同事業者において当該契約を解除

勧 告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>ii) その上でマニュアルの見直し、改訂を行うなど安全法12条2項に基づき通知すべき事項の一層の明確化を図ること。</p> <p>iii) 関係府省及び都道府県等に対して、上記の明確化を図った事項の周知を徹底するとともに、当該事項を踏まえた的確な運用を要請すること。 (消費者庁)</p>	<div data-bbox="695 293 1401 674" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 27 年度における安全法 12 条 2 項通知情報に基づく措置の効果例は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年 6 月に、事業実体がないのに、医療福祉・介護サポート事業を行っていると装い、自社の社債購入者を募集していた事業者に関する注意喚起を行ったところ、相談件数が減少 ○ 平成 28 年 1 月に、サイトの利用事実がないのに有料動画サイトの未払料金等があるなどとして料金を請求していた事業者に関する注意喚起を行ったところ、相談件数が減少 </div> <p>ii) 本件勧告後において、都道府県等に対して発出した注意喚起の周知文（「消費者安全法第 38 条第 1 項の規定に基づく情報提供について」（平成 26 年 4 月 18 日付け消政策第 130 号））から、当該勧誘事例が通知すべき「消費者事故等の態様」を具体的に示す事例である旨を明記し、類似の事案等があった場合には、消費者庁に対して通知するよう要請している。</p> <p>また、平成 27 年 3 月 27 日に、以下の事項等について「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂を行い、通知すべき事項の一層の明確化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全法 12 条 2 項通知の趣旨及び i) で検証した活用状況を新たに記載 ○ 「消費者事故等」の要件及び「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の解説をより詳細に記載 ○ 「消費者事故等の態様」について、新たに具体例を作成し、行為別及び商品別の一覧表に整理して記載 <p>iii) <関係府省庁に対する周知・要請> 平成 27 年 3 月 30 日に消費者庁次長から関係府省庁に対して要請文書（「「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂について（依頼）」（消政策第 131 号、消安全第 96 号、消費者庁次長通知））とともに改訂マニュアルを送付した。これに先立ち、次官連絡会議（平成 27 年 3 月 27 日）において、改訂マニュアルに基づいた的確な運用が行われるよう依頼した。</p> <p><都道府県等に対する周知・要請> 平成 27 年 3 月 30 日に、都道府県等に対して改訂マニュアルを送付して明確化を図った事項を周知するとともに、当該事項を踏まえた的確な運用を「「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂について（依頼）」（消政策第 132 号、消安全第 97 号、消費者庁次長通知）により要請した。</p> <div data-bbox="695 1917 1401 2063" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>iii) <関係府省庁に対する周知・要請> 平成 27 年 4 月 17 日に、マニュアルの改訂に伴い、関係府省庁担当者を招致して消費者事故等の通知の</p> </div>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>キ 消費者教育の的確な推進 消費者庁は、消費者教育推進法の理念の下に、消費者教育を前面に立って実施する都道府県等が、消費者教育の対象者の属性や特性に応じ、効果的に消費者に対する教育・啓発を進めるために、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 関係府省と連携し、学校や見守り体制等の既存のネットワークも含め、関係する機関等の役割分担を明確にし、実施内容の充実や重点化を図るための方策を示すこと。</p>	<p>改訂マニュアルの説明会を開催し、明確化した事項の説明を行うとともに、改訂マニュアルの的確な運用を要請した。</p> <p>これに加え、特に消費者事故等の通知に関係の深い6省庁に対し、平成27年3月～6月に担当者が個別訪問し、通知に関する要請と意見交換を行った。</p> <p>また、平成27年9月30日、消費者政策担当課長会議において、消費者庁次長及び消費者政策課長から、改訂マニュアルに基づく消費者事故等の通知の実施及び周知徹底について依頼した。</p> <p>その後、改訂マニュアルの運用開始後半年が経過したことから、平成27年11月26日に実務担当者レベルの各省庁連絡会議を開催し、消費者事故等の通知に関する現状の聴取、通知制度及び改訂マニュアルへの意見聴取、意見交換を行うとともに、再度、通知への協力を依頼した。</p> <p><都道府県等に対する周知・要請></p> <p>平成27年9月から11月にかけて開催した、消費者行政全般について、地域ごとの幹事地方公共団体との意見交換の場である消費者行政ブロック会議の場で、マニュアルの改訂に関する資料配布を行い、地方公共団体の消費者行政担当者への周知を依頼した。</p> <p>平成27年4月24日、都道府県等消費者政策担当課長会議において、消費者政策課長から、改訂マニュアルに基づく消費者事故等の通知の実施及び周知徹底について依頼した。</p> <p>平成27年5月22日に消費者庁で開催した情報検討ネットワーク情報交換会（地方公共団体の消費生活センターの相談員が参加）において、マニュアルの改訂に関する資料配布を行い、地方公共団体の消費者行政担当者への周知を依頼した。</p> <p>(消費者庁)</p> <p>i) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定。以下「基本方針」という。）において、国や地方公共団体の施策の指針のほか、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教職員、消費生活相談員、地域福祉関係者、その他の幅広い消費者教育の担い手の指針などを整理して、関係機関等の役割分担を示している。</p> <p>こうした中、消費者教育推進会議の小委員会である消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会及び地域連携推進小委員会では、平成25年12月か</p>

勸告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>ii) 消費者教育推進基本方針の中間的な見直しに向けて、消費者教育施策の推進を図るための目標及び当該目標の達成状況を測るための指標を設定した上で、消費者教育推進法に基づく円滑な施策の推進が図られるよう評価・検証を行うこと。 (消費者庁)</p>	<p>ら基本方針で明示した「今後検討すべき課題」について段階的に検討を行っているところであり、勸告をも踏まえ、内容の充実や重点化を図るための方策を示すべく、更なる検討を行ってきた。平成27年3月には、これまでの議論を踏まえて「消費者教育推進会議取りまとめ」を公表し、一定の結論を得た。このうち、関係機関等の役割分担の観点では、消費生活センターについて、基本方針で示された役割である消費者教育の拠点化を実現するための機能や役割を、明確化した。</p> <p>また、消費者教育の推進における学校や見守り体制等の既存のネットワークも含めた関係機関等の役割分担の明確化については、当該「消費者教育推進会議取りまとめ」において、学校教育関係者、消費者団体及び福祉団体・福祉関係者のネットワークといった消費者市民社会の形成に参画する多様な主体の活動への期待という形で整理した。平成27年度以降も消費者教育推進会議で検討を行い、関係する府省とも連携しつつ、その機能と役割を明確化していく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) 平成27年7月以降、第2期消費者教育推進会議において、文部科学省、内閣府、金融庁、法務省及び環境省からそれぞれ「学校等における消費者教育」、「食育」、「金融経済教育」、「法教育」及び「環境教育」の実施状況についてヒアリングを行った。引き続き、関係府省とも連携しつつ、関係機関等の機能と役割を明確化した上で、機能と役割に応じた消費者教育の実施内容の充実や重点化を図るための方策を検討する。</p> </div> <p>ii) 消費者教育推進のための指標化については、基本方針において「今後検討すべき課題」として認識している中、総務省の調査も踏まえ、消費者教育推進会議等で議論を行い、平成26年度の「地方消費者行政の現況調査」より、調査項目（消費者教育・啓発・広報事業について効果測定の手段等を追加等）を見直した。</p> <p>平成28年度に予定している基本方針の中間的な見直しに向けて、消費者教育推進会議の議論や勸告も踏まえ、消費者教育施策の推進を図るための目標及び当該目標の達成度を測る指標を設定し、消費者教育の推進が図られるよう評価・検証を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ii) 基本方針の中間的な見直しに向けて、平成28年度中に指標を設定し、評価・検証を行う。</p> </div>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h26.html)

イ 評価の結果の政策への反映状況

テーマ名	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：平成 27 年 10 月 23 日)
関係行政機関	内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果については、205～209 ページを参照

意見	政策への反映状況
<p>(1) 都道府県の目標設定の支援 国と都道府県が一体となって食育を推進していくため、国の目標について、都道府県に対してできるだけ丁寧な説明を行い、情報を提供していくなど、都道府県が国と連携した目標の設定を検討することを支援することが適当である。 (内閣府)</p>	<p>(内閣府) 国と都道府県が一体となって食育を推進していくため、平成 27 年 12 月 21 日に都道府県食育推進担当主管課長会議を開催し、各都道府県及び政令市に対して、第 3 次食育推進基本計画（平成 28 年 3 月作成）の骨子を説明し、第 3 次食育推進基本計画の個別目標ごとに、①目標設定の必要性、②データソース、③調査項目（アンケートの設問等）、④現状値及び目標値、⑤関係施策（平成 27 年度までの直近 5 年間の施策）につき、資料を用いて丁寧に説明するとともに、都道府県においてもできる限り国と連携した目標が設定されるよう検討を依頼するなど、都道府県が目標の設定を検討するための支援を行った。 なお、平成 28 年 4 月から、内閣府が担当していた食育推進業務については、内閣府から農林水産省へ移管される。</p>
<p>(2) 望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応 食育を国民運動として推進しはじめてから 10 年が経過したが、食生活を重視しない人の存在など生活スタイルの変化や一人暮らし高齢者の増加など家族の状況も様々になってきている。こうした様々な状況へ対応した食育を推進していくことが適当である。 (内閣府)</p>	<p>(内閣府) 第 3 次食育推進基本計画においては、特に若い世代において食に関する知識や意識等の面で他の世代より課題が多いことや、家庭生活の状況が多様化する中で、家族や個人の努力のみでは健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況も見受けられることを踏まえ、今後 5 年間に特に取り組むべき重点課題の中に、 ① 「若い世代を中心とした食育の推進」を盛り込み、SNS 等を通じた若い世代にとって効果的な情報提供や、地域等での共食によるコミュニケーションを通じて、食に関する理解や関心を深められるように食育を促進するとともに、 ② 「多様な暮らしに対応した食育の推進」を盛り込み、子供や高齢者等を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるよう、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の提供等を行う食育を推進することとした。 なお、平成 28 年 4 月から、内閣府が担当していた食育推進業務は、内閣府から農林水産省へ移管される。</p>
<p>(3) 栄養教諭制度の効果の把握等 子どもに対する食育については、保護者を始め、担任など様々な場面で子どもの指導に関わっている者が</p>	<p>(文部科学省) 食育指導体制に関する調査研究協力者会議において、栄養教諭が配置されている学校を対象に調査を行った結果、児童生徒等に対する指導、教職員間の連携・協力、</p>

意見	政策への反映状況
<p>一体的に進めているものであるが、その中で栄養教諭は学校における食育の中核を担っていることから、栄養教諭等の配置による効果を把握することが適当である。</p> <p>また、食に関する指導に係る全体計画については、ほぼ全ての学校において作成されており、学校における食に関する指導をより充実させるためにも、全体計画の評価の実施について指導することが適当である。</p> <p>さらに、食生活学習教材については、更に学校現場の意見を反映させた内容の充実を図り、その利用を促進することが適当である。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p> <p>(4) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第2次基本計画における目標の見直し並びに糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業の効果の把握</p> <p>第2次基本計画の目標である「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合」については、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を含む生活習慣病全般の予防や改善のための食育の推進状況が適切に測れるよう、目標を見直すことが適当である。</p> <p style="text-align: right;">(内閣府・厚生労働省)</p> <p>また、糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業は、事業の内容や規模とは釣り合わない大きな目標に照らして評価されているため、中間段階での指標や具体的な活動実績に基づき、事業の効果を把握することが適当である。その際、少額の事業が多いことを踏まえ、評価のために過度の作業負担が伴わないよう評価手法を検討することが適当である。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>	<p>家庭・地域に対する貢献といった中で、栄養教諭の配置による効果が把握されたとの報告が平成28年3月にあったところである。</p> <p>都道府県教育委員会に対して、平成28年5月に開催する健康教育行政担当者連絡協議会等において食に関する指導に係る全体計画に基づく取組状況について評価を実施するよう周知する予定である。</p> <p>小学生向けの食育の教材については、現場の意見を反映して新たな教材を作成し、全国の小学校に配布するとともに、平成28年3月にホームページに掲載した。</p> <p style="text-align: right;">(内閣府・厚生労働省)</p> <p>第3次食育推進基本計画においては「生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合」を目標とし、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）のみならず、エネルギーや食塩の過剰摂取等に代表されるような栄養等の偏り、朝食欠食等の食習慣の乱れに起因する、肥満ややせ・低栄養等生活習慣病全般の予防や改善のための食生活の実践状況を把握するとともに、健康寿命の延伸につながる食育を推進することとした。</p> <p>なお、平成28年4月から、内閣府が担当していた食育推進業務は、内閣府から農林水産省へ移管される。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p> <p>糖尿病予防戦略事業については、平成27年度の事業実施結果を踏まえ、効率的な評価手法及び中間段階での評価について検討する。</p> <p>8020運動推進特別事業については、これまでの歯の本数に着目した評価に加え、かみ合わせ等口腔機能に着目した評価指標を検討する予定である。</p>

意 見	政策への反映状況
<p>(5) 農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標の測定値の把握方法等の見直し 第2次基本計画の目標である「農林漁業体験を経験した国民の割合」については、測定値の把握方法その他適切な見直しを行うことが適当である。</p> <p>(農林水産省)</p>	<p>(農林水産省) 第3次食育推進基本計画において、農林漁業体験を経験した国民の割合の目標値を、把握する調査の対象が「世帯」の割合であることが明確となるよう、見直しを行った。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html)

3 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

ア 租税特別措置等に係る政策評価の点検

各行政機関が平成28年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に沿って、政策目的に向けた手段としての「有効性」に重点を置いて点検を実施した。対象とした評価書は、税制改正要望時に送付を受けた12行政機関に係る105件であり、平成27年10月27日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、関係行政機関に通知し、公表した。

評価書 105 件のうち、当初から分析・説明の内容が一定水準に達した 12 件を除く 93 件に課題を指摘し、各行政機関からの補足説明を踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書は 20 件であった。それぞれの点検項目に着目すると、各行政機関からの補足説明を踏まえてもなお分析・説明に不十分な点が残るものは、「達成目標」44 件、「適用数・減収額等」61 件、「効果・達成目標の実現状況」75 件となっており、特に「効果・達成目標の実現状況」について、多くの評価書において分析・説明の内容に不十分な点があった。指摘した課題の主な内容は、以下のとおりである。

- 達成目標が定量的に示されていない。
- 適用数の実績が前回評価時の見込みの 5 割以下であり、適用数が想定外に僅少であることについて、説明が不十分である。
- 上位 10 社の適用額合計の割合が 8 割超であり、適用額が想定外に特定の者に偏っていることについて、説明が不十分である。
- 昭和 20 年代に創設され、長期間にわたって措置されてきたにもかかわらず、租税特別措置等の直接的な効果について、分析が不十分である。

点検において、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書については、更なる検証が必要であるとともに、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書についても、必要に応じて更なる分析・説明が期待される。また、現時点において租税特別措置等の直接的な効果を把握することが困難で、事後検証の方法をあらかじめ明らかにしている評価書については、次回評価時に当該方法によりその効果を分析することが求められる。

イ 規制の事前評価の点検

各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）に沿って、点検を実施した。対象とした政策評価は、9行政機関に係る79件であり、平成27年7月30日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。その際、参考情報として規制の影響が及ぶ範囲を示す情報や、指摘した課題に対する補足説明を求め、点検結果と併せて掲載している。

点検の結果、54件の評価について課題を指摘した。指摘した課題の主な内容は、以下のとおりである。

- 当該規制の対象となる要件を設定する際の根拠の説明が不十分な評価については、具体的に説明する必要がある。
- 費用の要素について、評価書に記載されている要素の他に発生又は増減するこ

とが見込まれる評価については、その具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。

- 費用と便益の関係の分析について、直接費用と便益を比較することなく規制が適当である旨が説明されている評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- 代替案としてベースラインの内容が記載されている評価については、ベースラインと異なる適切な代替案を明示する必要がある。なお、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- レビューを行う時期又は条件が、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価については、規制の内容に応じた適切な時期又は条件を設定する必要がある。

ウ 公共事業に係る政策評価の点検

(ア) 平成27年度の点検の概況

各行政機関が行った公共事業に係る政策評価について、管区行政評価局・行政評価事務所における現地調査機能を活用した情報の収集・分析を行うとともに、政策評価審議会の委員等の学識経験者の知見も活用しながら、複数の事業区分において計上されている同種の便益等の算定方法等の観点を設定し、当該観点を基に点検対象を絞り込み重点的に点検を行った。対象とした政策評価は、3行政機関に係る7事業区分33件であり、点検結果を平成28年3月28日に関係行政機関に通知し、公表した。

当該点検では、7事業区分33件の評価書のうち、3事業区分8件の評価書について、個別の指摘を行った。また、費用対効果分析マニュアル等の改定等、事業区分等に共通する13件の指摘を行った。

指摘の主な内容は以下のとおりである。

- 人口減少を反映した的確な需要予測が行われていない。
- 地域の実情を踏まえた便益の算定が行われていない。
- 類似の効果に対する便益の算定方法が事業区分等によって区々となっている。

表1 平成27年度の点検結果（個別の評価に係る指摘）（単位：件）

行政機関名	事業区分名	点検対象	個別指摘
厚生労働省	水道水源開発等施設整備事業	15	3
	簡易水道等施設整備事業	3	2
農林水産省	農業競争力強化基盤整備事業	3	—
	農業水利施設保全合理化作業	1	—
国土交通省	河川事業	6	—
	港湾整備事業	1	—
	都市・幹線鉄道整備事業	4	3
合計	7事業区分	33	8

表2 平成27年度の点検結果（事業区分等に共通する指摘）

（単位：件）

指摘の類型	件数
評価マニュアルの改定	5
最新の知見や事例の蓄積等を踏まえた評価手法の検討	4
運用改善（事業主体への周知徹底等）	3
その他	1
合計	13

（注）「指摘の類型」は複数又は単一の事業区分に係るもの

(イ) 平成26年度の点検における指摘に対する各行政機関の対応状況

平成26年度の点検（平成27年4月公表）における指摘（個別の評価書18件及び事業区分共通15件）に対する各行政機関の対応状況は、表3のとおりである。

個別の評価書に係る指摘については、指摘に基づき評価書の修正が行われた。

また、事業区分ごとに共通する指摘については、指摘に基づき、各行政機関において費用対効果分析マニュアル等の改定等や運用の徹底のための措置が進められている。

表3 平成26年度の点検における指摘に対する各行政機関の対応状況（単位：件）

行政機関名	事業区分名	個別に指摘した評価書の件数	各省の対応	事業区分ごとに共通する指摘(延べ数)	各省の対応	
			評価書の修正		マニュアル等の改定等	運用の徹底
農林水産省	直轄海岸保全施設整備事業	—	—	3	—	対応中
	水産物供給基盤整備事業	4	4	2	—	2
	水産資源環境整備事業	4	4	1	—	1
経済産業省	工業用水道事業	4	4	2	2	—
国土交通省	港湾整備事業	1	1	1	対応中	—
	住宅市街地総合整備事業	4	4	4	4	—
	都市公園事業	1	1	2	対応中	対応中
合計	7事業区分	18		15		

